

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）
黄色セル：更新箇所

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	さいたま市	川口市	蕨市	戸田市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	鴻巣市	上尾市
実施する施策																
	具体的取組															
■ソフト対策の主な取組																
①円滑かつ迅速な避難のための取組																
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供																
	1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引続き実施	県・市町村	ホットラインにより情報提供された内容を、避難情報発令等の災害対応策を実施する際の検討材料として活用。	ホットラインの情報については、災害対策本部において情報共有している。	必要に応じて活用している。	ホットラインの情報については、災害対策本部において情報共有し、避難情報発令を検討する等に活用する。	熊谷気象台からの情報収集など、必要に応じて活用している。	避難情報発令における参考として活用している。	熊谷気象台からの情報など、必要に応じて活用している。	ホットラインで得た水位情報や前兆現象、氾濫等の情報について、避難情報発令基準において水位に応じた警戒レベルを設定し、また、水防団の待避基準を明確化する。	洪水予報伝達装置などの際に活用を図る	ホットラインによる情報提供があれば、避難情報発令を検討する等に活用する。	
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）																
	2	多機関連携型タイムラインの検討	L,M,R	第8年度	県・市町村・気象台	令和6年度時点において作成していない。			予定なし。		地域防災計画で志木市における事前行動計画（タイムライン）を定めており、その中に荒川上流河川事務所のタイムラインの記載がある。		広域避難検討会において、共通タイムラインの運用を検討している。	他機関と連携し、検討する。	台風等に伴う大規模水害に関する多機関連携型タイムラインを作成している。	
	3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	M,AF	毎年	協議会各団体	市長ほか、荒川上流河川事務所、県、自衛隊、警察等が参加する図上訓練の際に、タイムラインを考慮した水害対応方法を検討する実践的な訓練を平成30年度に実施。	タイムラインを活用した訓練の実施を検討する。	タイムライン作成が完了したため、今後検討していく。	河川はん濫を想定した災害対策本部指揮訓練を実施済（国・県河川併せて実施）	令和3年11月に福祉避難所となる災害時応援協定先と福祉避難所机上訓練を実施し、水害対応タイムラインを基に、討議型訓練を実施した。	要配慮者施設を対象とした情報伝達訓練を実施した。	・実施を検討する。	災害対策本部による、タイムラインに基づいた水害対応の図上訓練を実施。	県・他市町村等の動向を調査研究し、水害対応タイムラインを活用した訓練の実施を検討する。		
	4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,M,Q,R	必要に応じて	県・市町村・気象台	国、県管理河川ともに、避難情報発令に係るマニュアルを作成済み。 令和元年東日本台風による教訓や避難判断の基準となる水位の見直し等の状況を踏まえ、避難情報の発令基準やタイムラインの見直しを実施。	地域防災計画の改訂に伴い見直しを実施。今後も必要に応じて見直しを実施する。	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準を定めたマニュアルを作成しており、必要に応じて見直しを実施する。	地域防災計画の改訂に併せて避難情報を見直しした。今後も、必要に応じて見直ししていく。	地域防災計画（あるいは水防計画等）で避難指示等の発令基準を記載している。（国・県河川ともに）	平成29年度に地域防災基本計画の改定のあわせて見直しを実施 令和3年5月に避難情報が変更されたことに伴い、タイムラインの見直しを実施	地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・避難情報の発令基準の見直しを実施する。	必要に応じ見直しを実施する。	・H28年にチェックリストとして作成しており、それをH29年12月にタイムラインとして、改良。 ・さらなる改良をR1年5月に実施。 ・R3年7月に改良。 ・R4年1月に改良。 ※市内全河川対応同じ	
	5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成、普及啓発	R	第8年度	関係地産・農・商・市町村	・令和3年度改訂予定の「学校における防災教育」へ、マイ・タイムラインの内容を掲載。市内市立学校全校に配布した。 ・令和3年度、ゲストティーチャーにおいて、防災アドバイザーがマイ・タイムラインを講義することを目指す。避難する側、避難される側の双方が水害への理解を深めていただくことを計画。 ・令和4年度、防災アドバイザー対象にマイ・タイムライン講習を実施した。また、実際に防災アドバイザーによるマイ・タイムラインの講義が行われた。 ・過年で防災アドバイザーによるマイ・タイムライン講習を実施し、普及啓発を行っている。	防災出前講座等において、マイタイムラインの作成及び普及啓発を行っている。	防災出前講座等において、マイタイムラインを取り上げ、作成及び普及啓発を実施している。	「マイ・タイムライン（避難行動計画）」の作成に関する出前講座を実施。その他、防災関連事業で啓発チラシ配布。	市で実施する防災イベントで年数回、作成会を実施している。	防災講座や防災訓練でマイ・タイムラインの作成方法を説明した。	ハザードマップ内に入れるとともに、おとどけ講座において、周知を行っている。	市ホームページにより、作成の啓発を行っている。	ハザードマップやHPに案内を掲載しているほか、YouTubeやDVDを用いて啓発を行っている。	浸水想定区域内の小学校に対して、マイタイムライン講習会を実施している。	
(3) 水害危険性の周知促進																
	6	水位周知河川の拡大及び運用	K	第8年度	県											
	7	ハザードマップの見方など水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	Z	0	関係地産・農・市町村	ハザードマップの見方などや災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務局危機管理課防災課としている。	ハザードマップの配布、内容に係る説明等は危機管理課の窓口にて実施。	ハザードマップの問い合わせ先は市民生活部安全安心課防災危機管理係とし、内水については都市整備部下水道課が担当している。	市の広報誌、HP等でハザードマップを周知啓発を行っている。問い合わせ先もその際に合わせて周知をしている。	防災部門で対応している。ホームページに防災担当課の連絡先を明記している。	危機管理室防災担当が行っている。	問合せがあった際に、随時対応している。	危機管理課で担当。	危機管理防災課にて問い合わせの対応を実施している。		
(4) ICT を活用した洪水情報の提供																
	8	洪水情報のプッシュ型配信の実施及び運用基準の明確化	P,Z,AA	第8年度	県											
	9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒線の発表」等の改善	M,Q,G	引続き実施	気象台											
	10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,MA,AB,AC,AE	引続き実施	市町村	・災害時には防災行政無線放送、メール配信、市HP、テレビエータ放送、Yahoo!防災速報アプリなどの多様なツールを用いて住民への情報伝達を行っている。 ・令和2年度から携帯電話等を所持しておらず、情報の受け取りが困難な高齢者等を対象として、防災行政無線にて配信する避難所開設や避難勧告等の情報を電話・FAXにより配信するサービスを導入した。 ・令和4年度から、情報収集のツールの一つとして、「さいたま市防災アプリ」の公開を行った。 ・令和5年度に、防災行政無線の主要設備を更新し、無線放送と同時にメールでの情報配信もできるよう機能強化を行った。また、無線放送の内容の聞き直しができる自動電話応答サービスを導入した。	・防災行政無線、広報車、市公式サイトのメール配信サービス、LINE E市は防災アカウント、緊急連絡メール、アラート、報道機関の協力を得て情報伝達を行っている。 ・令和5年度には避難勧告等を電話やFAXで配信するサービスを導入し、令和6年度は、市に対して避難所情報を配信する避難所情報公開システムを導入した。 ・対象区域の町会、自治会長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝達できるよう計画している。 ・自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知徹底を図っている。 ・防災行政無線の新設・更新工事を計画的に実施しており、令和6年度については1基を新設し、併せて2基の改修工事について更新・高規格化を実施するなど、防災行政無線の改良を行った。 ・令和5年度から視覚や聴覚に障害のある方等を対象として、市が発令する避難情報等を電話やFAXで伝達する川口市災害緊急情報配信システムを導入した。	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急連絡メール、アラート、報道機関の協力を得て情報伝達を行っている。また、町会にタブレットを配布しており、LINE WORKSを活用して情報の周知を図っている。今後も情報伝達手段の充実を図っていく。	防災行政無線、広報車、市HP、緊急連絡メール、アラート、報道機関の協力を得て情報伝達を行っている。また、町会にタブレットを配布しており、LINE WORKSを活用して情報の周知を図っている。今後も情報伝達手段の充実を図っていく。	避難情報を発表した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急連絡メール、アラート等で広報を行っている。防災行政無線のデジタル化に合わせて離れ地域の解凍に努めている。 令和3年7月に災害協定を締結し避難所の混雑状況をインターネットで把握するシステムを導入した。	同僚系防災行政無線のデジタル化済。 同僚系防災行政無線放送内容確認の電話対応サービスの実施。 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市公式サイトのメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急連絡メール、アラート、報道機関の協力を得て情報伝達を行っている。	市防災行政無線、広報車等による広報手段のほか、消防団及び自主防災組織等の協力による戸別訪問等により、速やかに市民等に伝達することが地域防災計画に記載されている。 令和元年度の実績として、市からのメール配信、緊急連絡メールをつかさど活用した。	・防災行政無線のデジタル化を実施した（平成30年度に予定済み）。 ・避難情報を発令した場合、防災行政無線、エリメール、アラート、市ホームページ、市公式ウェブサイト、市公式フェイスブック、新座市防災行政無線メールで伝達する他、必要に応じて広域に伝達している。 ・平成30年度から、土砂災害警戒区域の住民を対象に、一斉情報伝達システムの運用を開始した。 ・避難対象区域の町内会長・自主防災会会長へ電話連絡及び避難対象区域の要配慮者利用施設へ電話連絡についても、一斉情報伝達システムの運用を開始した。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、サイレン、口頭伝達、テレビ、ラジオ、緊急連絡メール、インターネット等を通じて広報を行う。 ・消防団員、自主防災組織の協力を得て、当該地区の避難行動要支援者にも周知徹底を図る。必要に応じて見直しを実施する。 ・280世帯の防災行政無線システムを導入と、防災ラジオの有償貸与を開始。	【建設管理課】 ・鴨川及び荒川、都市下水路、逆川、原市沼川、江川、荒川のの様子をHPにて公開。 ・荒川流域一級河川江川について、下水道管の開閉時及び閉鎖が見込まれる場合は、江川沿いの住民に電話で周知。 【危機管理防災課】 ・市内に流れる河川については、増水が見込まれる場合に、総務部又は都市整備部がバトロールを実施。 ・状況に応じて、市民協働推進課、危機管理防災課や広報広聴課などが防災行政無線、ツイッター、市メールマガジン、LINE、Yahoo!防災アプリで注意喚起を実施。 ・状況に応じて、危機管理防災課又は広報広聴課が流域周辺の自主防災組織に、高齢介護課と障害福祉課が浸水想定区域内の要配慮者利用施設に、電話連絡を実施。	
	11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	第8年度	関係地産・農・市町村	CityFMにいたま（ラジオ局）と災害時の情報発信における協定を締結し、平時より連携を深め、災害時に円滑に情報を発信することができるよう調整を行っている。 また、令和7年度には、災害時に、本市で既に導入済の防災情報配信システムから、コミュニティFM放送へ割り込んで緊急放送ができるようシステムの改	災害時における情報発信の協定を複数事業所と結んでおり、市民に迅速かつ正確な情報伝達に努めている。	新ターゲットビジョン株式会社と災害時緊急情報の緊急放送に関する協定を締結している。	ジェイコム川口戸田と災害時における放送等に関する協定を締結している。	コミュニティシェアFMと災害協定を締結し、災害時にはFMを通じて、災害情報を発信することができる。	アラートの活用 令和4年度に株式会社コミュニティシェアFMと災害時緊急放送に関する協定を締結	株式会社コミュニティシェアFMと災害時緊急放送に関する協定を締結した。	ジェイコム株式会社やコミュニティシェアFMと連携し、情報発信を行っている。	地元のコミュニティFM放送局と協定を締結済。 平成25年に新ジェイコムさいたまと「災害時における放送等に関する協定」を締結し連携。 同じく平成25年に、テレビ埼玉のデータ放送を活用しており、連携して情報伝達する体制を構築している。		

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）

黄色セル：更新箇所

取組の柱	実施する施策		課題	目標時期	取組機関	さいたま市	川口市	蕨市	戸田市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	鴻巣市	上尾市
	具体的取組														
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実															
	12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,M,O	8年度	関東地整・県・水資源機構										
	13	避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N,M,O	8年度	関東地整・県・市町村・水資源機構	県管理河川の避難情報の発令にあたっては、「川の防災情報（埼玉版）」の水位情報を活用している。	河川情報の水位情報については、国土交通省の川の防災情報や市のホームページでも見られるようリンク先情報提供している。	必要に応じて活用している。	災害対策本部での避難情報等の発令に際する判断材料として活用する。	川の防災情報を活用し、判断する。	埼玉県の川の防災情報で、荒川（治水機能観測所）、新河岸川（宮戸橋観測所）、柳瀬川（清流橋観測所）の水位を参考に避難情報の判断をしている。	川の防災情報を活用し、宮戸橋観測所の水位を基準に避難情報の判断する。	危機管理型水位計の水位を避難情報発令基準に位置付ける。	国や県の情報をもとに迅速な判断に活用していく。	各種情報については、リアルタイムで情報取得に注力し、過去の被害も考慮し活用している。
	14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	8年度	関東地整・県・市町村	City株さいたま（ラジオ局）と災害時の情報発信における協定を締結し、平時より連携を深め、災害時に円滑に情報を発信することができるよう調整を行っている。	災害時における情報発信の協定を複数事業所と結んでおり、市民に迅速かつ正確な情報伝達に努めている。	県ケーブルビジョン株式会社と災害情報等の緊急放送に関する協定を締結している。	ジェイコム川口戸田と災害時における放送等に関する協定を締結している。	コミュニティエフエムと災害協定を締結し、災害時にはFMを通じて、災害情報を発信することができ	アラートの活用 令和4年度に株式会社コミュニティエフエムと災害時緊急放送に関する協定を締結	株式会社コミュニティエフエムと災害時緊急放送に関する協定を締結した。	ジェイコム株式会社やコミュニティエフエムと連携し、情報発信を行っている。	地元のコミュニティFM放送局と協定を締結済	平成25年に県ジェイコムさいたまと「災害時における放送等に関する協定」を締結し連携。同じく平成25年に、テレビ埼玉のデータ放送を活用しており、連携して情報伝達する体制を構築している。
(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等															
	15	現状の避難場所・避難経路、避難誘導体制の再確認と改善	V,W,X,AE	引き続き実施	市町村	令和2年度に埼玉県災害対策課と調整し、「県と市町村の広域避難研究会」を発足。本研究会において、避難場所・避難経路、避難誘導体制等について確認と改善を図っていく予定。	指定避難所や指定緊急避難場所は、主に市内小・中・高等学校や公民館等を指定している。	緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校や公民館を指定している。	指定緊急避難場所として、市内の公共施設を指定している。また、地域の町会が身近なマンションや事業所を緊急一時避難場所として選定している他、冠水が発生しやすい道路を選定し、マップにしている。今後も必要に応じて見直ししていく。	指定緊急避難所や緊急避難所は、小中学校の他、公民館等の公共施設を指定している。	令和3年12月に指定緊急避難場所、指定避難所、指定福祉避難所の指定を行い、公示をした。	市内福祉施設等を指定緊急避難所や緊急避難所とし、主に小中学校や公民館を指定している。他に7箇所、（民間施設を含む）福祉避難所を指定している。	・私立学校に対し、出水前前にあらかじめ、避難所として開設する手続等を確認する。 ・避難対象区域の町内会長・自主防災会会長へ電話連絡し、特に、在宅の避難行動要支援者への伝達を依頼する。	防災マップ、ホームページで避難場所・避難経路を周知している。	現在、大雨等による避難所としては、以下避難所を開設予定。 【芝川】 東中学校・中央小学校 【鴨川】 富士見小学校・市民体育館 【荒川】 大石南小学校・平方支所
	16	当該市町村内の避難場所だけでなく避難者を受けしきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討。そのための情報提供の実施。	V,S,T,U,X,Y,AG	必要に応じて	関東地整・県・市町村	令和2年度に埼玉県災害対策課と調整し、「県と市町村の広域避難研究会」を発足。本研究会において、当該市町村内の避難場所だけではなく避難者を受けしきれない場合の、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討を行うっていく予定。	隣接する近隣市と避難場所の相互利用に関する協定を締結している。	近隣市と災害時相互応援協定を結んでいる。	災害時相互応援協定により、近隣市の避難場所を利用可能。 今後、具体的な運用について、検討していく。	広域防災計画では、指定避難所、避難場所で収容できる想定。	災害時応援協定や広域防災計画には、位置づけられているが、今後具体的な避難先などについて、近隣市と協議していく。	近隣の市区と災害協定を締結済み	・近隣の市区と災害協定を締結済み。適宜、情報共有を図っている。 ・広域避難研究会に参画している。	荒川上流河川事務所主導の広域避難検討会に参加。	災害時相互応援協定により、近隣市の避難場所を利用可能。 必要に応じ、具体的な運用方法について検討する。
	17	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂等を有効活用するなど、連携による効果的な整備を実施	S,T	必要に応じて	関東地整・県・市町村・水資源機構	予定なし	必要に応じて検討する。	必要に応じて、河川管理者と連携した効果的な避難場所の整備を検討する。	建設工事における発生土砂等の有効活用を検討していく。					必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたっては、建設工事における発生土砂等の活用を図っていく。	避難場所、避難経路等の整備が必要になった場合は、河川工事等の発生土砂等活用を検討していく。
	18	応急的な避難場所の確保	S,T,U,V,X	8年度	県・市町村	市有施設等を指定緊急避難場所に指定するほか、やむを得ず車中避難する場合に利用可能な駐車場を確保するなど、応急的な避難場所の確保を行っている。	主に市内小・中・高等学校や公民館等を指定緊急避難場所として確保している。	緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校や公民館を指定している。 また、近隣市と災害時相互応援協定を結んでいる。	近隣市と災害時相互応援協定を結んでいる。また、市外の民間施設と一時避難場所の協定を締結している。	市内の民間施設（4箇所）と洪水等の災害時における避難所利用の協定を締結している。	指定緊急避難場所の指定や、民間施設と一時避難場所をはじめ、ホテルとの協定を締結した。	指定緊急避難場所の指定や、民間施設と一時避難場所をはじめ、ホテルとの協定を締結した。	指定緊急避難場所まで立寄り避難する様子がない場合の緊急避難先について、洪水浸水想定区域内の住民一人一人が確認しておくよう、引き続き啓発を行う。	避難所の見直し等を今後行う予定	令和3年度に避難所の指定を見直し、新たに指定避難場所兼指定緊急避難場所を指定した。応急的な避難場所の確保はしない。
	19	避難訓練への地域住民の参加促進	S,T,U,Z,AD,AF	8年度	市町村	洪水想定区域内の自主防災組織や避難所等において、水害からの緊急避難に関わる訓練を順次実施している。	震災時の避難訓練については、各地域において定期的に実施しているため、今後、水害に関する訓練についても実施するよう促す予定。 中学生に対しての防災リーダー認定を行うことにより、子育て世代の参加を促す。	今後水防訓練等を検討する。	市町村のはん堂については、水害避難訓練を既に実施している。市の広報等を使って、広く参加を促している。	小学校区における防災訓練を自主防災組織と共催で実施している。	自主防災組織代表者会議や新任町内会長会議の場で自主防災組織への補助金交付等を周知し、積極的な訓練の開催を促し、地域住民の参加促進に努めている。	今後実施予定は、一次避難所における防災訓練を自主防災組織と共催で実施している。	フックシミリ、電話、メールにより、要配慮者利用施設に対し、避難情報の伝達訓練を実施。（33施設のうち、28施設が訓練に参加）	水害を想定した住民参加型の避難訓練を今後実施予定	令和4年8月に市民の避難訓練を含め、防災訓練を実施した。
	20	共助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難経路等の訓練及び洪水時における喫煙の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整	V,AD,AE	8年度	県・市町村	各自主防災組織に対し、防災資機材の購入や訓練の実施等について補助金を交付し、活動を支援している。また、年に1回自主防災組織を対象に防災対策に関わるセミナーを開催し、防災意識の醸成を図り、共助の仕組みの強化を図っている。	防災出前講座等において、水害時の対応について周知	自主防災組織や地域等と連携を図る。	各自主防災会で洪水時の避難について相互扶助の仕組みを実施している。今後はフォローアップなどを訓練等を通じて、実行していく予定。	小学校区における防災訓練を毎年実施しているほか、令和元年5月に自主防災組織、民生委員児童委員等の避難支援者を対象に避難行動要支援者支援制度の研修会を開催した。	指定緊急避難場所での避難所開設・運営訓練を実施したことをはじめ、現行の避難行動要支援者名簿（個別計画）の活用資料を作成したことや、令和5年度から運用を開始できるように、避難行動要支援者個別避難計画基本方針を策定した。	youtubeやTikTokのSNSを活用した防災啓蒙動画を配信。 また、避難行動要支援者支援制度の実効性確保のため、対象要件を見直すとともに、個別計画の整理を行った。	引き続き、避難行動要支援者支援制度の周知を行う。また、避難行動要支援者支援制度の実効性確保のため、対象要件を見直すとともに、個別計画の整理を行った。	自主防災組織の取り組み強化を図る	共助の意識向上として、上尾市防災士協議会によるイッモ防災講座や市政出前講座を実施しており、引き続き実施していく。
	21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V,S,T,U	8年度	市町村	洪水水害河川、水位周知河川の洪水ハザードマップを作成している。また、住民一人一人の避難計画の検討に役立てってもらうため、県管理河川も対象としたマイ・タイムラインの作成について、市民へ周知を図っている。	・避難行動要支援者については、順次作成を町会・自治会に依頼。 ・住民一人一人避難計画については、防災出前講座等で必要性を周知。 ・情報マップについては、地域防災マップを有効活用する。	洪水ハザードマップ内の家族の連絡先や非常用持ち出し品リストを利用していただくように出前講座等で周知している。	マイ・タイムラインについて、市HP及びハザードブックに掲載し、周知、作成促進を図っている。	小学校区における防災訓練をとおして、各地区の自主防災組織にマイタイムラインの周知・啓発を行っている。	令和2年度から令和3年度にかけて、志木市地区別防災ガイドブック（8地区）を作成し、住民へ全戸配布を行った。さらには地域での防災訓練や防災講座において、マイ・タイムラインの周知を実施している。	令和元年度に実施した水防災セミナーにて、講師である気象予報士がマイ・タイムラインの説明をした。また、防災ガイド&ハザードマップに、和光市版マイ・タイムラインを新たに作成・掲載し、周知を図った。	マイ・タイムラインの周知・啓発を行う。	マイタイムラインの周知を行う	令和2年度から継続して、マイ・タイムラインの作成を促す研修を小・中学校で実施している。前段階として、令和2年2月に、荒川上流河川事務所に出前講座を依頼し、上尾市防災士協議会の会員に対し実施済。 令和4年2月の発行の上尾市防災ガイドブックにマイ・タイムラインを掲載。 避難所までの避難経路、危険箇所の把握
	22	地域防災力の向上のための人材育成	AD,AE,AF	8年度	関東地整・県・市町村	防災士の資格を有する防災アドバイザーによる地区防災計画策定支援により、地域の防災力向上に係る人材育成を行っている。また、新規防災士育成のため、資格取得に係る費用を助成している。	定期的に防災リーダー認定講習を開催し地域防災リーダーの拡充に努めている。	防災大学校を実施して地域住民の防災知識向上を図る。	自主防災会からの推薦者に対し、防災士資格取得に係る費用の補助を実施している。また、令和5年度から、中学生を対象とし、防災士資格取得に係る費用の補助を実施している。	平成28年より防災士の資格を持ち、自治会等の自主防災活動に協力できる方を地域防災アドバイザーとして委嘱し、地域防災力の向上に寄与いただいている。	市内8校の小学4年生を対象に防災講座を実施 中学3年生に出前講座を行い、マイ・タイムラインについて説明を実施	防災の知識の習得や実際に体験して防災スペシャリストを目指す「和光市BOSAIまちづくり伝道師講座」において、水害カリキュラムを講義した。	引き続き、自主防災会向けの研修会を実施する。	自主防災組織リーダー養成講座等を開催し育成を図る	平成24年度から防災士育成補助金を出しており、防災力向上のための人材育成を実施中。 平成27年度からは、自主防災組織の上位組織によるD1G訓練研修を実施中。 令和2・3年度防災士に対して、マイ・タイムライン研修を実施。 令和4年度は、自主防災組織及び防災士を対象にハザードマップに関する研修を実施した。

項目				黄色セル：更新箇所												
取組の柱	課題			さいたま市	川口市	蕨市	戸田市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	鴻巣市	上尾市			
	実施する施策	目標時期	取組機関													
	具体的取組															
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施																
	23	国等が他市のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	88年度	関東地整・県・市町村		関係部署に対して情報の共有を行っている。	担当部局において避難確保計画を作成するにあたり情報共有している。	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	国の避難確保計画のひな型を要配慮者利用施設に配布している。共有すべき情報については、適宜、要配慮者利用施設と情報共有を図っていく。	市で独自に作成した防災啓発冊子を要配慮者利用施設に配布している。	地域防災計画に位置付けている避難確保計画未作成の要配慮者利用施設に対して、避難確保計画作成を促し、作成させた。今後も新規開設した要配慮者利用施設に適宜案内をしていく。	当該施設に対し、避難確保計画に関する知見を周知した。	・当該施設に対し、避難確保計画に関する知見を周知した。	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	避難確保計画の作成は、各要配慮者施設に依頼しているところである。施設の負担とならないよう、市側で雛型を作成し、空欄等に記入すれば計画が作成できるようになっている。令和4年度 82%の施設が計画を策定。外部講師による避難判断トレーニングを実施
	24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施を目指す。必要に応じた事例等、必要の情報提供を行う。	AD	88年度	県・市町村		対象となる要配慮者利用施設へ計画の作成と避難訓練の実施を推進しており、庁内所管課と調整し、地域防災計画へ位置付ける対象施設を整理した。令和3年度は、避難確保計画作成に係るチラシを作成し、所管課と協働で対象となる施設へ発送するなど、取組を推進している。	担当部局からそれぞれの要配慮者施設に対して避難確保計画作成を指示しており、一部の施設では作成済みである。	福祉担当課と連携し、要配慮者利用施設における避難確保計画を作成する。	対象となる要配慮者利用施設のうち、約8割の施設が避難確保計画を作成した。また、関係課と連携し、計画作成を促している。訓練の実施についても、促している。	対象となる施設を一堂に集めて説明会を開催した。施設所管課と連携し、計画の作成や訓練の実施支援等をしていく。	要配慮者施設の避難確保計画に基づく令和3年度訓練事例集を作成した。要配慮者施設の参考になるよう情報提供し、市HPにも掲載している。	年1回の情報伝達訓練、必要に応じて説明会を実施。令和元年度は自衛水防組織の組織化を盛り込んだ計画の作成率を100%とするとともに、計画に基づいて施設独自の避難訓練・防災教育も全ての施設で実施した。	・当該施設に対し、個別訪問等による説明を実施し、作成率100%となった。引き続き、要配慮者利用施設に対する情報伝達訓練を実施する。	・福祉担当課や高齢者担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の実施に向けた支援を検討していく。・保育・児童施設に対し避難確保計画の作成を依頼。	市ホームページに計画について公開し、また各施設に計画作成を促すために雛型等の書類を送付している。令和4年度 82%の施設が計画を策定。
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用																
	25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	88年度	市町村		国、県管理河川とともに、防災イベント等の際に洪水ハザードマップを配布し、市民への周知を図っている。	想定最大規模降雨によるハザードマップを令和3年5月に作成し、各戸配布するとともにHPで公開している。また、危機管理課、支所、公民館等に配置し提供しているほか、防災出前講座においても活用し周知を図っている。	住民への水害ハザードマップの周知に際し、市ホームページへの掲載及び改定の際に全戸配布を実施している。	戸田市ハザードブックを作成する際に、他自治体の事例を参考にしている。今後も他自治体の事例を参考に、必要に応じて改善を図っていく。令和3年度に実施した、新しいハザードブック(令和3年4月公表)の全世帯配布について、取組事例としてブロック会議で共有した。	住民への水害ハザードマップの周知に際し、窓口配付及びホームページに掲載している。他市町における優良事例を参考に、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練方法の改善を検討する。(国・県河川とともに)	ハザードマップを周知するため、ホームページでの公開や市民便利帳への掲載などを実施。	水害だけではなく、地震（揺れやすさ）等のハザードマップとセットにした「防災ガイド&ハザードマップ」の配布。	・ハザードマップを用いた防災訓練時の講話や出前講座の実施に努めるとともに、優良事例を周知する。	他市町における優良事例を参考に、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練方法の改善を検討する。	【道路河川篇】 ・浸水被害報告書等について情報を共有し、希望者には情報照会を行っている（公開は行っていない）。 【危機管理防災課】 ・令和3年度水害ハザードマップを作成し、無料で全戸配布。転入等してきた住民等必要とする方に配布を実施。 ※市内全河川にて対応
	26	ハザードマップの見方などや災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	88年度	市町村		ハザードマップの見方などや災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務局危機管理部防災課としている。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	ハザードマップの問い合わせ先は市民生活部安全安心課防災危機管理係とし、内水については都市整備部下水道課が担当している。	予定なし。	市の広報誌、HP等でハザードマップを周知啓発を行っている。問い合わせ先もその際に合わせて周知をしている。	防災部門で対応している。ホームページに防災担当課の連絡先を明記している。	危機管理室防災担当が行っている。	問合せがあった際に、随時対応している。	危機管理課で担当。	危機管理防災課にて問い合わせの対応を実施している。
	27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引続き実施	市町村		国、県管理河川とともに、国土交通省ハザードマップポータルサイトに水害ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	・国土交通省ハザードマップポータルサイトに、想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップ及び計画規模降雨に対応した内水ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	国河川：想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを登録済 県河川：計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録済	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	・改定したハザードマップの登録を行う。	想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを登録。	・洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ登録済。 ※市内全河川にて対応
	28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引続き実施	市町村		国、県管理河川とともに、ハザードマップを活用した訓練を必要に応じて検討する。	必要に応じて検討する。	防災講座で国上訓練を実施する際にハザードマップを活用している。	水害ハザードマップを活用し、荒川のはんゑを想定した水害避難訓練を実施している。今後、訓練について、内容の充実を図っていく。	河川はんゑを想定した災害対策本部指揮訓練を実施済（国・県河川併せて実施）	自主防災組織のD I G訓練において水害ハザードマップを使用した訓練を実施している。	荒川及び新河岸川の浸水想定区域の要配慮者施設を対象とした水害対応情報伝達訓練を実施済。また、避難確保計画に基づいた施設独自の訓練・防災教育も全ての施設で実施した。	浸水想定区域における防災訓練の際に、洪水ハザードマップを用いた講話を行った他、D I G訓練において洪水浸水想定区域を活用した。今後もハザードマップを用いた防災訓練時の講話や出前講座の実施に努める。	水害ハザードマップを活用した防災訓練を実施。国上訓練・避難所開設訓練	県・市町村等の動向を調査研究し、水害ハザードマップを活用した訓練の実施を検討する。避難経路の確認、危険箇所の把握
(9) 浸水実績等の周知																
	29	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等へ周知	A	引続き実施	県・市町村 水資源機構		市内の水害履歴を各区役所情報公開コーナー、市ホームページで公表している。	把握している浸水実績を、危機管理課及び市HPにおいて公表している。	市の把握する水害履歴を窓口及び市ホームページで公開している。	浸水実績を市ホームページ、戸田市ハザードブック、市庁舎で公表している。	白図に記載した浸水実績図を公表している	浸水実績をハザードマップにて公表している。また、災害ごと町別の浸水被害のデータを窓口にて公開している。	浸水実績や家屋倒壊等氾濫想定区域をハザードマップにて公表している。	過去の浸水実績について、庁舎窓口・市防災サイトにて周知している。	浸水実績を内水ハザードマップにて公表している。	・大雨等の災害が発生した後、被害集計を行い、浸水履歴として蓄積し、危機管理防災課窓口にて公開中。
	30	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引続き実施	市町村		国管理河川の荒川については実施しているが、県管理河川については、実施の予定なし。	浸水想定区域には、電柱に浸水浸水看板及び避難場所及び経路などの表示看板を設置している。	想定浸水深を記載した看板を設置済。	荒川沿岸部の想定浸水深について、市内に看板を設置。更新している。また、東電タウンプランニング㈱と協定を締結し、企業広告に避難場所等を掲載している。	東電タウンプランニング㈱と電柱広告の一部に市の防災情報等を掲載する「地域浸水想定広告に関する協定」を締結済。令和3年度に一社掲載実施。	実施を検討する。	※	・東電タウンプランニング㈱と電柱広告の一部に市の防災情報等を掲載する内容の協定を締結済み。・避難場所案内看板について、洪水への対応等、災害種別ごとの対応を追究している。・企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結し、市内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示すよう検討している。	・今後、浸水想定区域内の電柱、学校、公共施設等へに水深、避難経路などの表示看板の設置を検討していく。・企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結し、市内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示すよう検討している。	平成28年8月に東京電力タウンプランニング㈱との協定締結。令和3年度8件の避難所までの避難経路を設置。令和4年度6件の避難所までの避難経路を設置。
	31	市町村のまちづくり担当部局に対し、中高層建の水害リスク情報の提供	A	88年度	関東地整・県											
(11) 防災教育の促進																
	32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A,E,I,Z	88年度	関東地整・県・市町村		今後、指導計画に関する情報提供を受けた際には、その情報を市立の小・中・高等・特別支援・中等教育学校に周知する予定。	指導計画の情報提供があった場合には、教育部局を通じて情報共有を図る。	国の支援により作成した指導計画を、市町村内の全ての対象となる学校に情報共有する。	各小・中学校において、安全教育の全体計画を作成し、避難訓練の実施など、計画的に安全教育を推進した。避難訓練の実施については、地震や竜巻など、様々な種類の災害を想定し、必要に応じて実施を検討する。	国の支援により作成した指導計画を、市町村内の全ての対象となる学校に情報共有する。	今後、国で作成された、指導計画の共有について、教育委員会と連携している。	※	・国・県からの情報提供資料について、市教委と共有した。	国の支援により作成した指導計画を、市内の全ての対象となる学校に情報共有する。	国の指導により作成された指導計画が示された後、市教育委員会に情報共有を図る。
	33	教職員を対象とした講習会の実施	A,E,I,Z	引続き実施	協議会全体		市立学校の安全教育主任を対象とした安全教育主任研修会において、学校における防災教育の内容、防災アドバイザーの活用、各区避難所運営訓練への児童生徒の参加について周知した。			戸田市の安全教育部において、災害時における小・中学校合同引き渡し訓練について、課題や成果について共通理解を図るための研修会を実施した。小学校教育職員20人対象にまちづくり出前講座を実施（※5.2.15）	浸水想定区域内の学校の管理職に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられたことなどを、全体説明会や個別対応にて説明を実施した。	今後、教育委員会と実施について検討していく。小中学校での防災教育（出前講座の実施）により、災害について理解を深めるきっかけとなる場としている。	令和6年度では学校運営協議会と教職員同士による「避難所運営ゲーム（HUG）」を実施し、学校施設の避難所管理を考えるきっかけとなった。※本年度以降も実施可能か、関係課と検討していく。	・浸水想定区域の学校の管理職に対し、避難確保計画の作成経路や災害時の市の対応について、個別訪問の上、説明済み。・浸水想定区域の学校教職員を対象に出前講座を実施した。今後も実施に努める。	・教職員に対する防災研修を検討する。小・中学生に対して防災に関する授業を実施。学校の避難所としての機能を周知。	浸水想定区域内の小中学校に対して、マイタイムライン講習会を実施しており、教員も参加している。
	34	出前講座等を活用した講習会の実施	A,E,I,Z	引続き実施	協議会全体		出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。	市内の各種団体、町会・自治会に対して防災出前講座を実施している。内容としては、「川口市防災ハンドブック」を活用し地震・水害に対する自助対策について周知している。	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。	市内各町会・自治会とのワークショップや出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて、住民への周知を実施している。今後も継続して出前講座等を実施していく。	住民からの依頼により実施している	防災講座などで要望に合わせて、防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。毎年、小学4年生を対象に防災講座を実施。	出前講座などで防災情報の入手方法などについて住民への周知を実施しを+4した。	引き続きハザードマップを用いた防災訓練時の講話や出前講座の実施に努める。	・市内における浸水想定や洪水時の避難方法等について、職員出前講座にて平時の備えとともに周知。	住民等から依頼に対して、出前講座を実施。

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）
黄色セル：更新箇所

取組の柱 実施する施策	課題												
	具体的取組												
	(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化												
35	危機管理型水位計の拡充	G, AH	令和8年度	県									
36	河川監視用カメラの拡充	G, AH	引き続き実施	県									
37	河川管理施設の操作状況に係る警戒情報の伝達（特に避難のダム管理者からの緊急伝達に係る警戒情報）に関する基準や運用の明確化	H	令和8年度	関係地盤・県・水資源機構									
38	ダム放流警報等の数値化や改良	AX, N	令和8年度	関係地盤・県・水資源機構									
39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	令和8年度	関係地盤・県・水資源機構									
40	水位周知下水道の指定	AX, N	令和8年度	県・市町村	計画の予定なし ただし、さいたま市水位情報システムにより一部の雨水幹線等の水位を公表している	予定なし	市内に地下街等がないため、指定予定なし。	該当となる施設がないため実施対象外	予定なし。	※	予定なし		県・他市町村等の動向を調査研究し、指定について検討する。
41	洪水予測（水害タイムライン）の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	令和8年度	関係地盤・県									
②的確な水防活動のための取組													
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供													
42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AI	引き続き実施	市町村	・水防警報等の河川水位に係る情報は、当市消防本部へ伝達している。 水防団（消防団）への水防警報等の河川水位情報については、消防局において情報伝達手段を構築している。 水防警報等の河川水位に係る情報は、水防担当部署から消防本部へFAXで連絡することとしている。 また、水防団へは、消防本部からメールを活用し、周知を図ることとしている。	水防警報等の河川水位情報について、水防団（消防団）への伝達手段として、有線やメールを活用している。	水防警報等の河川水位に係る情報は、危機管理室から直接消防団へ電話連絡することとしている	災害対策本部に消防団長が参加しているため、消防団への情報の提供を行っている。 また、消防団災害マニュアルを策定し、河川水位等の情報収集を消防団員自ら入手できるよう、明記している。	河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話で連絡することとしている。	・現場対応要員に対しては、電話の他、携帯型無線機の運用に努める。また、SNSを利用した連絡体制を整備した。 ・あらかじめ災害対応時の河川監視に関する資料を作成し、配布した。 ・災害対応時、庁舎にて気象状況等の説明を行った他、避難情報の発令状況等についても共有を図った。 ・水防警報等の河川水位に係る情報は、直接、消防団へ連絡しており、現地確認を依頼した際には、画像データも用いた報告を受けている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	住民の有志で構成される自警水防団と連絡をとる予定。	
43	水防団が行う河川監視の受け持ち区間や巡回等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関係地盤・県・市町村	・必要に応じ実施 水防団の災害時の行動マニュアル（仮称）を策定し、河川の受け持ち区間や巡回内容について明記する。	予定なし	必要に応じて、河川監視の受け持ち区間や巡回等水防活動の実施体制の見直し、伝達訓練の実施を行う。	水防団の受け持ち区間は、通時見直しを行っている。また、水防訓練でIP電話機による情報伝達訓練を実施。	※	予定なし	水防団（消防団）の再編については実施済	県・他市町村等の動向を調査研究し、訓練の実施について検討する。	
(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保													
44	国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関係地盤・県									
(15) 重要水防施設の見直し及び水防資機材の確認													
45	洪水に対するリスクが高い区画や重要水防施設を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引き続き実施	関係地盤・県・市町村・地域住民	・毎年、国及び県が実施している重要水防施設等との共同点検に参加している。 県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	毎年、国が実施している重要水防施設等との共同点検に参加している。	県が実施する重要水防施設等との共同点検に、市職員及び沼川町会が参加した。	毎年、県が実施している重要水防施設等との共同点検に参加している。	・毎年、県が実施している重要水防施設等との共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防施設等との共同点検に参加している。	・引き続き実施する。	・毎年、国が実施している重要水防施設等との共同点検に参加している。	【道路河川課】 ・毎年、県が実施している重要水防施設等との共同点検に参加。
46	出水時に重要水防施設において水防が適切に行われたことを確認	AL	出水後速やかに	県・市町村	・必要に応じ実施 必要に応じ実施。	実施方法等について検討していく。	出水時の際は、水防計画に基づき、重要水防施設を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施する予定。	必要に応じ、県土整備事務所と確認を行う。	必要に応じ、県土整備事務所と確認を行う。		市域に重要水防施設は存在しない。	・災害時に確認予定	河川水位上昇が見込まれる場合は、市職員にてパトロールを実施し、本部に連絡することになっている。
47	水防資機材等の配備・確認	AN	引き続き実施	関係地盤・県・市町村	国管理河川の荒川に対して以下の取組を行っている。 ・土のう、縄、シートなど水防活動に必要な資機材を水防倉庫に保管し、各所に設置している。 ・毎年、出水前に水防倉庫及び資機材の点検、数量確認を行い必要に応じて、補充をしている。	縄、シートなどを、市管理の水防倉庫に保管している。 土のう、縄、シートなどを水防倉庫で保管している。 不足資機材等については、購入し補充を行う。	土壌、縄、シートなどの水防資機材を荒川左岸水害予防組合の防災倉庫に分散して保管している。 内用水用の排水ポンプ・可搬式の発電機を庁舎内に保管している。必要に応じて内容を拡充していく。	市内に内用水用の排水ポンプを整備している。	可搬式ポンプの定期点検を行い、また資材について確認している。	土のうを市内各所に分散して保管している。点検も月に1度実施している。	・可搬式ポンプは定期的に点検している。 ・水防資機材を新設消防署水防倉庫に保管しており、その点検に努める。 ・順次、土のうステーションを配備し、計5基となった。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。点検は数か月月に1度実施している。	【道路河川課】 ・道路課では土壌を所有しており、希望者に配布している。 【消防課】 ・市内の消防署で土壌を所有しており、希望者に配布している。
48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認	BH	出水後速やかに	県・市町村	・必要に応じ実施 必要に応じ実施。	実施方法等について検討していく。	庁舎内の資機材をリスト管理し、活用状況を確認している。	出水時に内用水用の排水ポンプを迅速に活用している。	出水時に内用水用の可搬式排水ポンプを迅速に活用している。	土のう、ブルーシートを活用を確認している。	出水時の手順を明確にし、事前に共有するよう努める。	・状況に応じて実施する	関係部局にて配布した場合には、記録している。
(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）													
49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引き続き実施	市町村	・広報紙やホームページ等で広く消防団員の募集や自主防災組織、企業等の参画を促すため広報を充実させる。 消防団の募集については、消防部局で実施している。	消防団の組織や活動内容についてホームページ等に紹介し、常時団員募集を行っている。	消防団（水防団）員募集のホームページを作成し、組織や活動内容などの紹介も含め、常時団員を募集している。必要に応じて、内容を拡充していく。	イベント開催時等に消防団（水防団）員の募集を行っている。	・消防団（水防団）の常時団員募集を行っている。 ・水防協力団体として、建設業防災協力会がある。	・消防団のホームページを作成したり、市内各種イベントで組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・広報紙やホームページ等で広く消防団員の募集を今後も継続していく。	・消防団ホームページへの掲載や、市イベントにおけるパンフレット配布にて、活動内容を紹介し、募集を行っている。	・広報紙等で消防団員の募集を呼びかける。	市ホームページにて自主防災組織の活動内容等を掲載。
(17) 水防訓練の充実													
50	水防訓練強化、関係の連携を目的とした広報の充実（水防団確保）、水防団間での連携、協力に資する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AK, AP	令和8年度	関係地盤・県・市町村	・毎年、水防管理団体、消防機関、が参加する水防訓練を実施している。 荒川左岸水害予防組合が実施する水防演習において、近隣の消防団（消防団）及び防災関係機関と連携し訓練を実施している。	荒川左岸水害予防組合が実施する水防訓練への参加	水防団（消防団）、建設業協会は、毎年、荒川左岸水害予防組合が実施する水防演習に参加している。必要に応じて、内容を拡充していく。	水防団、河川管理者などが参加する水防訓練の実施を検討する。	毎年、消防署、市職員、消防団、建設業防災協力会と合同で水防訓練を実施している。	荒川及び新河岸川の浸水想定区域の要配慮者施設を対象とした水害対応情報伝達訓練を実施済み。	水防団、河川管理者・住民等が参加する水防訓練の実施を検討する。	水防事務組合による水防訓練を実施	令和4年度は、水害を想定した防災訓練を実施し、実際に避難情報取得した後に避難を開始する訓練を実施。
(18) 水防団間での連携、協力に関する検討													
51	大規模浸水に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AH, AK, AN, AP	令和8年度	市町村	必要に応じて検討する。 近隣の消防団（消防団）と具体的な協力内容及び訓練について検討する。	荒川左岸水害予防組合を通じて、近隣の消防団（消防団）と具体的な協力内容について検討、訓練を実施する。	近隣の消防本部とは、協定に基づき、大規模浸水の際など、相互支援することとしている。また、荒川左岸水害予防組合を通じて、近隣の消防団（消防団）と具体的な協力内容を検討していく。	近隣の消防団（消防団）と具体的な協力内容について検討する。	消防団の応援協定について火災以外にその他の大規模災害についても記載があるが、水害について具体的な協力の取り決めはなく、今後検討の必要がある。	河川に沿うように市と区の境があり、河川の外側に当市の住民が居住し、逆に内側に隣接する区の住民が居住している箇所がある。隣接する区とは、河川が氾濫した際に、互いの住民を避難所に受け入れるよう協定を締結済み。	・協議会や、県土整備事務所が主催する重要水防施設、消防団の管理を行っている行政同士で連絡を取り合うこととしている。 ・近隣の消防団と具体的な協力内容について検討する。	・近隣の消防団（水防団）との連絡が必要な場合は、消防団の管理を行っている行政同士で連絡を取り合うこととしている。	建設業協会と災害時における応急対策について協定を締結している。また、地元の自警水防団、流域付近の自主防災会との具体的な連携を検討していく。 協定企業等との顔が見える関係づくりの構築。

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）

黄色セル：更新箇所

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	さいたま市	川口市	蕨市	戸田市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	鴻巣市	上尾市
実施する施策																
	具体的取組															
(19)市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実																
52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に備える情報を共有し、各施設関係者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AR, AS	令和5年度	県・市町村		地域防災計画に基づき実施する。	・市庁舎及び災害拠点病院の施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法等の対応については、地域防災計画に基づき連携を図ることと定めている。	市庁舎施設管理部署及び災害拠点病院の施設管理者と洪水に係る情報について共有している。	洪水に係る情報について、市庁舎施設管理部署とは地域防災計画に基づき、本部体制の中で情報を共有する。 地域防災計画の改訂(令和6・今年度)に併せて要配慮者利用施設を見直し・更新した。		ハザードマップや地域防災計画で公共施設の洪水時の使用範囲の位置づけを示している。(市内に災害拠点病院はない。)	必要に応じて、市幹部職員へ洪水等災害に係る情報についてメールにてオンタイムで共有している。			・市庁舎施設管理部署と洪水に係る情報について共有している。	市内緊急連絡網を作成し、緊急時に連絡をとれるようにしている。 避難行動支援者と地域住民の顔が見える関係の構築
(20)市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実																
53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう要請	AR, AS, AT	令和5年度	県・市町村		市本庁舎は浸水想定区域外にあり、浸水のおそれはない。 区役所等、浸水想定区域内に存する拠点については、施設管理者が浸水対策を行うために必要な情報を提供していく。	令和2年4月から免振構造を有し、浸水深4mに対応できる新庁舎となった。 災害時の機能維持として、非常用発電機・無停電電源装置・井水利用・緊急汚水貯留槽ソーラーパネルを設置している。	浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上層に置いている。 市庁舎は令和5年度に建て替えが完了し、非常用電源設備は屋上に設置されている。	対策施設：戸田市役所庁舎 浸水想定区域(50cm未満)にあり、自家発電装置及び一定程度の燃料タンクを屋上に設置している。なお、荒川がはん濫した場合の浸水想定区域は3～5mである。		令和4年度に新庁舎が完成し、非常用電源装置や電気室を4階に設置			・災害対策本部を設置する市役所新館は基礎をあげているため、浸水はしないと想定されている。	市本庁舎は浸水想定区域外にあり、浸水のおそれはない。 支所等、浸水想定区域内に存する拠点については、施設管理者が浸水対策を行うために必要な情報を提供していく	
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組																
(21)排水施設、排水資機材に関する情報の共有																
54	水害リスク情報の共有とともに、現況の施設・機材の情報を共有	AV	引続き実施	関係地整・県・市町村・水資源機構		・市内に排水ポンプ施設が72箇所ある。	市内に排水ポンプ施設が40箇所ある。	市内に排水ポンプ施設が3箇所ある。	市所管の排水ポンプ施設が17箇所ある。	可搬式動力ポンプを7台所有している。	・可搬式排水ポンプを36台所有している。 ・市内に排水施設が11箇所ある。	排水可能なポンプは、市内消防団全分団に車両に積載しており、全分団の車庫及び市内防災倉庫にも設置している。	・可搬動力ポンプ8台、軽可搬動力ポンプ61台、排水ポンプ3台を配備している。	・市内排水施設4箇所あり。 ・排水ポンプあり。	【道路河川課】 ・市内に排水ポンプ施設が6箇所ある。 ・緊急時に排水ポンプを提供する協定を3社と締結。	
55	排水機場の遠隔操作化、遠避基準の明確化	AX	令和5年度	関係地整・県・市町村・水資源機構		・放流先の河川管理者と調整していく。	市管理側の排水機場は、現況では遠隔操作化及び遠避基準の明確化の予定なし。(埼玉県との業務委託協定により稼働している排水機場には遠避基準が明確化されている。)	中継ポンプ場(雨水河川放流箇所)の遠隔操作化については予定なし。 遠避基準の明確化については今後検討を行う。	排水機場操作規則を策定し、操作方針、遠避等を明確化した。	市内の排水機場は遠隔操作もしくは自動運転となっている。	市内の排水機場は遠隔操作もしくは自動運転となっている。 河川施設とは別に下水道施設の樋門(館第一排水ポンプ場、館第二排水ポンプ場)については志木市下水道樋門操作規則において避難基準を明確化している。			東田赤見台排水機場のみ遠隔操作化している。遠避基準の明確化はしていない。	【道路河川課】 河川課で管理している排水機場及びポンプビルについては自動で作動、通報するようになっている。	
(22)浸水被害軽減地区の指定																
56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報(地形データや浸シミュレーション結果)を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県												
57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で協定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む	AV	必要に応じて	市町村		・必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行っている。	必要に応じて、隣接市町村と共同で浸水被害軽減地区の指定に向けた必要な検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、隣接市と共同で浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。			※	・必要に応じて実施を検討する。	・必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。 必要に応じて、隣接市町村と共同で浸水被害軽減地区の指定に向けた必要な検討を行う。	市内を流れる県管理河川について、浸水被害軽減地区の条件に合致する土地があれば、近隣市町と連携し指定を検討していく。	
(23)出水後の対応																
58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村		・迅速な被災状況調査の実現に向け、庁内での役割分担等を検討する。	被害状況調査班を直ちに編成し、速やかに被害状況調査を実施する。	実施方法等について検討していく。	システムを導入済み。調査担当職員の習熟度を高めるために、研修への参加等を促す。	台風や集中豪雨の際には、天候回復後速やかに被害調査を実施している。	被災後、関係部局による調査を実施する。	地区ごとに職員を配置し、市内全域をローリング作戦で被災状況把握した。これにより、迅速に被災状況を把握することができた。	被災後、被害のあった箇所一帯をチームを編みで現地確認し、迅速に被災状況を把握することができた。		被害状況調査班を編成し、状況調査を実施する。	
59	暫定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台												
■ハード対策の主な取組																
④河川管理施設の整備等に関する事項																
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策																
60	河川の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AR, BA, BE	引続き実施	県												
61	流域治水の考え方を基に、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取組む	BR, BE	必要に応じて	国・県・市町村												
62	多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	BA	引続き実施	県												
63	浸水による機能停止リスクが高い下水道施設について、排水機耐圧止リスク低減策を実施	AV	令和5年度	県・市町村		下水道の排水施設にて耐水化を検討	令和6年度に耐水化全体計画を策定完了し、令和7年度より実施していく。	予定なし	排水機場操作規則を策定し、操作方針、遠避等を明確化した。	該当となる施設がないため実施対象外	河川計画高水位までの浸水では機能停止はしない。	※		実施対象外	【道路河川課】 施設排水機施設については、浸水想定高さより高い箇所に制動盤などを設置済	
64	土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤の整備	-	引続き実施	県											東田赤見台排水機場、常光ポンプ場は令和3年度に耐水化計画を策定し、対応予定。 市内東田排水機場は機械類を以前より高い位置へ移設したが、今後も対応を検討する。	
65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し市町村の円滑な水防活動等、活用方法を検討・調整	BR, BE	必要に応じて	県・市町村		必要に応じて実施する。		予定なし	現在、河川防災ステーションの設置予定なし。		検討中	※			市内には河川防災ステーションが整備されていない。	
(24)危機管理型ハード対策																
66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引続き実施	県												
(25)排水機場の耐水化の検討																
67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	令和5年度	県												

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）
黄色セル：更新箇所

取組の柱					課題	目標時期	取組機関	桶川市	北本市	伊奈町	川越市	所沢市	狭山市	富士見市	ふじみ野市	三芳町	飯能市
	実施する施策																
	具体的取組																
■ソフト対策の主な取組																	
①円滑かつ迅速な避難のための取組																	
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供																	
	1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引続き実施	県・市町村						タイムライン内にホットラインを位置付け、避難勧告等を判断する情報としている。	ホットラインの情報を避難指示等の発令を判断する検討材料としている。		必要に応じて活用している。	避難情報発令等の災害対応策を実施する際の検討材料として活用を検討。	ホットライン情報の活用を検討をする	
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）																	
	2	多機関連携型タイムラインの検討	L,M,R	88年度	県・市町村・気象台	多機関連携型タイムラインの検討を行う。	-				多機関連携型タイムラインの策定について検討する。			情報収集等を実施			予定なし
	3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	M,AF	毎年	協議会全体	水害対応タイムラインが完成次第、訓練実施の検討を行う。	-			・タイムライン作成後、防災担当及び水防担当等による順上訓練実施を検討する。	タイムラインに基づいた訓練について検討する。	風水害対応タイムラインを活用した訓練の実施を検討する。	水害対応タイムラインを活用した訓練の実施を検討する	タイムラインを活用した洪水対応訓練を検討する。	風水害発生地域の自主防災組織や市民団体と連携した講話や訓練の他、民間福祉施設による避難訓練を実施。	今後、訓練の実施を検討	水防法で定められている浸水想定区域がない為訓練予定なし
	4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,M,Q,R	必要に応じて	県・市町村・気象台	桶川市地域防災計画に記載されている判断基準をより具体化した、避難情報等の判断・伝達マニュアルを作成済み。	-			・タイムライン作成後、訓練等を重ねながら、課題を洗い出し見直しを図っていく。	国や県の基準観測所の水位基準の変更に併せて避難勧告等の発令基準やタイムラインの見直しを実施済み。	適宜見直しを行っている。	H29年度地域防災計画の改訂に併せて、避難情報の発令基準を見直しを実施	地域防災計画の見直しに伴い、タイムライン等の見直しを実施。	内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂等を踏まえた見直しを適宜実施。	三芳町地域防災計画において避難判断マニュアル作成済み（随時更新済）	予定なし
	5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	R	88年度	関東地区・気象台・県・市町村	既に防災ガイドブックを更新する際に、マイ・タイムラインの作成について掲載し、普及啓発を行う予定。	-	・対象世帯にリーフレットを送付した。 ・市ホームページに掲載した。	・今後、市ホームページ上で作成・普及啓発を実施する。 ・6月、9月号広報にてマイタイムライン作成の啓発を実施した。	住民向けのマイ・タイムライン講習会を開催するとともに、マイ・タイムライン作成ツールを市ホームページに掲載している。	避難所ガイドマップ、市HPにてマイ・タイムライン作成を促進している。	・防災ガイドブックに、マイ・タイムラインの作成を掲載し、普及啓発 ・マイ・タイムラインの作成動画による普及啓発 ・訓練により、地域住民に直接普及啓発	市街化調整区域において一定以上の浸水が想定される場合は、開発許可の段階においてマイ・タイムラインの作成指導を実施している。			実施済み	
(3) 水害危険性の周知促進																	
	6	水位周知河川の拡大及び運用	K	88年度	県												
	7	ハザードマップの見方など水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	Z	0	関東地区・気象台・県・市町村	市の安全課で問い合わせの対応を実施している。		くらし安全課で対応				各ハザードマップの担当課で、随時問い合わせを受け付けている。		問い合わせの度、担当課で対応	各種問合せに対して適宜対応を実施している。		実施中
(4) ICT を活用した洪水情報の提供																	
	8	洪水情報のプッシュ型配信の実施及び運用基準の明確化	P,Z,AA	88年度	県						文部科学省作成の「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」が各学校に配布され、それをもとに防災教育の指導計画等が作成されている。 文部科学省「地域事業（埼玉県教育委員会再委託事業）～学校安全協会連携事業」の取組を受け、本県「川越市立学校防災タイムライン（水害編）」の作成の仕方等について、校長対象の講習会を実施した。						
	9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の発表」等の改善	M,Q,G	引続き実施	気象台												
	10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,AA,AB,AC,AE	引続き実施	市町村	災害時等情報伝達システム導入事業により、情報伝達システムを導入した。事前登録した固定電話や携帯電話に避難情報や避難所開設情報を一斉配信するシステム。 ・防災行政無線のデジタル化が完了している。 ・出水地域の自主防災会、大規模工場との連絡体制を整備した。 ・H28年度に防災行政無線（同報系）をデジタル化に改善し、登録制緊急情報メール等への即時配信が可能となった。 ・H29年度にJ-COMと協定を締結し、防災行政無線情報をJ-COM防災情報サービスに配信することが可能となった。 ・H2年度にヤフー側と協定を締結したことにより、町からの緊急情報を「Yahoo!防災速報アプリ」を通じて配信できるようになった。 ・65年度から、J-COMの緊急地震速報端末装置について、避難行動要支援者等を対象に無償配布を実施する。 ・66年度、対象者のうち希望のあった4名に緊急地震速報端末の無償配布を実施した。	・防災行政無線、エリアメール、登録制の防災情報メール、X（旧ツイッター）、フェイスブック、市ホームページ、テレビのデータ放送、自治会長への連絡により情報伝達を行っている。 これらに加え、令和3年度には、新たにコミュニティFMやL・Nを公式アカウントによる情報発信を開始した。 ・地域住民による勉強会において、自助共助の取組について、講和を実施。	防災行政無線・登録制メール・市HP等で情報発信を行う。	避難情報等を発令した場合は、防災行政無線、市公式サイトメール配信サービス、市公式SNS、避難情報等電話一斉配信サービス、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行っている	防災行政無線の電話応答サービスの実施、Yahoo!防災アプリでの発信時の情報の配信、市との協定に基づきJ-COMが防災情報サービスを実施。防災行政無線のLINE連携を開始した。	・避難勧告等を発令した場合は、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、市ホームページ、SNS、市公式サイトメール配信サービス、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行っている。 ・対象地区の自治組織への情報連絡体制を確立した。 ・情報発信体制を強化した。	避難に関する発令が出た場合、防災行政無線、ホームページ、ツイッター、コミュニティメール、Lアラート、および区長に連絡する方法で広報を行っている。	・高齢者等避難避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、メール配信サービス、ツイッター、フェイスブック、緊急速報メール、Yahoo!防災速報、Lアラート、防災関係機関の協力を得て広報を行っている他、自主防災組織の会長への連絡も行っている。				
	11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	88年度	関東地区・県・市町村	地方メディアとの連携を防災訓練等により強化する。	平成27年に株式会社ジェイコム北関東と、令和元年にヤフー株式会社と協定を締結している	・H29年度にJ-COMと協定を締結し、防災行政無線情報をJ-COM防災情報サービスに配信することが可能となった。 ・テレビ埼玉と文字情報による配信契約を締結し、平成29年1月より防災情報の発信を開始した。 ・川越新聞記者会に、市からの災害時の情報（災害対策本部会議での資料等）について情報提供している。（パブリシティシートによる提供）	平成25年度にJ-COMと協定を締結し、防災行政無線情報をJ-COM防災情報サービスに配信することが可能となった。	研究を検討	テレビ埼玉と契約を締結している。 JCOM（ケーブルテレビ）と契約を締結している。		実施中				

令和5年度で実施する取組内容（R7.3時点）		黄色セル：更新箇所																				
項目	取組の柱	実施する施策											桶川市	北本市	伊奈町	川越市	所沢市	狭山市	富士見市	ふじみ野市	三芳町	飯能市
		具体的取組																				
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実																						
	12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,M,O	88年度	関東地整・県・水資源機構																	
	13	避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N,M,O	88年度	関東地整・県・市町村・水資源機構																	
	14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	88年度	関東地整・県・市町村																	
(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等																						
	15	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の見直しと改善	V,W,X,AE	引き続き実施	市町村																	
	16	当該市町村内の避難場所だけでなく避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や避難体制等について検討。そのための情報提供の実施。	S,T,U,X,Y,AG	必要に応じて	関東地整・県・市町村																	
	17	必要となる避難場所、避難路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な整備を実施	S,T	必要に応じて	関東地整・県・市町村・水資源機構																	
	18	応急的な避難場所の確保	S,T,U,V,X	88年度	県・市町村																	
	19	避難訓練への地域住民の参加促進	S,T,U,Z,AD,A,F	88年度	市町村																	
	20	互助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び洪水時における喫煙の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・実施	V,AD,AE	88年度	県・市町村																	
	21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V,S,T,U	88年度	市町村																	
	22	地域防災力の向上のための人材育成	AD,AE,AF	88年度	関東地整・県・市町村																	

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）
黄色セル：更新箇所

取組の柱	実施する施策		課題	目標時期	取組機関	桶川市	北本市	伊奈町	川越市	所沢市	狭山市	富士見市	ふじみ野市	三芳町	飯能市			
	具体的取組																	
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施																		
	23	国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	83年度	関東地整・県・市町村					平成30年11月に避難確保計画講習会で先進事例の取り組みを紹介し、対象となる要配慮者利用施設と情報共有した。	関係部署に対して情報共有を行っている。	国が作成するマニュアル集を、対象となる要配慮者利用施設に配布し情報共有を図る。	ホームページ等にて周知予定		福祉部局と連携し、国が作成したマニュアル集を対象となる要配慮者利用施設へ配布及びホームページに掲載し、情報共有を行っている。			
	24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施を目指す。先進的な事例等、必要な情報提供を行う。	AD	83年度	県・市町村					H29年度に児童福祉施設について避難確保計画の作成依頼済。今後も対象となる事業所等に計画の作成に向け周知を図る。	国土交通省のモデル事業で要配慮者利用施設を対象に避難確保計画作成講習会を実施した。	対象となる要配慮者利用施設における避難確保計画は全ての施設で作成済み。また、各施設で訓練実施済み。引き続き年に1回以上訓練を実施していただく。	要配慮者利用施設が避難確保計画を作成する対象施設を見逃す。	対象施設については作成済み	福祉部局と連携し、計画の作成を支援するとともに、ホームページ上に訓練実施及び作成に向けた情報を提供している。	福祉部局と連携し、計画の作成を支援を行っている。		
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用																		
	25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する意見交換会の共有	C	83年度	市町村					想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図について、国管理河川及び県管理河川で洪水ハザードマップを作成し、市ホームページ等への掲載及び全戸配布済み。	令和4年3月、想定最大規模降雨を対象とした洪水ハザードマップを更新し、公表を行った。令和4年7月に、洪水ハザードマップの全戸配布を行った。	住民への水害ハザードマップの周知に際し、防災講座で使用するなど工夫している。	富士見市防災ガイドブック（地震・洪水・内水・土砂災害ハザードマップ）作成【令和3年6月全戸配布】	市広報やHPを活用した周知、ハザードマップやタイムラインを活用した地域での防災訓練における支援を実施している。	内水及び洪水ハザードマップ作成済み更新を検討	水害リスク情報図をもとに本年度水害ハザードマップ作成予定		
	26	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	83年度	市町村					予定なし。	各ハザードマップの担当課で、随時問い合わせを受け付けている。		問い合わせの度、担当課で対応	各種問合せに対して適宜対応を実施している。				
	27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引続き実施	市町村					国土交通省ハザードマップポータルサイトに、洪水ハザードマップを登録申請している。	令和4年3月、想定最大規模降雨を対象とした洪水ハザードマップの登録を行った。	富士見市防災ガイドブック（地震・洪水・内水・土砂災害ハザードマップ）登録済み。	国・県の両管理河川について登録済み。	登録済み				
	28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引続き実施	市町村					水害ハザードマップを活用した訓練の実施に向けて関係課と協議していく予定。	自主防災組織リーダー養成講座におけるD1G訓練にて洪水ハザードマップを活用している。	水害ハザードマップを活用した訓練の実施を検討する。	実施済み	自主防災組織や市民団体等と連携した講話や、訓練の他、民間福祉施設による避難訓練を実施。	現在のところ予定はないが、今後検討する。			
(9) 浸水実績等の周知																		
	29	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等へ周知	A	引続き実施	県・市町村、水資源機構					本市における水害履歴を公開している。	出水地域の自主防災会に周知済み	・内水による浸水実績については、HP及び窓口での閲覧が可能	窓口にて浸水履歴を公開している。	市HP、窓口にて公開中。	ホームページで浸水実績を個人情報で特定されない範囲で公開している。	浸水実績を主体とした、内水ハザードマップを公表している。	浸水実績を主体とした、内水ハザードマップを公表している。	実施済みである。水害履歴に関する住民等からの問合せに対応している。
	30	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引続き実施	市町村					実施内容について検討中。	・電柱に避難経路等を示した広告看板を設置できるか検討を行う。	・浸水危険箇所にて注意喚起の看板及び浸水深が確認できる表示を設置済 ・ニュウシャトルの駅や公園、地区集会施設等に、最寄りの指定避難所を示した看板を設置した。	広告付きの避難場所等案内看板を電柱に設置するための協定を電力会社と締結し、要望に応じて設置している。	指定緊急避難場所等誘導標識を電柱76箇所に設置した。	市独自で令和2年度に避難所誘導看板を設置	指定避難所誘導標識を設置済み。		予定なし
	31	市町村のまちづくり担当部局に対し、中高層建の水害リスク情報の提供	A	83年度	関東地整・県													
(11) 防災教育の促進																		
	32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A,E,I	83年度	関東地整・県・市町村													
	33	教職員を対象とした講習会の実施	A,E,I	引続き実施	協議会全体													
	34	出前講座等を活用した講習会の実施	A,E,I	引続き実施	協議会全体													

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）
黄色セル：更新箇所

取組の柱					課題	目標時期	取組機関	桶川市	北本市	伊奈町	川越市	所沢市	狭山市	富士見市	ふじみ野市	三芳町	飯能市
実施する施策																	
具体的取組																	
(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化																	
	35	危機管理型水位計の拡充	G, AH	88年度	県												
	36	河川監視用カメラの拡充	G, AH	引続き実施	県												
	37	河川管理施設の操作状況に係る警戒情報の伝達（特に複数のダム管理者からの緊急伝達に係る警戒情報）に関する基準や運用の明確化	H	88年度	関東地区、県、水資源機構												
	38	ダム放流警報等の治水化や改良	AX, N	88年度	関東地区、県、水資源機構												
	39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	88年度	関東地区、県、水資源機構												
	40	水位周知下水道の指定	AX, N	88年度	県、市町村	実施予定なし				予定なし。	指定予定なし		内水ハザードマップにより、過去の浸水履歴を周知	今後検討していく			予定なし
	41	洪水予測（水害タイムライン）の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	88年度	関東地区、県												
2. 的確な水防活動のための取組																	
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供																	
	42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AI	引続き実施	市町村	必要時に団本部や分団長と無線、電話、メールを用いて連絡をとる。	平成29年の出水時に複数の手段で連絡した。	・水防時の緊急連絡等については、消防団員用の一斉メールを活用し、消防本部から消防団員へ配信している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、建設部河川課から消防団へFAXで連絡を受け、消防団から消防団へ電話連絡をしている。 ・消防団本部設置後は、無線及び電話連絡にて情報伝達を行っている。	県の河川水位情報のシステムを活用し、速やかに情報伝達を図る。	水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話・FAXで連絡することとしている。	消防団との連絡体制を構築。	消防団長とのホットラインを構築済	消防団へは、直接、消防署が情報を伝達することになっている。		実施済みである。 河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	
	43	水防団が行う河川堤防の受け持ち区間や堤防等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関東地区、県、市町村	体制の確認、伝達訓練の実施を検討。	毎年、土砂災害統一訓練の時に確認を行っている					研究を検討					予定なし
(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保																	
	44	国と都道府県が参加する技術研究会等において、樋の無動力化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関東地区、県												
(15) 重要水防施設の見直し及び水防資機材の確認																	
	45	洪水に対するリスクが高い区間や重要水防施設を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引続き実施	関東地区、県、市町村、地域住民	国及び県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	毎年、県土整備事務所が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	・市内に県が実施する重要水防施設がない。ただし、内水被害の危険性がある箇所については、水防担当が事前確認を行っている。	毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	重要水防施設や東川地下河川の立坑について、毎年県と共同で点検を実施。	毎年、県が実施している重要水防施設等々の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防施設等々の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防施設等々の共同点検に参加している。	今後検討する			
	46	出水時に重要水防施設において水防が適切に行われたことを確認	AL	出水後速やかに	県、市町村	バトリールや通行止め等の対応を行い、報告書として確認している。	H29年度、出水時に実施した。	・内水等が発生したとき、現地の職員の対応を逐一確認している。	関係機関と情報を共有していく	重要水防施設（一部）に土のうを配備済。		市職員等により確認	適宜バトリール等を実施し、確認している。				
	47	水防資機材等の配備・確認	AN	引続き実施	関東地区、県、市町村	桶川市止水設備費補助金の創設	台風上陸前に業者に土嚢作成を依頼している。	・シートや水中ポンプ等の水防用資機材については、庁舎はもとより、各地区に設置してある防災倉庫に保管しており、消防本部には救助用ゴムボート1艇を配備し、定期的に点検を実施している。	消防団の車庫にライフジャケットを定数分、配備保管している。 ・消防署、分署に排水ポンプを所有している。	土のうのストックを常に確保している。	土のう、シート、機、ポンプ等は資材置場で保管している。また、市内の各地区センターにも配布用の土のうを常備し、随時補充している。	可搬式ポンプ等の資機材や土のう等を備蓄している。	・可搬式排水ポンプ所有している。 ・備蓄品として水のうを常備。 ・排水ポンプ車の所有。 ・市独自の雨量計の設置。 ・市内に排水ポンプ施設を整備。	排水ポンプを役場防災倉庫に保管。		土のう、ブルーシート等を確保している。	
	48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認	BH	出水後速やかに	県、市町村	出水時迅速に排水ポンプ、土のうの要請に応じている。	H29年度、出水時に実施した。	・内水等が発生したとき、現地の職員の対応を逐一確認している。	消防団で使用したものについては随時把握している。	土のう置場管理表により在庫数等を確認している。	備蓄土のうの配布状況確認	市職員等により確認及び活用	適宜実施していく。				・常に在庫状況を把握している。
(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）																	
	49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引続き実施	市町村	実施内容について検討中。	ホームページにおいて消防団員を募集している。	・消防団員の募集については消防本部が主体で継続的に実施している。H29年度には企業等に声を掛け女性消防団員が加入した。	・市内で企画されるイベント等で消防団（水防団）PR活動を行っている。	水防団員（消防団）の募集については、市HPやチラシ、イベント等で周知。	消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	入間東部地区事務組合と連携して、消防団員の募集を実施している。	・入間東部地区事務組合と連携した消防団員（水防団を兼ねる）の募集を実施。 ・成人式や総合防災訓練における地域防災拠点等の場及び市内店舗において、PR活動を実施。 ・機能別消防団の拡充。	消防団については、成人式に募集チラシを配布。自主防災組織については、区長会において、共助の啓発を実施している。		・消防団のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	
(17) 水防訓練の充実																	
	50	水防団強化、関係の連携を目的とした広報の充実（水防団確保）、水防団間での連携・協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AK, AP	88年度	関東地区、県、市町村	実施内容について検討中。		・総合防災訓練において、建設業協会の指導のもと、どのう作り等の訓練を実施している。	今後必要に応じて実施を検討する。	近隣市が主催した水防訓練に防災担当職員と自治会が参加した。また、自主防災組織が中心となって実施する自主防災組織活動訓練の訓練メニューのひとつとして水のう作成訓練を常設している。	水防団、河川管理者、住民等が参加する水防訓練の実施を検討する	多様な関係機関や住民等が参加する水防訓練を検討する。	風水害発生地域の自主防災組織や民間福祉施設と連携した訓練を実施。	消防団、河川管理者、浸水想定区域の事業所などが参加する訓練を今後検討する。		予定なし	
(18) 水防団間での連携、協力に関する検討																	
	51	大規模災害に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AH, AK, AN, AO, AP	88年度	市町村	実施内容について検討中。	広域避難について、国、県、近隣市町と検討会議を行っている。	・今後必要に応じて検討する。	・隣接の川島町水防団（消防団）との連絡が必要な場合は、消防団で川島町水防管理者に連絡することとしている。	所沢市地域防災計画にて水防活動等の計画を策定している。	近隣の水防団（消防団）と連携強化を検討する	消防団と具体的な協力内容について検討する。	近隣自治体及び警察、消防、消防団の他、協定事業所との協力関係を構築し、情報共有と連携強化を図っている。	消防団の連携について、協議を行うことを検討する。		予定なし	

平成5年で実施する取組内容（※7.3時点）															黄色セル：更新箇所	
項目	取組の柱			課題	目標時期	取組機関	桶川市	北本市	伊奈町	川越市	所沢市	狭山市	富士見市	ふじみ野市	三芳町	飯能市
	実施する施策	具体的取組														
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組	(19)市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実															
		52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AR, AS	88年度	県・市町村	地域防災計画に基づき実施する。	-	・役場本庁舎及び救急告示医療機関については浸水想定区域外	平成29年度に本庁舎、保健所、消防局と救急病院を含む医療施設との情報伝達手段として、I P無線を導入した。	-	-	災害拠点病院の施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。	-		予定なし
	(20)市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実															
		53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AR, AS, AT	88年度	県・市町村	地域防災計画に基づき実施する。	-	・役場本庁舎及び救急告示医療機関については浸水想定区域外	本庁舎が浸水想定区域にない。	-	-	庁舎等の耐水化や非常用電源等の対策を検討していく。		町庁舎においては、非常用電源は屋内に設置されており、浸水想定区域内でもない。	
	(21)排水施設、排水資機材に関する情報の共有															
		54	水害リスク情報の共有とともに、現況の施設・機材の情報を共有	AV	引続き実施	取組地域：県・市町村・水資源機構	市内に排水ポンプ施設が14箇所ある。	出水地域における勉強会において情報を共有した	・可搬型水中ポンプについては、役場庁舎はもとより町内の防災倉庫等に配置済	・可搬式排水ポンプを38台所有している。 ・市内に排水ポンプ施設が14箇所ある。 ・可搬式排水ポンプの配備を検討する。	樋管の操作について、県・消防と連携して対応している。	可搬式排水ポンプを2台所有している。	排水資機材等の情報を共有していく。	・水害リスク情報や、施設・機材について関係団体・部署と共有している。	小型排水ポンプを2台所有	
		55	排水機場の遠隔操作化、遠近基準の明確化	AX	88年度	取組地域：県・市町村・水資源機構	排水機場はなし。	-	・今後必要に応じて検討する。	・排水機場の遠隔操作化については、検討中。 ・遠近基準については、排水機場ごとの操作規則において明確化済み。	-		遠隔操作化、検討中。 遠近基準の明確化、作成中。			
	(22)浸水被害軽減地区の指定															
		56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報（地価データや広域シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県										
	57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む	AV	必要に応じて	市町村	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行っていく。		・今後必要に応じて検討する。	・必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。 ・必要に応じて、隣接市町村と共同で浸水被害軽減地区の指定に向けた必要な検討を行う。	-		必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて検討を行う。	必要に応じて検討を行う。		
(23)出水後の対応																
	58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村	実施内容について検討中	迅速化に努める	・平時から関係部署と災害時の役割分担を把握し、発災時に迅速な対応ができるよう準備する。	水害の発生する恐れのある地区に現地調査班が出動し、被害状況の調査・報告を行う。	被災証明書所管部署の現地調査など被災状況調査を行っている。	市職員による遠方目視確認	被害発生後、速やかに実施	・マニュアルに基づく役割の明確化と平時からの情報共有を図っている。 ・J－L I Sシステムの活用と訓練を実施している。		・迅速に被害状況調査が出来る体制を構築している	
	59	暫定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台											
■ハード対策の主な取組																
④河川管理施設の整備等に関する事項																
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策																
	60	現行の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AR, BA, BE, BF	引続き実施	県											
	61	流域治水の考えに基づき、流域全体で持続可能な河川整備に取組む	BE, BF	必要に応じて	国・県・市町村											
	62	多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河造掘削等）	BA	引続き実施	県											
	63	浸水による機能停止リスクの高い下水施設について、排水機場等リスク低減策を実施	AV	88年度	県・市町村	実施対象外		・現時点において具体的な取組はないが、中継ポンプ場の位置が洪水ハザードマップ浸水想定区域内のため今後必要に応じて対策を検討する。	ポンプ場の耐水化対策を順次行っていく予定としているが、耐水化対策も併せて進めているため、時間を要している。			作成済の耐水化計画を見直し	配電盤の高上げ等の対応を実施。	予定なし		
	64	土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤の整備	-	引続き実施	県											
	65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し市町村の円滑な水防活動等、活用方を検討・調整	BE, BF	必要に応じて	県・市町村								消防団の活動拠点としての機能を保有		予定なし	
(24)危機管理型ハード対策																
	66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引続き実施	県											
(25)排水機場の耐水化の検討																
	67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	88年度	県											

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）
黄色セル：更新箇所

取組の柱		課題	目標時期	取組機関	入間市	坂戸市	鶴ヶ島市	日高市	毛呂山町	越生町	東松山市	寄居町	滑川町	嵐山町
実施する施策														
具体的取組														
■ソフト対策の主な取組														
①円滑かつ迅速な避難のための取組														
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供														
	1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引き続き実施	県・市町村	毎年、荒川上流河川事務所、熊谷地方気象台の長と坂戸市長との間で各々ホットラインを開設しており、有事の際に迅速な情報伝達が行えるようにしている。		ホットラインによる情報提供があれば、避難情報発令を検討する等に活用する。			避難情報の発令判断に活用。		ホットラインの情報を基に、避難情報の適切な発信を図る。	
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）														
	2	多機関連携型タイムラインの検討	L,M,R	88年度	県・市町村・気象台						他市町村の取組状況を参考にしながら多機関連携型タイムラインについて研究する。		他市町村を参考に検討する。	
	3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	M,AF	毎年	協議会全体	タイムラインを活用した訓練は実施できていないため、今後検討する。	令和2年8月 職員を対象に訓練を実施		タイムラインに基づいた避難行動訓練等の実施を検討する。	タイムラインの作成後に実施を検討する。	河管理河川：水害対応タイムラインを活用した訓練の実施を検討していく。 県管理河川：水害対応タイムラインを活用した訓練の実施を検討していく。		水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練について検討する。	
	4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,M,Q,R	必要に応じて	県・市町村・気象台	適宜見直しを行なっている	令和5年3月にその他河川におけるタイムラインを作成。	水害対応タイムラインに沿って、避難情報を発令する。	必要に応じて避難指示等の発令基準等の見直しを検討する。	必要に応じて避難勧告等の発令基準等の見直しを検討する。	河管理河川：東日本台風の対応をもとに見直しを実施。 県管理河川：東日本台風の対応をもとに見直しを実施。	令和3年度に改定したハザードマップ、令和5年度に改定した地域防災計画について高齢者等避難、避難指示の発令基準を記載していることから、見直しを実施した。	令和2年度に地域防災計画を見直しの際に、避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを検討する。	必要に応じて、避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを検討する。
	5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成、普及啓発	R	88年度	関東地整・気象台、県・市町村	普及啓発を行っている。	継続して行う。	令和4年度に埼玉県が作成した『防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）』を洪水浸水想定区域に住む世帯に配布し、マイタイムラインの作成・普及啓発を行った。	広報で作成の啓発を行っている。		自主防災組織リーダー養成研修、マイタイムラインに関する出前講座（学習編・作成編）等により普及啓発や作成補助を行っている。		ハザードマップの作成の際に、マイ・タイムラインの普及啓発を実施していく。	
(3) 水害危険性の周知促進														
	6	水位周知河川の拡大及び運用	K	88年度	県									
	7	ハザードマップの見方など水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	Z	0	関東地整・気象台、県・市町村	市民安全課窓口にてハザードマップの見方など問い合わせ等を受けている。あわせて、危機管理課で水災害に係る問い合わせ窓口の配布を希望者に行っている。	防災安全課窓口にてハザードマップの見方など水災害の事前準備に関する問い合わせ等を受けている。				防災主管課である危機管理防災課が問い合わせ窓口となっている。		防災対策課、人権・自治振興担当で対応している。	防災対策課、人権・自治振興担当で対応している。
(4) ICTを活用した洪水情報の提供														
	8	洪水情報のプッシュ型配信の実施及び運用基準の明確化	P,Z,AA	88年度	県									
	9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報類の発表」等の改善	M,Q,Q	引き続き実施	気象台									
	10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,AA,AB,AC,AE	引き続き実施	市町村	避難情報を発令した場合は、防災行政無線、緊急通報メール、Ｌアラート、報道機関、その他協定先事業者の協力を得て広報を行っている。 令和2年度末に同報系防災行政無線のデジタル化を完了。引き続き緊急通報メール、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、坂戸市防災アプリ、Yahoo!JAPAN 自治体からの緊急情報、J-COM音声告知端末による複数の手段で情報伝達を実施する。 ワンコイン浸水センサー実証実験に参加し、市内の冠水しやすい場所を把握。今後、避難指示等に役立てることを検討。	・避難地域への情報伝達として、全自治会へ防災ラジオを配布。 ただし、防災行政無線のデジタル化整備後、廃止（R03.3） ・平成30年度から3ヵ年で防災行政無線のデジタル化整備工事を実施。避難地域の改善を図った。令和3年3月工事完了。 また、防災行政無線のデジタル化と併せて、防災ラジオに替わる情報伝達手段として、登録制メールの自動配信サービスや電話による自動音声サービスを整備した。	・避難情報を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市HP、SNS、Ｌアラートを通じて広報を行っている。 ・対象地域の自治会長へ連絡している。	避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、緊急通報メール、Ｌアラート、広報車、区長への電話等により伝達を行っている。 また、区長への防災行政無線戸別受信機貸与、住民向け登録制メール、テレビ埼玉でのデータ放送を実施。	避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、高齢者等避難・避難指示等を発令した際は、防災行政無線、登録制メール、緊急通報メール、SNS、Ｌアラート等を用いて広報を行っている。 防災行政無線デジタル化工事に伴う機器更新、戸別受信機整備により、伝達方法を改善した。 避難所開設状況について東松山市避難所開設状況webアプリで情報発信を行っている。	防災行政無線の保守、適切な運用を行うほか、複数の情報伝達手段として、新たにツイッターを通じて住民等に周知している。	防災行政無線、メール配信サービス、ホームページにより情報伝達を実施していく。また、LINEでの情報発信を行う。	高齢者等避難や避難指示等を発令した場合、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、SNS、ホームページ等複数の手段により情報伝達を行っている。	
	11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	88年度	関東地整・県・市町村	地元のケーブルテレビやラジオと意見交換や協定の締結を行い連携強化に努めている。。	広報広聴課が地元記者クラブと連携しており、災害時には必要に応じて情報を発信している。				東松山ケーブルテレビと「災害情報の緊急放送に関する協定」を締結しており、データ放送にて各種災害情報の周知を図っている。			

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）
黄色セル：更新箇所

取組の柱			課題	目標時期	取組機関	入間市	坂戸市	鶴ヶ島市	日高市	毛呂山町	越生町	東松山市	寄居町	滑川町	嵐山町	
実施する施策																
具体的取組																
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実																
	12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,M,O	88年度	関東地整・県・水資源機構											
	13	避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N,M,O	88年度	関東地整・県・市町村・水資源機構	令和元年度から有間ダム連絡協議会に参加している。	令和元年度日本台風を踏まえ、今後検討していく。		避難情報等の発布に関する判断材料として活用している。			ダム放流情報：河川の水位変化の予測に活用。 河川水位情報：避難情報の発令に活用。				河川水位情報を避難情報の発令判断に活用している。
	14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	88年度	関東地整・県・市町村		広報広聴課が地元記者クラブと連携しており、災害時には必要に応じて情報を発信している。					東松山ケーブルテレビと「災害情報の緊急放送に関する協定」を締結しており、データ放送にて各種災害情報の周知を図っている。				
(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等																
	15	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	V,W,X,AE	引き続き実施	市町村	令和元年台風第19号の課題を受けて、調整を行なった。 集合住宅の在宅避難について、防災講座を実施	平成29年度に暫定的に指定をし運用していた水害時の指定避難所について、各地区からの意見をもとに平成30年度から確定運用を行っている。また、令和2年度、新たに市内公共施設を避難場所として追加した。	指定緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校や市民センターとしている。 隣接する坂戸市からの外水による水害であることから、避難経路については、広域避難も含め坂戸市と協議を行う。 防災ハザードマップと内水ハザードマップを1冊にまとめ、全戸配布	指定緊急避難場所を主に小中学校や公民館などを指定している（29箇所）	災害種別ごとの指定緊急避難場所を指定。水害発生時の避難所を新たに指定。 【平成29年度】	新たな2か所避難所を指定し、災害種別ごとに整理を行った。 避難経路については、未策定のため、今後検討する。	ハザードマップに避難場所や道路の冠水実績を掲載し、市ホームページ上で公開。 東日本台風の影響状況を元に避難場所の見直しを行った。	避難経路については未作成のため今後検討する			水害による避難経路の再確認は、水害による避難所の場所が決定後となる。 避難場所の見直しを実施。利用可能な災害の種類を整理した。
	16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討。そのための情報提供の実施。	S,T,U,X,Y,AG	必要に応じて	関東地整・県・市町村	地域防災計画に基づき検討	引き続き隣接市町への広域避難について検討する。	・他市町からの避難者について、坂戸市及び川島町と協議し、広域避難における避難場所等を協議中であったが、川島町については令和3年7月に水害時における広域避難に関する協定を締結した。	近接市町村と大規模災害時における相互応援の協定を締結している。	近接市町村と情報共有をしながら今後検討していく。 【令和2年度以降】	近接市町村と協議し、広域避難場所の確保に向けて検討する。	近接市町村と相互応援協定を結んでおり、必要に応じて他市町村の避難場所を利用可能。	・熊谷市・深谷市と災害等相互応援協定を締結しており、連絡体制を構築している。	近接市町村と災害等相互応援協定を締結しており、連絡体制を構築している。	近接市町村と災害時相互応援協定を締結している。	近接市町村と災害時相互応援協定を締結している。
	17	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川に集積の廃止などを有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施	S,T	必要に応じて	関東地整・県・市町村・水資源機構		現状、今後の予定なし。	坂戸市と協議し、広域避難計画を策定後、避難経路等の整備予定が発生した場合は、必要に応じて検討する。			現状、今後の予定なし。	必要に応じて、河川管理者と連携した効率的な避難場所等の整備を検討する。				
	18	応急的な避難場所の確保	S,T,U,V,X	88年度	県・市町村	予定なし	令和2年度、新たに市内公共施設を避難場所として追加したほか、新型コロナウイルス感染症対策のため、既存の避難場所においても、体育館のほかに教室や会議室なども使用できるよう引き続き協力を求める。	指定避難所に準ずる			現状、今後の予定なし。	緊急避難場所として、民間施設等の駐車スペースを確保した。	必要に応じて検討する。			民間施設等の駐車スペースの確保など、必要に応じて検討する。
	19	避難訓練への地域住民の参加促進	S,T,U,Z,AD,AF	88年度	市町村	予定なし	避難訓練の実施促進や、地域住民の参加促進について、今後検討していく。	市防災訓練への参加を促進する。	広報や市ホームページ等を活用し、市防災訓練への参加を促進する。	町防災訓練への参加を促進する。		各地区で自主防災組織リーダー養成研修（応用編）を実施し、地域住民参加型の避難所開設訓練を行っている。	・各自主防災組織の訓練において、地域住民にも参加していただくよう呼びかけている。	町の防災訓練を実施し、町民の意識高揚を図っている。	自主防災組織毎の訓練に、地域住民の参加を積極的に促進している。	自主防災組織及び町消防団、町女性消防サポーターも参加の研修等を行っている。
	20	互助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難経路等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・実施	V,AD,AE	88年度	県・市町村	予定なし	水害時の互助の仕組みについて、令和元年東日本台風を踏まえ検討していく。	自治会又は自主防災組織等への水害対策に関する普及啓発を促進する。			避難行動要支援者対応を中心に、自主防災組織等への水害対策に関する普及啓発を促進する。	自主防災組織等による防災訓練について、職員の出発や助成を行い、互助の取組支援を継続する。	・年に2回程度、自主防災組織にむけて訓練を行い、各区で共助できるよう訓練を実施している。			防災訓練への職員派遣等を通じ、互助の取組促進を行う。
	21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V,S,T,U	88年度	市町村	予定なし	・令和元年9月にマイ・タイムライン啓発冊子を発行し、全戸配布を行った。令和2年度に荒川上流河川事務所協力のもと、令和元年東日本台風で被災した住民向けにマイタイムライン講習会を開催した。 ・令和6年度にマイ・タイムラインの内容を一部修正した。	洪水浸水想定区域が局所的であるため、市防災訓練や市民講座において普及啓発を図る。		令和3年5月に防災マップを全戸配布予定。防災マップの中にマイタイムラインの作成案内があり、各家庭ごとの避難計画作成を促す。		R3.4配布のハザードマップにマイ・タイムラインの作成案内を掲載	町中で、町女性防災サポーターが作成したマイ・タイムライン作成動画を公開し、作成を促進している。 また、自主防災組織の訓練においてもマイ・タイムラインの作成紹介を行っている。		町ホームページやハザードマップにマイ・タイムラインの作成手順を掲載し、作成を促進している。	
	22	地域防災力の向上のための人材育成	AD,AE,AF	88年度	関東地整・県・市町村	地元出身の自主防災組織リーダー養成指導員を育成予定	自主防災組織リーダー養成講座を平成30年度以前は実施していたが、令和3、4年度については、新型コロナウイルスの影響を考慮し中止とした。令和4年度以降の開催については検討する。	自主防災組織リーダー養成講座を開催し、地域における人材育成を推進する。	自主防災組織リーダー養成講座を開催し、地域の人材育成に取り組んでいる。	自主防災組織リーダー養成講座を毎年度実施していたが、令和2年度については、新型コロナウイルスの影響を考慮し中止とした。感染状況を見ながら、令和3年度に改めて開催する予定。 熊谷地方気象台による防災気象情報の活用について講演、ロープ結束訓練の実施	熊谷地方気象台による防災気象情報の活用について講演、ロープ結束訓練の実施	防災役員を集めた自主防災組織リーダー養成研修（基礎編）と、その後に各地区で実施する自主防災組織リーダー養成研修（応用編）により人材の育成を図っている。	自主防災組織及び町消防団、町女性消防サポーターも参加の研修等を行っている。		自主防災組織や地元消防団向けの研修会等の開催を検討する。	

項目		黄色セル：更新箇所															
		取組の柱		課題	目標時期	取組機関	入間市	坂戸市	鶴ヶ島市	日高市	毛呂山町	越生町	東松山市	寄居町	滑川町	嵐山町	
		実施する施策															
			具体的取組														
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施																	
	23	国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	R8年度	関東地整・県・市町村		国の資料をもとに、市の避難確保計画の参考様式を作成し、その様式をもとに該当施設へ作成を依頼済み。今後、モデル施設での知見等について共有も検討していく。			国が作した手引き等を要配慮者利用施設と共有し、各施設の避難確保計画作成に活用している。	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となるよう要配慮者施設と情報共有を図る。	国の支援を受け、避難確保計画に関する資料を作成し、関連部署と対象施設と情報共有した。	埼玉県減災対策協議会等を通じて知見の共有を図る。			担当部署及び対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	
	24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施を目指す。先進的な事例等、必要な情報提供を行う。	AD	R8年度	県・市町村		すべての対象施設から避難確保計画が提出されたため、今後は避難訓練の実施及び、結果報告を促進する。		・要配慮者利用施設において、避難確保計画を策定する。	対象としている施設については、令和2年度避難確保計画作成済み。今後避難訓練実施に向けた支援を行っていく。	福祉担当者と連携し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成および訓練の実施支援を検討していく。	市内社会福祉法人、関東地方整備局 水災害対策センター、荒川上流河川事務所、東松山市等合同の避難訓練を実施。関東地方整備局が作成中の避難訓練補助ツールの「シナリオ開発作成ツール」を用いて訓練を行った。	市内の対象となる要配慮者利用施設について、避難確保計画作成を作成済。必要に応じて情報共有を行う。			市内の対象となる要配慮者利用施設は2施設。避難確保計画作成済みであり避難訓練を実施している。	
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用																	
	25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	R8年度	市町村		令和4年3月に、想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップを作成し、全戸配布済及びホームページで公開している。	想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップを作成済み。令和2年5月に埼玉県が公表した水害リスク情報図等を掲載した新たなハザードマップを令和3年3月に作成。今後訓練等への活用及び優良事例の共有について検討する。	令和元年7月に水害を含めた防災ハザードマップを全戸配布し、市民へ周知した。令和2年7月に内水ハザードマップを作成、全戸配布し、市民へ周知した。	令和2年度作成。令和3年5月に全戸配布実施。		最新の洪水浸水想定区域図等を参考に、水害ハザードマップを更新	・令和4年3月にハザードマップを改定し、全戸配布を実施 ・令和4年度に拡年版ハザードマップを作成し、町内小中学校、公共施設等への掲示を実施。	洪水浸水想定区域図等を基に、水害ハザードマップを更新する。		令和4年3月にハザードマップを作成し、全戸配布を実施	
	26	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	R8年度	市町村			防災安全課窓口にてハザードマップの見方など水災害の事前準備に関する問い合わせ等を受けている。				防災主管課である危機管理防災課が開い合わせ窓口となっている。	・自治防災課窓口等で対応。				
	27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引き続き実施	市町村		国土交通省ハザードマップポータルサイトに、水害ハザードマップを登録している。	－	水害を含めた防災ハザードマップ作成後、登録済		今後、掲載予定。	国管理河川：ハザードマップポータルサイトに水害ハザードマップを登録済み。 県管理河川：ハザードマップポータルサイトに水害ハザードマップを登録済み。	・登録済。			登録済み	
	28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引き続き実施	市町村		防災訓練の一環として実施を検討	検討中	令和2年8月 職員を対象に訓練を実施	－	今後、実施を検討する。	マイ・タイムラインに関する出前講座でハザードマップを活用している。				自主防災組織等を対象に、マイ・タイムラインの作成を含め水害ハザードマップを活用した訓練を実施。	
(9) 浸水実績等の周知																	
	29	各機関が保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等へ周知	A	引き続き実施	県・市町村 水資源機構		水害・土砂災害警戒マップ（水害履歴を掲載している）を作成し、市報と同時に全戸配布した。入間市水害履歴マップ（平成14年～令和6年）をホームページ・窓口で公開・閲覧可能としている。	水害ハザードマップにて、過去の浸水実績を掲載、周知済。令和3年度4月公表の水害ハザードマップにて令和元年東日本台風の際の浸水実績を掲載。今後も引き続き周知を図っていく。	対象地域の住民に対して周知済みだが、浸水実績は今のところない。	・防災担当窓口において、過去に発生した浸水等の情報を公開している。	浸水実績を消防等の関係機関と共有し必要に応じて住民に周知を行う。	浸水実績を関係機関と共有し、必要に応じて住民に周知を行う。	・必要に応じて周知を図る。			水害ハザードマップへ内水氾濫箇所を記載し、周知を図る。	
	30	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引き続き実施	市町村			冠水が見込まれる道路へ注意喚起の表示を設置。また、令和2年度に防災行政無線の更新工事にあわせて、洪水浸水想定区域内の屋外拡声子局に想定浸水深がわかる標識を設置済。	引き続き検討する。	企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結し、市内の避難場所、避難経路を示す。	まるごとまちごとハザードマップの整備について、検討していく。	電柱タワンプラザ（株）と電柱広告に関する協定を締結済み。 また、災害時の一時避難場所となる都市公園への浸水深表示を設置予定。				令和7年度前内の電柱や建物へ想定浸水深や避難場所を示し、ハザードマップ化を実施していく。	
	31	市町村のまちづくり担当部局に対し、中高層建の水害リスク情報の提供	A	R8年度	関東地整・県												
(11) 防災教育の促進																	
	32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A,E,I	R8年度	関東地整・県・市町村	－	今後も指導計画の情報提供を受けた場合には、市内の学校に情報提供を行う。	本市区域内に水防法でいう洪水予報河川及び水位周知河川、並びに河川法でいう一級河川はないが、水防を含めた防災対策について啓発する必要があるため、国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、教育委員会と協議し、情報共有を図る。	－	今後実施を検討する。	国の指導により作成した指導計画の情報共有を受けた場合には、市内の学校に情報共有を行う。	教育担当課と連携し、情報共有を図る。	－				
	33	教職員を対象とした講習会の実施	A,E,I	引き続き実施	協議会全体	－	・令和元年度に小学校主催による避難所運営の向上訓練（HUG）を実施。引き続き教職員を対象とした講習会等を検討していく。 ・令和4年度に浅羽野中学校で教職員を対象とした避難所運営の向上訓練（HUG）、マイ・タイムラインについて研修を実施。 ・令和5年度に勝呂小学校で教職員を対象とした避難所開設訓練を実施。 ・令和6年度に浅羽野小学校で教職員を対象とした避難所開設訓練を実施。	本市区域内に水防法でいう洪水予報河川及び水位周知河川、並びに河川法でいう一級河川はないが、水防を含めた防災対策について啓発する必要があるため、教育委員会と協議し、実施について検討する。	－	小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組みでめらうため、教員を対象とした水災害についての説明会（勉強会）実施について検討する。	小中学校の総合学習の中で、水災害教育に取り組みでめらうため、教員を対象に、水災害についての説明会（勉強会）の実施を、検討していく。	必要に応じて実施を検討する。	－			避難所開設訓練などを通じた、教職員への防災知識の普及を検討する。	
	34	出前講座等を活用した講習会の実施	A,E,I	引き続き実施	協議会全体	－	申請があった団体へ市職員による出前講座を実施。今後も引き続き出前講座の活用を推進していく。	本市区域内に水防法でいう洪水予報河川及び水位周知河川、並びに河川法でいう一級河川はないが、水防を含めた防災対策について啓発する必要があるため、教育委員会と協議し、実施について検討する。	出前講座の際に防災情報の入手方法等について住民への周知を実施している。	自主防災組織等を対象とした出前講座により、水害対応や避難方法等について講習会を実施している。今後も継続して実施する。	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。	自主防災組織等をはじめ市民からの依頼により防災出前講座を実施している。	－			要請により職員による出前講座を実施、今後も引き続き出前講座を実施する予定。	

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）
黄色セル：更新箇所

取組の柱 実施する施策					課題	目標時期	取組機関	入間市	坂戸市	鶴ヶ島市	日高市	毛呂山町	越生町	東松山市	寄居町	滑川町	嵐山町
	具体的取組																
(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化																	
	35	危機管理型水位計の拡充	G, AH	令和6年度	県												
	36	河川監視用カメラの拡充	G, AH	引き続き実施	県												
	37	河川管理施設の操作状況に係る警戒情報の伝達（特に複数のダム管理長からの緊急加圧に係る警戒情報）に関する基準や運用の明確化	H	令和6年度	関東地区・県・水資源機構												
	38	ダム放流警報等の洪水化や改良	AX, N	令和6年度	関東地区・県・水資源機構												
	39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	令和6年度	関東地区・県・水資源機構												
	40	水位周知下水道の指定	AX, N	令和6年度	県・市町村	-											
	41	洪水予測（水害タイムライン）の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	令和6年度	関東地区・県												
②的確な水防活動のための取組																	
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供																	
	42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AI	引き続き実施	市町村	県設置の水位計、カメラを活用している。	台風等の水害時において、水防団との情報連絡体制の迅速化・効率化を図るために、情報連絡員として市役所へ水防団員の駐在を記した覚書を締結（平成31年3月）	避難情報を発信した場合、消防団による広報を依頼	-	災害対策本部が立ち上がった際は、消防団本部が災害対策本部に待機し、各分団に防災行政無線（移動系）を使用して情報伝達を行う。	水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話で連絡することとしている。	危機管理防災課から直接消防団へ電話連絡をすることとしている。	・水防警報の河川水位に係る情報は、消防本部と連絡調整し、町から消防団へ電話連絡している。			スマートフォンやタブレットによるSNSを活用した水位情報の共有を行っている。	
	43	水防団が行う河川堤防の受け持ち区間や道路等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関東地区・県・市町村	-	-	-	-	-	-	-		・今後検討する。			
(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保																	
	44	国と都道府県が参加する技術研究会等において、樋の無動力化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関東地区・県												
(15) 重要水防施設の見直し及び水防資機材の確認																	
	45	洪水に対するリスクが高い区間や重要水防施設を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引き続き実施	関東地区・県・市町村・地域住民	飯能県土整備事務所、埼玉西部消防局、地元消防団と共に年1回不老川、霧川で実施している。	荒川上流河川事務所主催の重要水防施設共同点検に参加。（令和3年6月）（令和4年6月）（令和5年6月）（令和6年6月）	-	-	毎年、県が実施している重要水防施設等々の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防施設等々の共同点検に参加している。	荒川上流河川事務所及び県土整備事務所と共同点検を実施している。	・毎年、国及び県が実施している重要水防施設等々の共同点検に参加している。	令和元年1回、水防危険箇所の点検を行っている。	平成30年度より町内河川が指定され、水防重要箇所の共同点検に参加している。		
	46	出水時に重要水防施設において水防が適切に行われたことを確認	AL	出水後速やかに	県・市町村	見回りを実施している	出水時に速やかに確認がとれるよう、確認体制を検討していく。	坂戸市との連絡体制を確立する。	-	今後実施を検討する。	確認体制を整える	情報収集体制の強化と見直しを実施。	・今後検討していく。			関係機関と情報を共有していく	
	47	水防資機材等の配備・確認	AN	引き続き実施	関東地区・県・市町村	ボックスウォール及び土嚢を配備している。	土のう袋やブルーシートを追加購入し水防倉庫にて保管。また、令和2年度、新たに水のうを購入した。今後も随時整備・点検を実施していく。	関係課と調整し、土のうやバリケードを配備している。引き続き整備を実施する。	・土のう、シートなどを保有している。	排水ポンプ、ロープ、ライフジャケット等を計画的に購入している。令和2年度、止水版を購入。	町の水防倉庫に資機材を保管しており、定期的に点検を行っている。	土のう、シート、スコップ、排水ポンプ等の水防資機材を庁内倉庫と比企広域消防本部敷地内の水防倉庫に保管している。	-				
	48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認	BH	出水後速やかに	県・市町村	消防団で使用したものについては随時把握している。	令和4年度、土のうの作成を水防演習にて実施した為、7月12日の大雨の際にスムーズに浸水防止対応が取れた。	関係課と調整し、土のうやバリケードを配備している。引き続き整備を実施する。	-	今後実施を検討する。	確認体制を整える	情報収集における確認事項に加えた。	随時確認を行う。				
(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）																	
	49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引き続き実施	市町村	ホームページ等で消防団（水防団）員募集を随時行なっている。	消防本部が広報紙などを通じ、常時団員の募集を行っている。今後も引き続き広報紙やホームページ等で広く参画を促していく。	消防団員の募集は、坂戸・鶴ヶ島消防組合の主体により、HPやイベント等で継続的に行っている。	市ホームページやイベント等で周知を行っている。	消防団員が水防団員を兼ねているため、消防組合で行う消防団員募集に協力する。	イベント等で消防団（水防団）の活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。広報紙やホームページ等で広く水防団員の募集や自主防災組織、企業等の参加を促していく。	水防団員（消防団員）の募集案内を市役所のHPに掲載している。	・水防団員の募集としては行っていないが、消防団員の募集を町の広報で行っている。			広報等により、消防団（水防団）の団員募集等を定期的にしている。	
(17) 水防訓練の充実																	
	50	水防団強化、任務の継承を目的とした広報の充実（水防団確保）、水防団間での連携・協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AX, AP	令和6年度	関東地区・県・市町村	防災訓練の一環として実施を検討	・越辺川・高麗川水害予防組合（坂戸市・毛呂山町・越生町）による水防訓練（気象予報士・防災士による講演会、実技訓練）を実施。（令和6年6月） ・令和4年度は、越辺川・高麗川水害予防組合（坂戸市、毛呂山町、越生町）主催で水防演習を実施した。（市内3か所）	-	-	1市2町で構成している水害予防組合で継続して実施。	毎年、越辺川・高麗川水害予防組合で水防訓練を実施している。	今後必要に応じて実施を検討する。	-	-	-	-	
(18) 水防団間での連携、協力に関する検討																	
	51	大規模浸水に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AH, AX, AH, AN, AO, AP	令和6年度	市町村	-	近隣市町との連携強化を検討する。	近隣の水防団と連携強化を検討する。	-	1市2町で構成している水害予防組合で継続して実施。	近隣3市町で越辺川・高麗川水害予防組合を組織している。今後も3市町で協力していく。	水防団（消防団）との連携強化に向けて内容を検討する。	-	-	-	-	

取組状況

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）黄色セル：更新箇所

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	入間市	坂戸市	鶴ヶ島市	日高市	毛呂山町	越生町	東松山市	寄居町	滑川町	嵐山町
実施する施策																
具体的取組																
(19)市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実								地域防災計画に基づき検討								
	52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AR, AS	18年度	県・市町村											
(20)市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実																
	53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう啓発	AR, AS, AT	18年度	県・市町村											
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組																
(21)排水施設、排水資機材に関する情報の共有								排水ポンプを9船所有している								
	54	水害リスク情報の共有とともに、現況の施設・機材の情報を共有	AV	引き続き実施	関係地整、備・市町村、水資源機構	会議等を通じて、水害リスク情報や現況の施設・機材の情報について共有を行った。今後も引き続き情報共有を実施していく。	共有内容について、今後検討していく。									
	55	排水機場の遠隔操作化、遠避基準の明確化	AX	18年度	関係地整、備・市町村、水資源機構	排水ポンプは自動化されている。	県と協議中。	可搬式排水ポンプを計画的に購入している。								
								必要に応じて可搬式排水ポンプの配備を検討していく。								
								最新の洪水浸水想定区域図等を参考に、水害ハザードマップを更新し、可搬式排水ポンプを購入した。								
								検討する								
								施設更新時において遠隔操作化等を図る。遠避基準について検討を進める。								
(22)浸水被害軽減地区の指定																
	56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報（地形データや氾濫シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県											
	57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で協定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む	AV	必要に応じて	市町村	今後必要に応じて実施を検討する。										
(23)出水後の対応																
	58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村	総務部の協力のもと、現地調査を実施している	令和元年東日本台風での経験を踏まえ、より迅速な被災状況の調査方法について検討していく。	水防団や自主防災組織等、協力機関との連携を継続する。								
	59	暫定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台	調査体制を構築する										
■ハード対策の主な取組																
④河川管理施設の整備等に関する事項																
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策																
	60	河川の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AR, BA, BE, BF	引き続き実施	県											
	61	流域治水の考えに基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BR, BE	必要に応じて	国・県・市町村											
	62	多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河道掘削）	BA	引き続き実施	県											
	63	浸水による機能停止リスクが高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	18年度	県・市町村	耐水化計画に基づき耐水化工事を実施する。										
	64	土砂・流木被害低減効果の高い透過型砂防堰堤の整備	-	引き続き実施	県	取組機関が県のため削除										
	65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し市町村の円滑な水防活動等、活用方を検討・調整	BR, BE	必要に応じて	県・市町村	河川防災ステーション活用について今後検討していく。										
(24)危機管理型ハード対策																
	66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引き続き実施	県											
(25)排水機場の耐水化の検討																
	67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	18年度	県											

概観5年で実施する取組内容（R7.3時点）				黄色セル：更新箇所												
項目	取組の柱			課題	目標時期	取組機関	小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	東秩父村	秩父市	横瀬町	長瀬町	
	実施する施策															
	具体的取組															
■ソフト対策の主な取組																
①円滑かつ迅速な避難のための取組																
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供																
	1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引き続き実施	県・市町村			町民への周知方法や庁内連携を図る。	今後検討していく							
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）																
	2	多機関連携型タイムラインの検討	L,M,R	88年度	県・市町村・気象台	多機関連携型タイムラインについて検討する。		市町村単位での検討が困難なため、実施予定なし				今後検討				
	3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	M,AF	毎年	協議会全体	水害対応タイムラインを活用した訓練について検討する。		今後、水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練を実施するための検討をする。	令和4年5月に職員を対象とした情報伝達訓練を実施した。		・令和元年度における実際の台風等大雨対応時において、水害対応タイムラインを踏まえた対応についての検証を実施。	浸水想定区域が指定される場合、避難訓練を検討	今後、水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練を実施するための検討をする。		未実施	
	4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,M,Q,R	必要に応じて	県・市町村・気象台	必要に応じて、避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを検討する。		避難指示の発令基準をハザードマップで周知。	令和3年度に改定した地域防災計画で、高齢者等避難、避難指示の発令基準を記載していることから、発令基準の見直し、タイムラインの見直しを実施した。		・平成31年3月の避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴い、避難勧告等判断・伝達マニュアルを改定済み。 ・避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）に伴い、避難情報の判断・伝達マニュアルを改定済み。	浸水想定区域が指定される場合、現在ある「土砂災害に対する避難準備情報等の判断基準」を見直す	地域防災計画で、高齢者等避難、避難指示の発令基準を記載している。また、必要に応じて発令基準の見直し、タイムラインの見直しを検討する。	令和3年度作成済	87年度に見直し予定。	R3.7「長野町避難勧告等の判断基準及び伝達マニュアル」改訂
	5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	R	88年度	関係地産・気象台・県・市町村	出前講座等を通じて普及啓発を実施中。		マイタイムラインの講習会を実施。今後も引き続き継続して実施予定。			・マイ・タイムラインを記載したハザードマップを全戸配布（令和4年度） ・広報で作成の啓発（令和4年度～）	今後検討	ハザードマップに掲載済み	毎戸配布の「横瀬町ハザードマップ」にマイ・タイムラインを掲載。説明文及び「わが家の行動」について記入するように周知。		
(3) 水害危険性の周知促進																
	6	水位周知河川の拡大及び運用	K	88年度	県											
	7	ハザードマップの見方など水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	Z	0	関係地産・気象台・県・市町村	防災地域支援課窓口において対応。		総務課にて、住民等への問合せや窓口対応を実施。			・ハザードマップに問合せ先を掲載	予定なし	総務部 危機管理課			
(4) ICT を活用した洪水情報の提供																
	8	洪水情報のプッシュ型配信の実施及び運用基準の明確化	P,Z,AA	88年度	県											
	9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒線の発表」等の改善	M,Q,Q	引き続き実施	気象台											
	10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,AA,AB,AC,AE	引き続き実施	市町村	防災に関する会議や地域住民から寄せられる意見に対して、随時、検討し改善が図れるものについては、図っている。 地域の実情に応じたきめ細やかな備えを促進する。	防災情報については、防災行政無線、登録制メール配信サービス、ツイッター、テレビデータ放送、ケーブルテレビ、広報車、対象地区区長への連絡により、情報伝達する。 また、防災行政無線のデジタル化等と併せて情報伝達の改善を図っている。	・避難準備情報－避難勧告－高齢者等避難－避難指示を発令した場合は、防災行政無線、緊急通報メール、吉見町安全安心メール、SMSの配信、ホームページ、公式ツイッター・フェイスブック、広報車、報道機関への報道依頼（テレビ・ラジオ） ・土砂災害（特別）警戒区域の指定地域には、区長に連絡をし対象者に連絡ができる連絡網の作成をしている。	・高齢者等避難、避難指示を発令する場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、緊急通報メール、アラート等により広報を行っているが、緊急時におけるホームページへの情報掲載体制も新たに整備した。 ・対象区域自主防災組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるように伝達している。	防災行政無線、エリアメール、防災メール（登録制）、町ホームページ、ツイッター、テレビ（データ放送）、放送事業者へ情報提供、消防団車両による広報、自主防災組織へ情報提供、電話窓口の設置等	・避難準備・高齢者等避難開始、避難指示を発令した場合は、防災情報音声発信システム、防災タブレット、広報車、村ホームページ、緊急通報メール、アラート、報道機関の協力を得て広報を行っている。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるように伝達している。 ・情報伝達手段の配信一元化の実施。	・防災行政無線の更新により、デジタル化、全市一斉放送が可能。 ・防災行政無線とエリアメール、安心・安全メール、音声応答装置が連動。 ・戸別受信機の配布（旧町村地区全世帯、旧秩父市は議員・町会役員・民生委員・65歳以上の単身老人、避難行動要支援者・土砂災害警戒区域内にお住いの方等）	・防災行政無線デジタル化整備完了（R3.3）、戸別受信機全戸配布 ・ちちが安心・安全メール、HP、SNS等活用による情報伝達の実施		防災行政無線、広報車、なかとう安心安全メール、SNS等に加え、ヤフー株式会社と協定を締結し、防災アプリを活用した情報伝達を実施。	
	11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	88年度	関係地産・県・市町村	地元メディアと位置付けられる事業者は無いが、情報発信にあたっては多様な手段・媒体を活用した幅広い連携を図っている。	今後検討していく。						コミュニティ放送局であるちちがエフエム株式会社と「防災・防犯情報の緊急放送に関する協定」を締結済み。	R2.3「防災・防犯情報の緊急放送に関する協定」を地元ちちがエフエム（株）と締結し、災害時の情報発信について電子メール等により要請を行う。		

令和5年で実施する取組内容（R7.3時点）				黄色セル：更新箇所											
項目	取組の柱			課題	目標時期	取組機関	小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	東秩父村	秩父市	横瀬町	長瀬町
	実施する施策	取組の柱													
		具体的取組													
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実															
	12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,M,O	88年度	関東地整・県・水資源機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	13	避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N,M,O	88年度	関東地整・県・市町村・水資源機構	-	避難指示等の発令判断に活用している。	タイムラインの中で、放流状況による影響を受けやすい地区には情報を伝えることを取り決めている	・台風等の大雨時においては、対象となる河川における河川水位情報等を活用している。	防災行政無線、エリアメール、防災メール（登録制）、町ホームページ、ツイッター、テレビ（データー放送）、放送事業者へ情報提供、消防団車両による広報、自主防災組織へ情報提供、電話窓口の設置等による周知を実施する	-	-	ダム放流通知文章意見交換会について意見交換会を実施している。	-	随時関係機関と調整を図る。
	14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	88年度	関東地整・県・市町村	-	地元メディアと位置付けられる事業者は無いが、情報発信にあたっては多様な手段・媒体を活用した幅広い連携を図っている。	今後検討していく。	-	・地元メディアとの協定締結済み	-	未定	地元FMラジオ局と防災協定を締結している。	-	-
(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等															
	15	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	V,W,X,AE	引き続き実施	市町村	-	防災に関する会議や地域住民から寄せられる意見に対して、随時、検討し改善が図れるものについては、図っている。 地域の実情に応じたきめ細やかな備えを促進する。	防災訓練時に、避難経路の再確認を実施している。	指定緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校や公民館などの公共施設を指定している。 北本市連携事業として、広域避難訓練を実施	・指定緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校やコミュニティ施設を指定している。 ・地区ごとの大まかな避難経路については、洪水ハザードマップに掲載している。	指定緊急避難所や緊急避難所は、主に小中学校や公民館を指定	・指定緊急避難場所の見直しを実施。車両避難場所としてグラウンドや和紙の里駐車場を指定。	・指定緊急避難場所を指定。主に指定避難所のほかに、グラウンドや公園等を指定。	町の公共施設、コミュニティ広場等を中心に指定緊急避難場所を指定し、ホームページ、毎戸配布のハザードマップ等に掲載している。 避難経路については、ハザードマップの見直しのタイミング等に合わせ検討する。	町内学校（3箇所）と中央公民館を避難所に指定。 町内学校（2箇所）を緊急避難場所に指定。 町公共施設（長瀬町多世代がれ愛ベース長瀬）を避難所及び緊急避難場所に指定。
	16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきらない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討。そのための情報提供の実施。	S,T,U,X,Y,AG	必要に応じて	関東地整・県・市町村	-	近隣市町村と災害時相互応援協定を結んでいる。	隣接市と避難場所の相互利用の協定を締結している。	荒川上流河川事務所広域避難検討会議に参加し、広域避難について協議している。避難場所については、県の施設や隣接の自治体と個別に相互利用などを検討していく。 令和4年度現在、近隣自治体や、関係機関と協定を締結し、複数の分散避難の避難先を確保している。	・必要に応じて、近接市町村における避難場所の指定や連絡体制等について検討する。	大規模災害時における相互応援に関する協定の締結	・近隣市町村と協議を検討する。	-	-	-
	17	必要となる避難場所、避難路等の整備にあたり、河川工事等の発生工事を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施	S,T	必要に応じて	関東地整・県・市町村・水資源機構	-	-	必要に応じて、河川管理者と連携した効率的な避難場所等の整備を図る。	-	・必要に応じて、河川管理者と連携した効率的な避難場所等の整備を検討する。	-	-	-	-	-
	18	応急的な避難場所の確保	S,T,U,V,X	88年度	県・市町村	-	必要に応じて検討する。	緊急時における避難場所の提供等、町内企業と協定を締結済み。	町内の浸水想定区域外の場所に位置している民間業者と協定を締結し、駐車場を利用できることとした。	・必要に応じて、応急的な避難場所の選定や確保について検討する。	近隣市町村と協議を検討する	応急避難場所の検討	-	-	-
	19	避難訓練への地域住民の参加促進	S,T,U,Z,AD,A,F	88年度	市町村	-	出前講座等を通じて町民の意識の高揚を図っている。地域の実情に応じたきめ細やかな備えを促進する。	住民参加型訓練をして、住民の積極的な参加を促進している。	行政区ごとの身近な場所での避難訓練や、体験型の訓練を導入し、参加を促進していく	・近接市町村における避難場所の指定等の必要性を検討し、その必要があれば、その避難所への避難訓練の実施やその訓練への地域住民の参加促進を図る。	近隣市町村と協議を検討する	地区防災訓練の実施。	-	-	地域住民参加の防災訓練の実施を予定している。
	20	互助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び洪水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整	V,AD,AE	88年度	県・市町村	-	出前講座等を通じて普及啓発を実施中。	自主防災組織訓練を行い、自治会内で共助できるような訓練を実施済み。	各自主防災組織の訓練の啓発活動（訓練方法紹介）や地区防災計画の手引き作成などの支援を行っていく 北本市連携事業として、広域避難訓練を実施	・近接市町村における避難場所の指定等の必要性を検討し、その必要があれば、互助の仕組みの強化を図る。	近隣市町村と協議を検討する	広報誌等を活用し住民に周知を行う。	-	-	区長や民生委員と協力し、啓発を行う。
	21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V,S,T,U	88年度	市町村	-	出前講座等を通じて普及啓発を実施中。	マイタイムライン講習会の実施し、避難計画の作成促進している。	マイタイムライン作成への支援を行っていく	・近接市町村における避難場所の指定等の必要性を検討し、その必要があれば、その対象地域における住民一人一人の避難計画・情報マップの作成の促進を図る。	近隣市町村と協議を検討する	避難計画・情報マップの作成検討	-	-	地域住民に対し啓発を行う。
	22	地域防災力の向上のための人材育成	AD,AE,AF	88年度	関東地整・県・市町村	-	自主防災組織リーダー研修会を実施。	自主防災組織加入者に対して、防災士資格取得に係る費用の補助金を交付し、地域防災力の向上に努めている。	講演会や研修等を通じて、意識啓発を行う中で人材育成を進めていく	・近接市町村における避難場所の指定等の必要性を検討し、その必要があれば、その対象地域における地域防災力の向上のための人材育成を図る。	近隣市町村と協議を検討する	自主防災組織、消防団等と連携し検討	-	-	地域住民参加の防災訓練の実施を予定している。

平成5年で実施する取組内容（R7.3時点）														黄色セル：更新箇所													
項目	取組の柱 実施する施策 具体的取組		課題	目標時期	取組機関	小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	東秩父村	秩父市	横瀬町	長瀬町													
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施																											
	23	国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	R8年度	関東地整・県・市町村	埼玉県減災対策協議会等を通じて知見の共有を図る。	福祉担当課と連携し、要配慮者施設における避難計画の作成等にあたり、情報提供を実施	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	-	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る	・埼玉県内各市町村と本協議会を通じ、他県モデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について情報共有を図める。 ・モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図るよう検討をする。																
	24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施を目指す。必要に応じた事前等、必要な情報提供を行う。	AD	R8年度	県・市町村	国や県から情報提供があることに、随時関係機関へ情報提供している。計画の作成についても同様である。	福祉担当課と連携し、要配慮者施設における避難計画の作成・避難訓練の実施を依頼済み	対象施設に対し、計画の作成を再度依頼するとともに、計画作成の解説書を配布するなどして計画作成を促進している。	-	福祉担当課と連携し、要配慮者利用施設における計画の作成、訓練の実施支援を検討	・要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうように勧告する。 ・福祉担当課と連携し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討していく。	施設管理者に周知している	対象となる施設について、避難確保計画を作成（R4.3.）。避難訓練について実施を支援。														
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用																											
	25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	R8年度	市町村	県公表の水害リスク情報図を基に洪水ハザードマップを作成。	令和3年3月に川島町洪水地震ハザードマップ・ガイドブックを作成し、全戸配布を実施した。町民を対象としたハザードマップ説明会を実施。	令和3年3月に防災ハザードマップを全戸配布し、令和4年度は、自主防災組織リーダーを対象としたハザードマップ説明会を行った。 また、町公式YouTubeでは、ハザードマップの解説動画を公開している。	・水害ハザードマップを平成29年度に更新作成し、全戸配布実施済み。 ・県の水害リスク情報図の内容を反映した水害ハザードマップを令和3年度に更新作成し、全戸配布実施済み。 ・他市町村の優良事例を参考に周知と改善方法を検討する。	-																	
	26	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	R8年度	市町村	防災地域支援窓口において対応。			・ハザードマップに問合せ先を掲載	-	未定																
	27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引き続き実施	市町村	登録済。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	・現在登録中だが、更新されたハザードマップを登録予定。	-				R3.3 ポータルサイトへのハザードマップ調査票提出													
	28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引き続き実施	市町村	-	水害ハザードマップを活用した訓練の検討を行う。	総合防災訓練で避難訓練を実施し、ハザードマップの説明を実施（平成30年度）。ハザードマップ説明会を令和3年度に実施。避難訓練については、引き続き検討していく。	浸水想定区域内地区においては、土砂災害対策と同様に、定期的な訓練を行っている。	-	-	-	-	実施を予定している住民参加訓練の中での活用を検討していく													
(9) 浸水実績等の周知																											
	29	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	A	引き続き実施	県・市町村、水資源機構	-	地域防災計画に掲載し、公表している。	地域防災計画に掲載している。	・浸水実績を洪水ハザードマップへの掲載により公表済み。	-	-	ハザードマップを作成し全家庭に配布	ハザードマップを作成し、全戸配布（R4.3）	-													
	30	まちごとまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引き続き実施	市町村	-	公共施設及び商業施設等の町民の集まる場所にまちごとまちごとハザードマップの整備を実施	早期避難の啓発物として検討していく	・電柱広告に防災情報をなどの公共的な情報を掲載する「地域貢献型広告に関する協定」を平成28年度に締結し推進している。	-	-	-	-	-													
	31	市町村のまちづくり担当部局に対し、中高層地区の水害リスク情報の提供	A	R8年度	関東地整・県																						
(11) 防災教育の促進																											
	32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A,E,I,Z	R8年度	関東地整・県・市町村	-	今後、実施予定。	国の支援により作成した指導計画を、町内の全ての学校に情報共有する。また、国が示している防災教育の基幹事例や先進事例などの情報を町内小中学校と情報共有をしていく。	・国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、町内の学校に情報共有を行う。	-	・国の支援により作成した指導計画を、村内の全ての対象となる学校に情報共有実施を検討する。	-	-	-													
	33	教職員を対象とした講習会の実施	A,E,I,Z	引き続き実施	協議会全体	指定避難所となっている学校の教職員と、その地区の自主防災組織役員と合同でHUG訓練を実施し、防災教育に取り組んでいる。	今後、実施予定。	町で開催する、水防訓練、総合防災訓練への参加を推進。教職員に対してだけの講習会等は未実施だが、避難所開設の連携などを検討していく	・教職員を対象とした講習会の実施について検討する。	-	・小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでもらうため、教員を対象に、水災害についての説明会（勉強会）実施を検討する。	-		-													
	34	出前講座等を活用した講習会の実施	A,E,I,Z	引き続き実施	協議会全体	自主防災組織を始めとした地域の防災訓練等への職員の派遣を行っている。	今後、実施予定。	町の防災訓練にイツモ防災インストラクターの派遣をしていただき、実施した（平成30年度）。令和4年度は、自主防災組織リーダー養成指導員の指導のもと、災害対応図上訓練（DIG）を実施した。	・令和元年度中においては、出前講座により、2団体に対して講習会等を実施したが、今後も、必要に応じて実施を行う。 ・国土地理院職員による出前講座を実施	水防工法訓練、避難所開設訓練、防災研修会、土のう作製訓練、防災講和、防災教育等を実施	・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に説明会を実施に向けて検討する。	-	要請により町職員による出前講座を実施。自主防災組織による個別訓練時等において講座を実施。	年1回、行政区長（自主防災組織リーダー兼任）を対象に防災研修を実施。													

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）
黄色セル：更新箇所

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	東秩父村	秩父市	横瀬町	長瀬町	
実施する施策																
具体的取組																
(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化																
	35	危機管理型水位計の拡充	G, AH	88年度	県											
	36	河川監視用カメラの拡充	G, AH	引き続き実施	県											
	37	河川管理施設の操作状況に係る警戒情報の伝達（特に複数のダム管理室からの緊急加圧に係る警戒情報）に関する基準や運用の明確化	H	88年度	関係地盤・県・水資源機構											
	38	ダム放流警報等の治水化や改良	AX, N	88年度	関係地盤・県・水資源機構											
	39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	88年度	関係地盤・県・水資源機構											
	40	水位用知下水速の指定	AX, N	88年度	県・市町村			避難の参考とするため検討する。	関係機関と協議していく		予定なし					
	41	洪水予測（水害タイムライン）の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	88年度	関係地盤・県											
2.的確な水防活動のための取組																
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供																
	42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AI	引き続き実施	市町村			大雨等による水害発生危険性を把握するため、台風等の襲来予測時は町、消防署、消防団、警察の密に連携を図っている。特に、消防署、消防団については、町役場に情報連絡員を派遣し、常に無線で現場と連絡が取れる環境を確保しており、現場では河川の水位を適宜確認している。	町が水防団へ直線電話で連絡している。	水防警報等の河川水位に係る情報は、早い段階で、災害対策本部から直接消防（水防）団長へ電話連絡している。	・水防団本部役員との携帯電話での連絡手段を確保し、メール等での対応も実施している。	防災行政無線（移動系）の配備	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話・LINE・デジタル簡易無線等で連絡することとしている。 ・消防団への情報伝達手段の多量化的検討を行う。	防災行政無線及び登録制メール	・防災行政無線 ・登録制メール ・電話等により直接連絡	防災行政無線（移動系）を活用し情報伝達を実施。
	43	水防団が行う河川監視の受け持ち区間や巡回等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関係地盤・県・市町村	-		今後検討していく。			・今後検討する。		未定			
(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保																
	44	国と都道府県が参加する技術研究会等において、樋の無動力化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関係地盤・県											
(15) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認																
	45	洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引き続き実施	関係地盤・県・市町村・地域住民			共同点検に参加している。	共同点検に参加している。	毎年、国・県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。 共同点検に対象地域区長など関係者も参加するよう検討する。	・毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に水防団員も含めて参加している。	-	-	-	-	83年度から県と共同で実施中
	46	出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われたことを確認	AL	出水後速やかに	県・市町村			今後検討していく。	確認実施し、重点的に水防活動を行うことを検討中。	関係機関と情報を共有していく	・出水時において備蓄資材が使用された場合には、その使用状況を確認する。	-	調査員等を配置し調査を検討	-	-	-
	47	水防資機材等の配備・確認	AN	引き続き実施	関係地盤・県・市町村			主に土のうについては、常に配備できるよう確保している。	毎年、出水期前に点検を行っている。	町内2箇所の水防倉庫に保管している。数量についても不足が生じた場合は随時補充をしている。 土のうについては、いつでも使用できるよう町内2箇所に相当数を備蓄している。	・水防資機材を防災倉庫に保管しており、出水期前に点検を行っている。	水中ポンプの配備、消防団との連携	・土のう、縄、シートなどを消防団（水防団）の倉庫に分散して保管している。点検も年に数回実施している。 ・資機材の数量が十分ではないため、購入を検討する。	-	土のう、シートなどを（防災）倉庫等に保管	行政区からの要望に応じて土嚢を配付。
	48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認	BH	出水後速やかに	県・市町村			随時確認を行っていく。	水防団への使用資機材等のヒアリングを実施検討中。	通時、関係機関と確認していく	・出水時において備蓄資材が使用された場合には、その使用状況を確認する。	消防団との連携を図る	災害対応後、検証等を行うよう検討する。	-		備蓄している土嚢を有効かつ迅速に活用している。
(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）																
	49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引き続き実施	市町村			消防団（水防団）の団員募集を定期的に行っている。	水防団（消防団）員の募集を消防署で行っている併せて、町ホームページ等で周知している。	水防団入員については確保できている。 欠員が生じた場合には、広報紙・ホームページ等で募集する予定。	・広報等により、消防団（水防団）の団員募集等を定期的に行っている。	消防団の組織や活動内容について紹介し、団員募集を随時実施	・消防団（水防団）の団員募集を広報誌等を通じて行っている。	-	町広報や消防団のホームページを作成し、消防団員の紹介及び募集について、常時実施	町広報誌に団員募集の記事掲載。
(17) 水防訓練の充実																
	50	水防団強化、住民の避難を目的とした広域の広域（水防団確保）、水防団間での連携・協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AX, AP	88年度	関係地盤・県・市町村			今後検討していく。	毎年、水防団・自主防災会が参加する水防訓練を実施している。	年1回関係機関（消防・水防団）、住民参加の水防訓練を実施している。引き続きより多くの関係機関と連携をしながら訓練の実施をする。	・水防団、河川管理者、住民等が参加する水防訓練の実施について検討する。 ・消防組合と連携した土のう積み訓練を実施。	浸水想定区域が指定される場合、水防訓練の実施を検討	・水防団、河川管理者、建設業協会などが参加する水防訓練の実施を検討する。	-	-	-
(18) 水防団間での連携、協力に関する検討																
	51	大規模浸水に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AH, AK, AN, AO, AP	88年度	市町村			大雨等による水害発生危険性を把握するため、台風等の襲来予測時は町、消防署、消防団、警察の密に連携を図っている。	隣接の水防団（消防団）と相互協力応援を行っている。	広域避難について、現在近隣市町と調整をしているため、それに合わせ水防活動についても協力体制ができるよう調整していく。	・近隣町の水防団（消防団）と連携強化を検討する。	浸水想定区域が指定される場合、協力内容等について検討	・近隣の消防団（水防団）との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。 近隣の水防団（消防団）と具体的な協力内容等について検討する。	-	-	平成19年に「秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書」を締結済み。

取組状況

概5年で実施する取組内容（※7.3時点）															黄色セル：更新箇所														
項目	取組の柱				課題	目標時期	取組機関	小川町	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	東秩父村	秩父市	横瀬町	長瀬町													
	実施する施策																												
	具体的取組																												
	(19)市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実																												
		52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AR, AS	18年度	県・市町村	-	施設管理者と情報共有している。	水害においては、役場庁舎が浸水エリアとなっているため、災害対策本部の設置を代替候補である、町立西小学校となった場合には、防災行政無線の活用については、移動式観音装置を利用するなど情報手段の確保に努めている。	・対象施設：役場庁舎 ・対象施設：役場庁舎 浸水想定エリア内に立地しておらず、標高が高い位置にあるため、浸水を想定していない。 ・災害拠点病院等該当なし。	-	-	-	-	-	-													
	(20)市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実																												
		53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AR, AS, AT	18年度	県・市町村	-	対象施設：川島町役場 非常用電源や電話交換機等を浸水しない高さに設置している。	対象施設：吉見町役場庁舎 非常用電源設置済み。（令和3年度）	・対象施設：役場庁舎 浸水想定エリア内に立地しておらず、標高が高い位置にあるため、浸水を想定していない。 ・対象施設：役場庁舎 浸水想定エリア内に立地しておらず、標高が高い位置にあるため、浸水を想定していない。 ・災害拠点病院等該当なし。	-	-	-	-	-	-													
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組																													
	(21)排水施設、排水資機材に関する情報の共有																												
		54	水害リスク情報の共有とともに、現況の施設・機材の情報を共有	AV	引続き実施	関係地整・ 県・市町村・ 水資源機構	-	町及び水防団で可搬式排水ポンプを所有している。	町内に排水機場が4箇所ある	・可搬式排水ポンプを2台所有している。 ・可搬式排水ポンプの増設を検討する。	水中ポンプの配備、消防団との連携	-	-	-	-	-													
		55	排水機場の遠隔操作化、遠避基準の明確化	AX	18年度	関係地整・ 県・市町村・ 水資源機構	-	遠隔操作の必要性を含め、検討予定。	関係機関と協議していく	-	遠避基準の明確化について今後検討する	排水機場はなし	-	-	-	-	-												
	(22)浸水被害軽減地区の指定																												
		56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に事前情報（観測データやシミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県																							
		57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で協定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む	AV	必要に応じて	市町村				・必要に応じて浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	-	-	-	-	-	-													
	(23)出水後の対応																												
		58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村	被害状況調査が迅速に行えるよう体制の整備を図っていく。	担当者を調査方法を定め、明確にすることで迅速化を図る。	被災者支援システムの導入により迅速化を図る	・被災後速やかに被害地域へ職員を派遣し、現地調査を実施。	消防団との連携	調査員・消防団等と連携し実施する	氾濫があれば速やかに調査する予定			調査手順・方法の検討を行う。													
		59	暫定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台																							
■ハード対策の主な取組																													
④河川管理施設の整備等に関する事項																													
	(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策																												
		60	現行の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AR, BA, BE, BE	引続き実施	県																							
		61	流域治水の考え方に基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BE, BE	必要に応じて	国・県・市町村																							
		62	多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河道掘削）	BA	引続き実施	県																							
		63	浸水による機能停止リスクの高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	18年度	県・市町村	検討していく。	機能停止リスクの高い下水施設において把握・低減策の実施予定	関係機関と協議していく	-	-	-	-	-	-	-													
		64	土砂・流木被害低減効果の高い透過型砂防堰堤の整備	-	引続き実施	県																							
		65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し市町村の円滑な水防活動等、活用方を検討・調整	BE, BE	必要に応じて	県・市町村		今後検討していく。		・今後検討する。		未定																	
	(24)危機管理型ハード対策																												
		66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引続き実施	県																							
	(25)排水機場の耐水化の検討																												
		67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	18年度	県																							

項目				黄色セル：更新箇所										
取組の柱	実施する施策	具体的取組	課題	目標時期	取組機関	皆野町	小鹿野町	本庄市	美里町	神川町	上里町	熊谷市	深谷市	寄居町
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実														
12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,M,O	88年度	開業地盤・県・水資源機構										
13	避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N,M,O	88年度	開業地盤・県・市町村・水資源機構			適宜活用している。	該当となる河川がダムのより下流に流れているため、影響や情報利用は検討である。 ・河川水位情報については、「埼玉県川の防災情報」をホームページにリンク掲載し、必要に応じて内容を確認するようにしている。	・下久保ダムからのホットライン等の情報を庁内で共有する。	・ダム管理所の洪水対応演習や防災操作説明会等に参加している。 ・河川水位情報については、「川の防災情報」などを活用し、把握している。	・市庁に荒川・利根川水系のすべてのダム貯水位、放流量へのリンクを掲載した【令和元年度】	河川水位情報については、市ホームページにリンクを掲載し周知しているほか、水位情報を判断基準の一つにして避難情報等を市メール配信や緊急連絡メールをはじめとする複数の手段で情報発信することとしている。		
14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	88年度	開業地盤・県・市町村			協定を締結している。			本庄市内のコミュニティ放送局「ほんじょうFM」と災害時の緊急放送に関する協定を締結している。		市内のケーブルテレビ局やコミュニティ放送局と連携強化に向けて、情報共有を図る。	深谷コミュニティFMと包括連携協定を締結しており、災害時には連携して情報発信を行う	
(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等														
15	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の見直しと改善	V,N,X,AE	引き続き実施	市町村	H28.7地域防災計画策定時避難所指定 他の避難場所要検討	・指定緊急避難所や緊急避難所は、主に小中学校や公民館を指定しているが、新たに土砂災害警戒区域内に指定された箇所においては、指定を外し、代替箇所を指定している。 避難経路については未確定のため、今後検討する。	・指定避難所、指定緊急避難場所についてホームページで掲載している。 ・既存の地域防災計画で定める避難所・避難場所については、ハザードマップにおいてその浸水深等を示している。 避難経路については未確定のため、今後検討する。	・避難所としての学校については、体育館のみではなく、教室まで広げた避難所となるよう見直しを行う。 避難経路については、過去の内水箇所も入れた総合ハザードマップを每户配布、ホームページ掲載した。 自主避難所を選定し、使用スペースやスペースに応じたプライバシー配慮用パーテーションを整備した。	・H4.3に地域防災計画改定に伴い避難所の見直しを行った。 ・小中学校は体育館のみではなく、教室も利用する。 ・避難所についてはホームページ、ハザードマップに掲載してある。	・避難所、避難場所については、ホームページや、防災ガイド・ハザードマップで一覧表や想定浸水区域図中に掲載している。 ・令和4年度に改訂した地域防災計画では、当該避難所及び避難場所の想定浸水深を考慮し、「洪水時は施設の2階以上の使用可能」とするなどの見直しを行った。 ・避難経路については未確定のため、今後検討する。	想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップを作成し、避難所・避難場所の見直しを行った。【令和2年度】	地域防災計画及びハザードマップの改訂に伴い避難所・避難場所を見直した。【令和3年度】	・避難経路については未作成のため今後検討する	
16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討。そのための情報提供の実施。	S,T,U,X,Y,AG	必要に応じて	開業地盤・県・市町村	隣接市町村との調整が必要	・深谷市及び群馬県伊勢崎市と災害時相互応援協定を結んでおり、連絡体制を構築している。 ・加須市及び群馬県渋川市と災害時相互応援協定を結んでおり、連絡体制を構築している。	戸田市との相互応援の協定を締結している。 必要に応じて隣接市町と協議する。	必要に応じて検討する	・千歳県長生郡長生村と大規模災害時における相互応援に関する協定を結んでおり、連絡体制を構築している。【平成30年度】 ・三芳町と災害時における相互応援に関する協定を結んでおり、連絡体制を構築している。【令和元年度】	利根川左岸の妻小島地区については、災害協定に基づき隣接の太田市に避難場所等を設定している。【平成9年度】 ハザードマップ更新に伴い、妻小島地区（利根川北岸の地区）の住民が、群馬県太田市の3施設を避難所として使用できるよう、改めて太田市と調整し、了解を得た。【令和2年度】 新たな市外避難場所として、武蔵丘陵森林公園を設定した。【令和4年度】	熊谷市、本庄市、寄居町、群馬県伊勢崎市と災害時相互応援協定を締結しており、連絡体制を構築している。	・熊谷市・深谷市と災害時相互応援協定を締結しており、連絡体制を構築している。		
17	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなどの、連携による効果的な整備を実施	S,T	必要に応じて	開業地盤・県・市町村・水資源機構		予定なし。	必要に応じて利用を検討とし、土木主管課と調整となるが、発生土砂の搬送スペース確保や工事設計・発注時の条件等を考慮すると、実施は難しく、必要となる場面も平時では想定が難しい。				必要に応じて検討する。	必要に応じて検討する。		
18	応急的な避難場所の確保	S,T,U,V,X	88年度	県・市町村		予定なし。	指定緊急避難場所、指定緊急避難所及び自主避難所に準ずることとし、指定（確保）済み。				令和元年度日本台風の際を踏まえ、民間施設と協定を締結し、新たに立体駐車場2か所を避難場所として指定した【令和元年度】	応急的な避難場所として、国道及び下高島避難地型防災拠点を整備済み。		
19	避難訓練への地域住民の参加促進	S,T,U,Z,AD,AF	88年度	市町村	地域住民参加の防災訓練を昨年度より実施している	毎年町主催の住民参加型の防災訓練を実施する。	今後検討する。	自治会内での自主防災組織による実施依頼を呼びかけ、必要な補助を行っている。			各自主防災組織あてに「みんなで声かけ避難訓練」を含む「自主防災組織訓練 種目一覧」を配布し、市庁にも掲載した。【令和元年度】	水害を想定した避難訓練の実施について、今後検討していく。		
20	救助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び洪水時における喫煙の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・実施	V,AD,AE	88年度	県・市町村	区長や消防団との連携	自治会等への出前講座を行っている。	地域の図上訓練で、自治会への出前講座の形式をとっており、講座の中で説明を検討。 「避難行動要支援者」の制度と、避難計画作成の必要性等をハザードマップを活用し、自主防災組織連絡協議会等に説明している。	・自主防災組織活動費補助金を交付し、活動の促進を図っている。【令和2年度～】 ・自主防災組織等を対象に防災講習会を開催【令和2年度～】	・防災ガイド・ハザードマップの改訂に伴い、避難行動判定フローやマイタイムライン等を掲載し、広報紙や防災講習会等で作成を促進している。【令和3年度～】	平成30年度に本市初の「地区防災計画（奈良地区）」作成支援を行い、以降その計画をモデルケースとして、自主防災組織を対象に「地区防災計画補助金」を交付、地区ごとの防災計画策定を支援している【令和元年度、令和4年度（上記計画の改定支援）】	自主防災組織等を対象として訓練・講座の支援を実施しているほか、資機材整備に係る補助金の交付を実施している。			
21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V,S,T,U	88年度	市町村	広報などで啓発を行う	マイタイムラインを掲載した防災ガイドブックを全戸配布している。	マイタイムライン作成の解説を掲載した総合ハザードマップを每户配布、ホームページ掲載している。 広報誌にてマイ・タイムラインに関する特集記事を掲載した。 防災講座にてマイ・タイムタイムライン作成講習を実施した。	マイ・タイムライン作成の解説を掲載した総合ハザードマップを每户配布、ホームページ掲載している。 広報誌にてマイ・タイムラインに関する特集記事を掲載した。 防災講座にてマイ・タイムタイムライン作成講習を実施した。	・防災ガイド・ハザードマップの改訂に伴い、避難行動判定フローやマイタイムライン等を掲載し、市庁にも掲載した。【令和元年度】 「マイ・タイムライン」を掲載し、逃げ遅れゼロに向けて、住民へ作成を呼びかけた。【令和2年度】 「マイ・タイムライン（避難予定表）」を8月市報と同時に全戸配布を行うとともに、自治会連合会庁に掲載した。【令和3年度】	各自主防災組織あてに「マイ・タイムライン作成」を含む「自主防災組織訓練 種目一覧」を配布し、市庁にも掲載した。【令和元年度】 新ハザードマップに「マイ・タイムラインを作ろう（作成例）」を掲載し、逃げ遅れゼロに向けて、住民へ作成を呼びかけた。【令和2年度】 「マイ・タイムライン（避難予定表）」を8月市報と同時に全戸配布を行うとともに、自治会連合会庁に掲載した。【令和3年度】	令和3年度にハザードマップを全面改訂し、自宅の被害リスクを自己判定できるフローチャート（逃げどきマップ）及び、マイ・タイムラインの項目を盛り込んだ。 また、マイ・タイムラインの作成については、ハザードマップの活用講座等で啓発している。			
22	地域防災力の向上のための人材育成	AD,AE,AF	88年度	開業地盤・県・市町村	地域住民参加型の防災訓練の実施 自主防災組織の訓練時及び防災資機材購入時に補助金を交付している	予定なし。	自主防災組織が実施する行事や防災訓練等に消防団が参加し、消防防災に関する情報と消火栓設備の共有・指導を行っている。				各自主防災組織あてに「防災士取得費用補助金事業」を通知し、地域住民の防災士取得を促進している。【平成26年度～】 防災士を対象に意見交換及び研修会を開催するほか、市主催の各種訓練や防災イベントへ参加依頼を行っている【平成29年度～】 避難所担当職員による現地確認訓練時に地域住民との顔合わせを実施した。【令和6年度】	防災士の資格取得に係る補助金交付や、自主防災組織・自治会リーダー養成講座の開催等を実施している。		

項目		黄色セル：更新箇所													
取組の柱	皆野町														
	小鹿野町														
	本庄市														
美里町															
神川町															
上里町															
熊谷市															
深谷市															
寄居町															
実施する施策															
具体的取組															
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施															
23	図等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	88年度	関東地整・県・市町村			福祉担当課と連携し、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	福祉担当課と連携し、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	・参考となる知見を深め共有を図る。	・参考となる知見を深め共有を図る。	県消防防災課を通して内閣府等が作成した「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」の提供を受けたため、市ホームページに掲載した。【平成29年度】	機会を捉え、関係部署と共有を図る。			
24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す。必要に応じた事例等、必要の情報提供を行う。	AD	88年度	県・市町村	要配慮者施設にて策定中	地域防災計画に定めるすべての要配慮者利用施設で避難確保計画の策定を完了した。一部の要配慮者利用施設では避難訓練を実施している。	・ハザードマップに浸水想定区域の要配慮者施設の記載があり、相談があった場合は、支援等の対応を行う予定。	水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に該当する福祉施設の計画作成、避難訓練実施の指導を行い、福祉主管課と情報共有した。	要配慮者利用施設における避難確保計画作成に係る指導を実施	・対象施設への指導を実施している。	浸水想定区域内の要配慮者利用施設を対象に「避難確保計画の作成に関する説明会」を実施した。また、要配慮者利用施設への犯禁注意水位FA通知訓練の送付文面に、計画未作成施設に対して作成を促す内容を盛り込んだ。毎年施設へ発出する「訓練実施」照会文書にも、計画作成を促す内容を盛り込んだ。【平成29年度】ハザードマップ更新に伴い、浸水想定区域に基づいて再度計画作成（更新）を勧奨する通知を発出した【令和2年度】地域防災計画に掲載されている全ての施設の避難確保計画を策定済み。【令和3年度】	令和3年度、最大規模降雨による浸水想定区域内に立地する配慮者利用施設に対し依頼通知を送付し、全施設において計画を作成済。よる計画の作成・訓練の実施の報告が進んでいる。計画に基づく訓練を未実施の施設については継続して呼びかけを行う。			
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用															
25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	88年度	市町村			他市町における優良事例を参考に、水害ハザードマップの周知方法を検討する。	令和2年度にてマップ作成・周知済み。浸水想定区域及び水害リスク情報図を交えた図上訓練を実施を検討。	水害ハザードマップの見直しを行い、毎月配布により住民への周知を図った。	・国管理河川（烏川・神流川・利根川）については平成30年度に作成、周知し、活用中。 ・防災ガイド・ハザードマップを改訂し、県管理河川の浸水想定区域について反映した。【令和3年度】 ・各種団体を対象に防災ガイド・ハザードマップを活用した防災講習会を開催。【令和3年度～】	国管理河川、県管理河川とともに協議会を通して提供された情報及び他自治体事例を、洪水ハザードマップを作成時に参考にした。【令和2年度】	他市町における優良事例を参考に、水害ハザードマップの周知や訓練への活用方法を検討。			
26	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置		88年度	市町村			予定なし			・浸水想定区域図の問い合わせについては、くらし安全課防災安全係が継続して対応する。	自主防災会等の訓練においても要望があればハザードマップの説明を行っている。	設置済			
27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引続き実施	市町村			国土交通省ハザードマップポータルサイトに、想定最大規模降雨を対象とした洪水ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録済み。	登録済み。	・登録済み。	国管理河川、県管理河川：ともに登録済み。	登録済。			
28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引続き実施	市町村			自治会等への出前講座において、洪水ハザードマップを活用している。	図上訓練にて活用している。	水害ハザードマップを活用した防災講座を実施した。	・地域に応じた訓練の実施を検討する。	国管理河川、県管理河川：ともに実施を検討する。	職員や市民を対象とした訓練で活用している。			
(9) 浸水実績等の周知															
29	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	A	引続き実施	県・市町村・水資源機構			・浸水実績を防災ガイドブックと内水はん濫ハザードマップに掲載し、周知している。	・市内で過去に冠水した箇所をハザードマップに掲載している。		・防災ガイド・ハザードマップに反映し周知に努めている。	ハザードマップや地理情報システム（くまっぷ）において、浸水実績を掲載している。	ハザードマップに、浸水実績を掲載し周知している。今後の実績の収集方法や更新の方法については、継続して検討していく。	・必要に応じて周知を図る。		
30	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引続き実施	市町村			・指定緊急避難場所に標識を設置している。	必要に応じて整備を検討する。	・必要に応じて検討する。		市内約250箇所の防災行政無線に各地域の「最大浸水深」標識を掲示した【平成30年度～】	浸水想定区域内に、浸水深などの表示看板の設置を検討する。			
31	市町村のまちづくり担当部局に対し、中高層建の水害リスク情報の提供	A	88年度	関東地整・県											
(11) 防災教育の促進															
32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A,E,I,Z	88年度	関東地整・県・市町村			国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、市内の学校に情報共有を行う。	提供に応じて、教育委員会と連携し、学校への共有を図る。		・市内の小中学校に情報共有する。	国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、全ての学校に共有する	国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、教育委員会と連携し学校との共有を図る。			
33	教職員を対象とした講習会の実施	A,E,I,Z	引続き実施	協議会全体			教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	教育委員会と連携し、「学校の危機管理マニュアル」の内容に関連付けて実施を検討する。	・計画的な実施を検討する。	・計画的な実施を検討する。	・市内小中学校の防災担当教員を対象とした「安全教育主任会議」において、洪水に関する講習会を実施【平成30年度～】	今後検討する。			
34	出前講座等を活用した講習会の実施	A,E,I,Z	引続き実施	協議会全体		地域住民参加型の防災訓練時に県土整備事務所職員による防災講習会の実施 自治会、教員、PTA等を対象に出前講座を実施	・出前講座などで備蓄品や防災情報の入手方法などについて住民への周知を実施している。	自主防災組織の依頼に応じて実施。	行政区、自主防災組織等の依頼を受け講習会を実施。	・地区公民館、行政区、自主防災組織等の依頼を受け講習会を実施している。	市内各地で市政宅配講座及び自主防災組織を対象とした防災講座を実施しており、水害対策についても啓発を行っている。【随時】	自主防災組織や団体等への出前講座を実施している。			

令和5年度で実施する取組内容（R7.3時点）					黄色セル：更新箇所									
項目	取組の柱		課題	目標時期	取組機関	皆野町	小鹿野町	本庄市	美里町	神川町	上里町	熊谷市	深谷市	寄居町
	実施する施策													
	具体的取組													
	(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化													
	35	危機管理型水位計の拡充	G, AH	88年度	県									
	36	河川監視用カメラの拡充	G, AH	引き続き実施	県									
	37	河川管理施設の操作状況に係る警戒情報の伝達（特に複数のダム管理室からの緊急状況に係る警戒情報）に関する基業や運用の明確化	H	88年度	関係地盤・県・水資源機構									
	38	ダム放流警報等の創水化や改良	AX, N	88年度	関係地盤・県・水資源機構									
	39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	88年度	関係地盤・県・水資源機構									
	40	水位周知下水道の指定	AX, N	88年度	県・市町村				地下街等の地下利用施設が存在せず、対象となる公共下水道等施設がないため、指定を想定していない。			令和8年度までに指定の予定なし。	県・他市町村等の状況を踏まえ、検討する。	
	41	洪水予測（水害タイムライン）の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	88年度	関係地盤・県									
2.的確な水防活動のための取組														
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供														
42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AI	引き続き実施	市町村	防災行政無線整備 安心安全メールサービス	-		・水防警報等の河川水位に係る情報は市から水防団へ電話連絡をしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は町から水防団（兼消防団）へ、無線機、電話、SNSを活用し情報を共有している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団へ電話連絡をする。 ・水防団（消防団）への情報伝達手段の多量化の検討を行う。	・スマートフォン・携帯電話による伝達システムをグループ化して実施している。	水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部兼消防総務課と連絡調整をし、要時消防総務課より水防団（消防団）へ携帯電話で直接連絡をする。《要沼行政センター》 水防警報等の河川水位に係る情報は、水防団長と連絡調整をし、水防団長より水防団（消防団）へ携帯電話で直接連絡をする。《大里行政センター》	水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団（消防団）へ電話連絡をしている。	・水防警報の河川水位に係る情報は、消防本部と連絡調整し、町から消防団へ電話連絡している。
43	水防団が行う河川堤防の受け持ち区間や道路等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関係地盤・県・市町村			予定なし	消防団訓練や会議等の場で検討していく。	・計画的な実施を検討する。		状況に応じて検討する。《要沼行政センター》 日頃から受け持ち区間の監視を行っている。必要に応じて、連絡網を活用した伝達訓練を検討する。《大里行政センター》	水防訓練に伝達訓練を取り入れるよう、検討段階である。		
(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保														
44	国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関係地盤・県										
(15) 重要水防施設の見直し及び水防資機材の確認														
45	洪水に対するリスクが高い区間や重要水防施設を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引き続き実施	関係地盤・県・市町村・地域住民	-	-	・毎年、県が実施している重要水防施設等との共同点検に参加している。	過去の冠水箇所や水位上昇水路・河川を土木主管課と情報共有し、確認するようにしている。	・国や県が実施している重要水防施設等との共同点検に参加している。	・国や県が実施している重要水防施設等との共同点検に参加している。	毎年、国及び県が実施している重要水防施設等との共同点検に参加し情報の共有に努める。《要沼行政センター》 毎年県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。《大里行政センター》	毎年、国及び県が実施している重要水防施設等との共同点検に参加している。 国及び県が実施する重要水防施設等の共同点検が、水防団（消防団）等との共同点検が実施できるよう調整していく。	・毎年、国及び県が実施している重要水防施設等との共同点検に参加している。	
46	出水時に重要水防施設において水防が適切に行われたことを確認	AL	出水後速やかに	県・市町村	-	-	・対応した部署や消防団に聴き取りを行っている。	土木主管課と連携し、降雨状況や冠水に応じて、バリケード設置による通行不可を施し、図面管理するようにしている。		・対応した部署等に確認。	状況に応じて現地調査を実施する。	大里郡利根川水害予防組合、消防本部と情報共有している。		
47	水防資機材等の配備・確認	AN	引き続き実施	関係地盤・県・市町村	行政区からの要望に対して土量の配布	-	・市内の水防倉庫に土のう袋やスコップ等を所有している。	土のう、スコップ等を備蓄している。	・土のう、縄、シートなどを水防倉庫に分散して保管している。	・必要資機材の確認と購入を実施している。	複数の水防倉庫に保管している土のう袋、縄、シートなど水防資材・機材を定期的に点検し、その確保に努める。《要沼行政センター》 定期的に点検を実施しており、必要に応じて水防資機材の入れ替えを行っている。《大里行政センター》	土のう袋、縄、シート等の水防資機材は、水防倉庫に保管しており、取水期前及び定期的に点検を実施し、式辞あての確保に努める。		
48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認	BH	出水後速やかに	県・市町村	確認している 台風前に土のうを作製し、倉庫へ備蓄している。	-	・対応した部署や消防団に聴き取りを行っている。	平時から資機材を備蓄管理しており、使用・搬出時の記録をとっている。	・資材の備蓄状況をしっかりと管理し、取水後に使用された資材を把握できるようにする。	・必要に応じて対応する。	必要に応じて対応する。	大里郡利根川水害予防組合、消防本部と情報共有している。		
(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）														
49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引き続き実施	市町村	広報誌「消防団員募集記事掲載」 ・消防団のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・広報紙やホームページ等で広く消防団員の募集や自主防災組織等の参加を促していく。 ・消防団員増強計画員制度を令和6年4月より開始。風水害に対する水防活動を含めた災害防衛活動を行う「地元支援団員」は、令和7年3月時点で、18人を任命している。		・消防団で、常時団員募集を行っている。	広報誌・ホームページ掲載、関係機関から送付されるポスターを掲示する等により、消防団員の募集を行っている。 「消防団協力事業所表示制度」を実施している。	広報誌への掲載や講習会等で実施している。	・広報誌への掲載や講習会等で実施している。	消防団のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。《要沼行政センター》 消防団員が水防団員を兼務しているため、水防団強化も兼ね、市ホームページ、広報紙（市報）、ポスター等で幅広く消防団員を募集している。《大里行政センター》	消防本部が広報誌などを通じ、常時団員募集を行っている。 広報紙やホームページ等で広く消防団員の募集や自主防災組織、企業等の参加を促していく。	・水防団員の募集としては行っていないが、消防団員の募集を町の広報で行っている。	
(17) 水防訓練の充実														
50	水防団強化、技術の継承を目的とした広報の充実（水防団確保）、水防団間での連携・協力に資する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実効的な水防訓練の実施	AX, AP	88年度	関係地盤・県・市町村	住民参加型防災訓練の実施（土砂災害） 町消防団の協力の充実		・防災訓練は毎年実施している。	・防災訓練は毎年実施している。	・国上訓練において、自主防災組織、消防団のほか、地域住民が参加し、実施している。	水防組合において実施している。	・水防組合において実施している。	大里郡利根川水害予防組合が実施する水防訓練に参加する。《要沼行政センター》 利根川北縁水防事務所組合が実施する水防訓練に参加している。《大里行政センター》	毎年、大里郡利根川水害予防組合が実施する水防訓練に参加している。 住民等も参加する水防訓練の実施を検討する。	
(18) 水防団間での連携、協力に関する検討														
51	大規模災害に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AH, AK, AN, AO, AP	88年度	市町村	・平成19年に秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書を締結している。 ・秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定に基づき、相互支援することとしている。 ・今後も協定に基づき対応する。		・近隣の消防団（水防団）との連絡が必要な場合は、副水防長同士で連絡を取り合うこととしている。	近隣の消防団と相互支援することとしている。	・水防組合の加盟団体間において実施している。	・水防組合の加盟団体間において実施している。	隣接する深谷市と水防組合を組織し、相互支援する。 利根川が水防区域となっていない水防団（消防団）と協力内等について検討する。《要沼行政センター》 【水防団員が所属する指定水防管理団体と事務局】 荒川北縁水防事務所組合（管理課） 熊谷市（大里行政センター） 大里郡利根川水害予防組合（要沼行政センター）	近隣の消防団（消防団）で大里郡利根川水害予防組合を形成しているため、水防活動時には相互支援することとしている。 近隣の消防団（消防団）と具体的な連絡方法、協力内容について検討する。		

取組状況

令和5年で実施する取組内容（R7.3時点）														
黄色セル：更新箇所														
項目	取組の柱		課題	目標時期	取組機関	皆野町	小鹿野町	本庄市	美里町	神川町	上里町	熊谷市	深谷市	寄居町
	実施する施策	具体的取組												
②	(19)市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実													
	52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AR, AS	18年度	県・市町村				浸水想定区域及び水害リスク情報図の範囲内に庁舎や拠点施設はない。			浸水想定区域内の病院については、水防法に基づき、洪水予報等をFAX通知している【平成29年度以降】 また、非常時に円滑な情報伝達が行えるように上記病院に対して氾濫注意水位FAX通知訓練を実施した。【平成30年度】	電話などの通常の情報伝達手段のほか、公共施設へのIP無線機の配備や、職員間でのチャットアプリの利用体制を構築している。	
	(20)市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実													
	53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AR, AS, AT	18年度	県・市町村				浸水想定区域及び水害リスク情報図の範囲内に庁舎及び拠点施設に太陽光発電設備・蓄電池を整備している。	庁舎の自家発電装置に72時間対応のための燃料タンク増設工事完了。【令和2年度】	協議会を通して提供された情報を共有し、対策を実施するよう情報提供する予定。	本庁舎については、4階に非常用電源装置及び太陽光発電装置を設置済。【令和2年度】		
	③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組													
	(21)排水施設、排水資機材に関する情報の共有													
	54	水害リスク情報の共有とともに、現況の施設・機材の情報を共有	AV	引き続き実施	関係地整・県・市町村・水資源機構			実施中	浸水想定区域及び水害リスク情報図の範囲内に対象施設はない。 土木・上下水道主管課と連携し、関係機関との調整を検討する。	町内に排水ポンプ施設が1箇所ある。	関係機関と積極的に情報交換をし、共有する。	市が所管する排水機場が9か所ある。 国土交通省が所有する排水ポンプ車等災害対策車両を有事の際に依頼する。	必要な情報共有を図っている。	
	55	排水機場の遠隔操作化、遠送基準の明確化	AX	18年度	関係地整・県・市町村・水資源機構			予定なし	必要に応じて検討する。			排水機場の遠隔操作化については必要に応じ、検討する。 遠送基準については河川の状況、降雨量を参考にしているが明確な基準は決めていないため必要に応じて検討する。	雨や水位の状況を見ながら判断している。	
	(22)浸水被害軽減地区の指定													
	56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報（地籍データや氾濫シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県									
57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で協定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む	AV	必要に応じて	市町村			必要に応じて浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて近隣市町と検討する。	必要に応じて近隣市町と検討する。	必要に応じて取り組む。	必要に応じ、共有・連携を図る。	必要に応じ、共有・連携を図る。		
(23)出水後の対応														
58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村			災害対策本部設置運営マニュアルを作成し、情報伝達フローを整理した。	災害時における初動及び応急対応マニュアルを作成した。	現場写真を本部へ転送できる体制等を整え、情報収集を迅速化させる。	関係部署と連携を図り、迅速な被災状況の把握に努める。	令和元年度東日本台風後に被災証明発行手順やチェックリストを整備、家屋調査用装備品を配備した。	職員の役割や連絡方法（チャットアプリの活用等）の見直しにより、迅速な対応について検討している。		
59	暫定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台										
■ハード対策の主な取組														
④河川管理施設の整備等に関する事項														
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策														
60	河川の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AR, BA, BE, BF	引き続き実施	県										
61	流域治水の考え方に基づき、流域全体で持続可能な河川整備に効果的に取り組む	BE, BF	必要に応じて	国・県・市町村										
62	多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐倒、河道掘削）	BA	引き続き実施	県										
63	浸水による機能停止リスクの低い下水施設について、排水機場停止リスク低減策を実施	AV	18年度	県・市町村			予定なし	「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設計画」に基づき実施するほか、上下水道主管課と調整する。			耐水化計画に基づき必要な対策を令和5年度に実施済み。	令和3年度に耐水化計画策定。実施について今後検討する。		
64	土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤の整備	-	引き続き実施	県										
65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し市町村が円滑な水防活動等、活用方法を検討・調整	BE, BF	必要に応じて	県・市町村			予定なし		必要に応じて取り組む。		関係機関と情報共有し、水防団（消防団）の円滑な水防活動等の方法を検討する。			
(24)危機管理型ハード対策														
66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引き続き実施	県										
(25)排水機場の耐水化の検討														
67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	18年度	県										

取組状況

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）

黄色セル：更新箇所

取組の柱		課題	目標時期	取組機関	行田市	加須市	羽生市	春日部市	草加市	越谷市	八潮市	吉川市	三郷市	松伏町		
実施する施策	具体的取組															
■ソフト対策の主な取組																
①円滑かつ迅速な避難のための取組																
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供																
	1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引続き実施	県・市町村	状況に応じたホットラインの活用について、平時から検討する。	・ホットラインで情報を得た場合は、災害対策本部等に情報提供し、災害対応を行う。		令和元年台風第19号時に、越谷県土整備事務所とのホットラインにより得た情報等をもとに、対応を検討した。	・ホットラインによる情報については、水防本部ないし災害対策本部において共有し、今後の対策を検討する上での重要な助言として活用を行っている。	・出水前前に協議会において連絡体制を確認する。 ・ホットライン情報の効果的な活用について検討していく。	今後、必要に応じて検討していく。	今後、実施予定	ホットラインで入手した情報を関係部局で迅速に共有できる仕組みを検討する	ホットラインの情報活用について検討する。	
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）																
	2	多機関連携型タイムラインの検討	L,M,R	88年度	県・市町村・気象台	タイムライン作成に向けて検討する。		避難指示の発令等に着目したタイムラインを作成している。		関係部署と協議し、検討していく。	・今後、多機関連携型タイムラインの検討を行う。	今後、検討していく。		必要に応じて、作成を検討する。	多機関連携型タイムラインの作成を検討する。	多機関連携型タイムラインについて検討する。
	3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	M,AF	毎年	協議会全体	国管理河川と合わせた訓練を検討する。	・より大きな被害が想定される国管理の利根川等の氾濫を想定した水防訓練、広域避難訓練を実施している。 ・国管理河川については実施していない。	・平成30年7月にハザードマップの洪水想定とタイムラインに基づき、洪水避難訓練を実施。 ・今後の実施についても検討をする。	(国河川) 訓練は実施していないが、台風第19号時に実際に活用した。 (県河川) タイムラインを作成していない。	関係部署と協議し、訓練について検討していく。	・今後、タイムラインを活用した訓練に向けて検討を行う。	タイムライン作成後、タイムラインを活用した訓練に向けて検討の予定。	令和3年度に作成した中川の水害対策タイムラインに基づき、中川に近接する小学校を対象とした職員向けの避難所開設運営訓練を実施。また、江戸川の氾濫を想定した地域の自主防災組織、自治会による避難訓練と避難所開設運営訓練を実施。	タイムラインを作成した後、訓練についても検討していく。	タイムラインに基づいたロールプレイング及び避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練が実施できるよう検討する。	
	4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,M,Q,R	必要に応じて	県・市町村・気象台	地域防災計画等で高齢者等避難、避難指示の発令基準を記載している。 必要に応じて、見直しを図っていく。	・地域防災計画を改定するなど、随時見直しを行っている。 ・国管理河川については、平成29年8月に利根川中流4県境広域避難協議会を設立し、国、県、近隣自治体と広域避難の検討を進めている。	・令和3年5月に変更となった避難情報等の伝え方の見直しを実施。 ・発令基準に関しては、今後必要に応じて見直しを行う。	(国河川) 警戒レベルの導入に伴う改定時に、内容についても見直しを行った。 (県河川) 避難勧告等の発令基準について見直しを行った。	国及び県のタイムラインについて、台風19号での対応で明らかとなった課題を踏まえ検証を行い、見直しを進める。	・地域防災計画で高齢者等避難、避難指示の発令基準を記載しており、必要に応じて見直しを実施する。 また、タイムラインについても、内容を検証し、必要に応じて見直しを実施する。	見直しを行い、反映した。	【避難勧告・避難指示を避難指示一本化】による法令改正に伴い見直しを実施。	避難指示等の発令基準は国管理河川を対象としているため、必要に応じて基準を見直す。	・避難情報の判断・伝達マニュアルを見直し。 ・必要に応じて見直しを行う。	
	5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成、普及啓発	R	88年度	関係地産・気象台・県・市町村	行田市防災ガイドブック（令和4年3月発行）にて普及啓発に努めている。	加須市水害時の避難行動マップ（洪水ハザードマップ）にマイ・タイムラインを掲載し、出前講座等でも作成講座を実施し、普及啓発に努めている。	令和4年3月作成の洪水ハザードマップにおいて羽生市版マイ・タイムラインを掲載し、普及啓発を行っている。	春日部市災害ハザードマップを基に、マイタイムライン出前講座の実施。	動画を作成し、YouTubeで公開している。	・マイ・タイムラインが記載された「越谷市総合防災ガイドブック」を令和3年度に全戸配布するとともに、住民向け説明会を実施した。 ・出張講座や防災訓練時にマイ・タイムラインの啓発を実施している。	出前講座等で啓発した。	卵にマイ・タイムラインの作成を支援するページを作成した。 携帯サイズの防災マニュアルブックを作成し、その中でマイ・タイムラインの作成方法を掲載し、要配慮者利用施設等に広く配布した。（令和4年3月）	出前講座等を通じて、マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成について啓発を実施している。		
(3) 水害危険性の周知促進																
	6	水位周知河川の拡大及び運用	K	88年度	県											
	7	ハザードマップの見方など水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	Z	0	関係地産・気象台・県・市町村	危機管理課で対応している。		窓口において随時ハザードマップの見方など説明を行っている。		危機管理課を問合せ窓口としている。	・新たに窓口を設ける予定はなし。引続き、窓口や電話等での問い合わせに関しては、都度対応する。	専用の窓口は設置していないが、危機管理防災課を窓口とし、問い合わせは随時受け付けている。	専用の問い合わせ窓口は設置していないが、電話や窓口において、適宜、説明した。また、出前講座等で啓発した。	危機管理防災課にて随時問い合わせに対応している。	総務課庶務防災担当を問合せ窓口としている。 ハザードマップの見方など、出前口産を通じて水災害の事前準備について啓発している。	
(4) ICTを活用した洪水情報の提供																
	8	洪水情報のプッシュ型配信の実施及び運用基準の明確化	P,Z,AA	88年度	県											
	9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒画の発表」等の改善	M,Q,Q	引続き実施	気象台											
	10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,AA,AB,AC,AE	引続き実施	市町村	・高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、速やかに防災行政無線、緊急通報メール、広報車、フェイスブック、ツイッター等を通じて市民等に周知することとしている。 ・自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐようにしている。 ・令和2年7月より避難情報等電話配信サービスを開始した。	・地域防災計画に、災害広報として、防災行政無線や電話・FAXなどをもちい、段階的に、誰が、何を、どのように、情報伝達していくかを定めている。 ・防災行政無線の聞こえづらい方向けに、電話による自動応答サービス等の補充対策を継続して行う。 ・防災行政無線の放送内容が聞こえる防災ラジオを希望する全世帯に無償貸与している。 ・スマートフォン向け防災アプリを令和3年4月に配信した。	・防災行政無線（難地区には防災ラジオを配布）、広報車、メール配信サービス、緊急通報メール、アラート、報道機関の協力等、複数の手段により、情報伝達を行う。	・防災行政無線（同報系・移動系）のデジタル化が完了しているほか、音近放送の聞き直し用のフリーダイヤルを設けている。 ・防災情報の配信については、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、アラートを整備しているほか、令和2年1月よりYahoo!防災速報アプリの利用を開始し、情報伝達手段のより一層の充実を図った。。	・情報伝達手段としては、防災行政無線、登録制メール、LINE、Twitter、防災アプリ、Yahoo!防災速報、緊急通報メール、電話・FAX、コミュニティFMなどの情報伝達手段を整備している。 ・また、避難所の避難状況についても、ホームページのリンクから確認できるように整備した。	・情報伝達方法としては、災害情報管理システム、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、LINE、防災アプリ、アラートを整備済。 ・固定系防災行政無線についてはデジタル化による再整備を実施済。 ・デジタル化に伴い、音声放送のほか、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、LINE、防災アプリ、電話自動応答サービス等、複数の情報伝達媒体へ一斉に情報配信することが可能になった。 ・要配慮者や防災行政無線が届きにくい地域の希望者に対して防災ラジオを有償で配付した。	・避難情報等の情報伝達手段として、防災行政無線、広報車、市公式サイトメール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急通報メール、Lアラートを整備済。 ・防災行政無線のデジタル化を完了した。 固定系：平成31年度完了 移動系：令和2年度完了	市民に対して実施する広報の手段は、防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、FMラジオ、ケーブルテレビ、緊急時情報伝達受信システム（よしかわ安心電話）、テレビ、新聞等により実施。 また、必要に応じて職員による現場での指示や看板、ピラ、広告等を作成し、現地で配付・掲示することとし、自治会又は自主防災組織により広報を行うこととしている。 広報の選定については状況を判断し、適切なものを選定し改善していく。	高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市公式サイト、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急通報メール、アラート、報道機関の協力等、複数の手段により、情報伝達を行うこととしている。 令和2年1月より、防災無線の内容を家電できる「防災情報家電サービス」を開始。	同報系防災行政無線システムのデジタル化については平成25年度～平成28年度に実施済。 他情報配信手段については、ホームページ、登録制メール、防災行政無線確認ダイヤルを整備済。 令和4年4月より、防災行政無線の内容を家電できる「防災情報家電サービス」を開始。	
	11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	88年度	関係地産・県・市町村	行田ケーブルテレビ株式会社、FMクマガヤ株式会社と災害時応援協定を締結している。	株式会社わたらせコミュニティメディアと災害時応援協定を締結しており、災害時には連携して情報発信を行う。			コミュニティFMである、FMコシガヤと協定を結び、災害時にラジオ放送を活用することとしている。	・平成25年度に地元ケーブルテレビ局と協定を締結しており、令和2年度に地元コミュニティラジオ局とも協定を締結した。令和4年度に地元コミュニティラジオ局の電波を使用して市民に緊急情報を流す防災ラジオを導入した。今後も情報共有を行い連携強化を図っていく。		吉川市内のメディアではないが、4社と災害時応援協定を締結している。	株式会社ジェイコムと「災害時における放送等に関する協定」及び「行政放送の再送信に関する協定」を締結済み。	災害時の情報発信における地元メディアとの連携について検討する。	

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）

黄色セル：更新箇所

取組の柱	実施する施策		課題	目標時期	取組機関	行田市	加須市	羽生市	春日部市	草加市	越谷市	八潮市	吉川市	三郷市	松伏町	
	具体的取組															
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実																
	12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,M,O	88年度	関東地整・備・水資源機構											
	13	避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N,M,O	88年度	関東地整・備・市町村・水資源機構											
	14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	88年度	関東地整・備・市町村											
(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等																
	15	現状の避難場所・避難経路、避難誘導体制の見直しと改善	V,W,X,AE	引き続き実施	市町村											
	16	当該市町村内の避難場所だけでなく避難者を受けしきらない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討し、そのための情報提供の実施。	S,T,U,V,X,Y,AG	必要に応じて	関東地整・備・市町村・水資源機構											
	17	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川に準じた発生土等を有効活用するなど、連携による効果的な整備を実施	S,T	必要に応じて	関東地整・備・市町村・水資源機構											
	18	応急的な避難場所の確保	S,T,U,V,X	88年度	県・市町村											
	19	避難訓練への地域住民の参加促進	S,T,U,Z,AD,A,F	88年度	市町村											
	20	救助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び洪水時における喫煙の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・実施	V,AD,AE	88年度	県・市町村											
	21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V,S,T,U	88年度	市町村											
	22	地域防災力の向上のための人材育成	AD,AE,AF	88年度	関東地整・備・市町村											

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）

黄色セル：更新箇所

取組の柱					課題	目標時期	取組機関	行田市	加須市	羽生市	春日部市	草加市	越谷市	八潮市	吉川市	三郷市	松伏町	
	実施する施策																	
	具体的取組																	
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施																		
	23	国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	88年度	関東地整・県・市町村	市内全ての要配慮者利用施設を対象に依頼文書の通知や説明会を実施するなど作成支援に取り組んでいる。	・避難確保計画のひな型を配布している ・参考となる情報を共有していく	・モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	平成31年1月に要配慮者利用施設を対象に説明会を行い、その中で参考資料として国等の資料や先進事例を紹介したほか、市ホームページに資料を掲載している。	関係部署を通じて、対象施設に事例集等の情報共有を図っている。	・モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	・モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	・H29年度に国や他県が作成するマニュアルを要配慮者利用施設管理者に配布している。 ・ホームページなどで周知を図るよう努める。	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。			
	24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施を目指す。先進的な事例等、必要な情報提供を行う。	AD	88年度	県・市町村	市内全ての要配慮者利用施設を対象に依頼文書の通知や説明会を実施するなど作成支援に取り組んでいる。 ・計画作成率97%	・避難確保計画の作成を見直しを支援している ・避難訓練の実施及び訓練結果の報告の周知を図っている ・計画作成率90.9%（R3.9末）	・現在、各施設における、計画策定状況の確認作業中である。 ・福祉関係部局と連携し、計画の作成及び訓練の実施を助言していく。	平成31年1月に説明会を行ったほか、避難確保計画作成に必要な資料の提供とホームページへの掲載、窓口等での作成相談対応等の支援を行った。また、令和2年2月に対象施設一覧を更新し、計画作成義務について対象施設あて通知を送付するなど、計画作成の促進を図った。	関係部署と連携を図り、計画未作成の施設への作成依頼等を行っている。 市で作成したひな形等をHPに掲載し、作成依頼文等で周知している。	・平成30年度、関係各課によるプロジェクトチームを設置。令和3年度の取組については、関係各課による水防法に係る避難確保計画プロジェクトチーム会議を開催し、進捗状況の確認及び各課が所管する施設に対して、再度、避難確保計画の作成に関する依頼を実施。 ・市ホームページにマニュアルや計画のひな型等を掲載しており、継続的に避難確保計画の作成の支援をしている。	・要配慮者施設関係課と調整し、要配慮者の避難体制について検討を行っている。 ・要配慮者施設関係課と調整し、要配慮者利用施設における避難計画や避難訓練の実施支援の検討予定。	福祉部局と連携し、要配慮者施設における避難確保計画の作成を依頼した。【平成29・令和3年度】福祉部局と連携し、避難確保計画の策定と訓練の実施を支援する。	対象となる施設に対して、記載例や作成の手引きを提供し簡易に作成ができるよう支援を行った。 【（R2） ・未作成の施設には、計画作成が義務であることの周知を行い、計画に基づく避難訓練実施を促した。 （R3）	対象となる全ての要配慮者施設で避難確保計画を作成済。 計画に基づく避難訓練の実施、報告について要配慮者利用施設に要請した。今後も引き続き、計画に基づく避難訓練を継続的に支援していく。			
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用																		
	25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	88年度	市町村	他自治体を参考に、利根川、荒川の想定最大規模による水害ハザードマップの見直しを行い、市民への周知を行った。（県管理河川の浸水想定区域図も掲載）	・国県が管理する河川の水害ハザードマップを作成し、全世帯へ配布するとともに、説明会を開催し、周知した。また、防災講座で配布する等周知している。	-	（関河川） 訓練等で想定最大規模の浸水想定区域図を掲載し、周知に努めている。 （県河川） 想定最大規模の浸水想定区域図が公表され次第、着手する予定。	水害ハザードマップをテーマにした講演会を実施している。 他自治体における事例を参考として、ハザードマップの周知等を検討していく。 草加市特有のマイタイムライン作成方法をyoutube配信	・防災訓練や出張講座時に周知、情報を発信している。 ・今後も防災訓練や出張講座を通じて防災意識の普及啓発に努めるとともに、優良事例の共有を図っていく。	・洪水ハザードマップを作成した。ホームページ、防災講座等で周知している。	住民への水害ハザードマップの周知に際し、出前講座で利用方法の説明や、市広報紙、市公式HP、スマートフォンアプリを活用し、周知方法を多様化している。 他市町における優良事例を参考に、水害ハザードマップの周知及び訓練法の改善を検討する。	自主防災組織、地域包括支援センター、小学校等を対象に水害ハザードマップの説明、活用方法について講話を行っている。	令和3年7月にハザードマップを作成し全戸配布した。また、自治会連合会、自主防災組織にハザードマップの説明を実施した。 避難訓練等の活用については、他市町における優良事例を参考に検討していく。			
	26	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	88年度	市町村	危機管理課で対応している。		窓口において随時ハザードマップの見方など説明を行っている。		危機管理課を問合せ窓口としている。	・新たに窓口を設ける予定はなし。引き続き、窓口や電話等での問い合わせは、都度対応する。	専用の窓口は設置していないが、危機管理防災課を窓口とし、問い合わせは随時受け付けている。	専用の問い合わせ窓口は設置していないが、電話や窓口において、適宜、説明した。また、出前講座等で啓発した。		総務課庶務防災担当を問合せ窓口としている。			
	27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引続き実施	市町村	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	・国・県管理河川とも、想定最大規模降雨に対応したハザードマップを登録済み。	-	現行の洪水ハザードマップを登録済み。	登録済み	登録している。	登録済み。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを登録する予定。	想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを登録済	想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを登録済			
	28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引続き実施	市町村	地域住民を対象に実施している。 令和3年3月に水害対策に関する啓発用DVDを自治体に配布した。	・国管理河川に係る避難対策上の、洪水避難訓練において、住民とともに水害ハザードマップの想定を活用した広域避難訓練を行った。 ・県管理河川については実施していない。	-	水害ハザードマップの情報をもとに防災訓練等の実施を検討していく。	水害ハザードマップ等を活用した防災訓練について検討していく。	・防災訓練や出張講座時に周知、情報を発信している。 ・今後も防災訓練や出張講座を通じて防災意識の普及啓発に努める。	水害ハザードマップ等を活用した防災訓練について検討していく。	令和6年11月、住民とともに水害ハザードマップを活用した減災プロジェクトを実施した。 水害ハザードマップを活用した防災訓練を今後実施していく。	水害ハザードマップを活用した防災訓練を検討する	水害ハザードマップを活用した防災訓練の実施を今後検討する。			
(9) 浸水実績等の周知																		
	29	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等へ周知	A	引続き実施	県・市町村 水資源機構	浸水実績のある箇所を、内水ハザードマップとして市ホームページに公表している。	・浸水実績を内水ハザードマップにて公表している。 ・引き続き実施する。	改定を行った洪水ハザードマップに、引き続き浸水実績を記載している。	ホームページや、窓口において、各災害ごとの道路冠水等の被害実績を公開している。	浸水実績をハザードマップにて公表している。	・過去の浸水状況をまとめた地図を窓口及び市のホームページで閲覧できるようにしている。	把握している浸水実績（道路冠水）を、市町村HPにおいて内水ハザードマップとして公表している。	浸水実績をハザードマップにて公表している。 把握している浸水実績を市公式HPにて公表している。 浸水被害が発生した場合は、市公式HPにて公表を行う。	浸水実績を内水ハザードマップとして公表している。今後、近年の状況を踏まえて更新していく。	浸水実績をハザードマップにて公表している。			
	30	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引続き実施	市町村		・企業と「地域貢献型型電柱広告に関する覚書」を締結し、市内の避難場所、避難方向を示した広告を掲出している。 ・公共施設等に想定最大規模の浸水深を掲示している。	・企業と「地域貢献型型電柱広告に関する覚書」を締結。 市内に設置している避難場所案内看板のうち、1か所を洪水関連図記号を用いた看板に更新した。	令和3年度に防災行政無線屋外拡声子局の支柱に浸水表示板を、令和4年度に市内全域を対象に「利根川が氾濫した場合における想定浸水深」20箇所及び「避難所の誘導」に関する標識を340箇所合計590箇所を設置した。 令和7年3月末までに防災行政無線屋外拡声子局の支柱（45か所）、電柱（避難場所誘導看板204か所、想定浸水深看板141か所）、公民館・文化センター（6か所）に浸水深の表示を完了した。	令和6、7年度に市内全域を対象に「利根川が氾濫した場合における想定浸水深」700箇所を追加で整備した。	令和5年度、6年度に整備。 市内各所の電柱に避難所誘導看板を設置している。	東電タウンスプランニング職場玉縄支社と「避難場所関係者案内電柱広告に関する協定」を締結しており令和2年10月、令和3年3月、令和4年3月）に、想定浸水深や最寄りの避難場所等を明示されている、まちごとまるごとハザードマップ改定事業を実施した。 令和7年3月末時点では、市内の電柱に、合計131箇所設置されている。	国管理河川の江戸川と中川の浸水想定を基に電柱103か所と小中学校の壁面7か所に設置した。（R3）	水害ハザードマップは、必要性について検討する。				
	31	市町村のまちづくり担当部局に対し、中高層建の水害リスク情報の提供	A	88年度	関東地整・県													
(11) 防災教育の促進																		
	32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A,E,I,Z	88年度	関東地整・県・市町村	国の支援により作成した指導計画を、市内の全ての対象となる学校に情報共有する。	・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水防災教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会を実施している。 ・国の指導により市で作成した指導計画を、市内の全ての学校で活用している。	・国の支援により作成した指導計画を受けた場合には、市町村内の全ての対象となる学校に情報共有する。	各校の年間指導計画に反映させている。	ハザードマップを小学5年生及び中学2年生に対し、教材用として配布している。	・国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、市内の学校に情報共有を行う。	教育委員会と連絡調整を行い検討予定。	H29年度から市内の全小学5年生を対象に、減災教育のため図上訓練を、H30年度から全中学2年生を対象に避難所開設訓練を実施している。今後も現在の取り組みを継続して行うよう努める。	国の支援により作成した指導計画を、市内の学校に情報共有する方向で検討する 市内全学校の教員と組織する三郷市教育研究会社会科部会及び社会科副読本編集委員会の合同研修会において、平成29年度は国土交通省三郷排水機場の視察、平成30年度は国土交通省江戸川河川事務所防災担当職員による講演を実施している	実施に向けて検討している。			
	33	教職員を対象とした講習会の実施	A,E,I,Z	引続き実施	協議会全体	・学校担当課と連携し検討していく。	・平成30年8月22日に、市立各小・中学校から教職員と保護者がそれぞれ1名ずつ参加し、市内水防センターにおいて国の出前講座による研修会を開催した。 ・国管理河川に係る避難対策上では、小中学校の総合的な学習の時間等の授業の中で、水災害教育に取り組んでもらうため、上記研修会の中で、水災害の所について知り、洪水発生時の市内各地域の避難方法を確認した。	・教員を対象とした講習会は実施していないため、今後その実施について検討する。	令和元年11月15日に学校関係者等の避難所運営に関する職員91名を対象に、HUG訓練を行った。	ハザードマップを教材とした授業を実施するに伴い、防災担当の教員に対し説明会を実施している。	・学校からの要請に応じて、教職員を対象とした出張講座を実施している。	水災害教育の実施について、教育委員会と検討予定。	一部の職員を対象にキキウルの活用などについて、研修を行った。今後も対象となる教職員のニーズに合った研修を実施していく。	教職員を対象とした出前講座を行った。今後の実施について検討していく。	実施に向けて検討している。			
	34	出前講座等を活用した講習会の実施	A,E,I,Z	引続き実施	協議会全体	・出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。 ・県管理河川についても対応できるようにしている。 ・大規模水害対策の充実を図るため、防災講演会を開催している。	・自治会等に対して、出前講座を実施している。	埼玉県リーダー養成指導員等を自主防災訓練等に派遣し、防災講演を実施している。	希望する自治会等に対し、ハザードマップを用いて講演会を毎年実施している。	・地域の要請に応じて、出張講座や避難所開設訓練等を実施している。 ・令和3年度に市内全域を13地区に分け、洪水ハザードマップ、地震ハザードマップのほか、防災啓発に関する特報を1冊にまとめた「越谷市総合防災ガイドブック」の住民向け説明会を実施した。	・出前講座、市広報紙等で防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。 ・出前講座、市広報紙等で防災に関するの周知を行う。	出前講座や市民まつり、公共施設でパネル展示等を行い防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。 現在の取り組みを継続して行う。	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。				

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）
黄色セル：更新箇所

取組の柱 実施する施策	課題	目標時期	取組機関	行田市	加須市	羽生市	春日部市	草加市	越谷市	八潮市	吉川市	三郷市	松伏町	
(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化														
35	危機管理型水位計の拡充	G, AH	令和8年度	県										
36	河川監視用カメラの拡充	G, AH	引き続き実施	県										
37	河川管理施設等の操作状況に係る警戒情報の伝達（特に、複数のダム管理等からの緊急伝達に係る警戒情報）に関する基業や運用の明確化	H	令和8年度	関係地区・県・水資源機構										
38	ダム放流警報等の治水化や改良	AX, N	令和8年度	関係地区・県・水資源機構										
39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	令和8年度	関係地区・県・水資源機構										
40	水位周知下水道の指定	AX, N	令和8年度	県・市町村	県との連携を図る		現在、水位周知下水道の指定予定はない。	指定について関係課と協議を行う。	現在、水位周知下水道の指定予定はない。		予定なし。	市内の一部下水道のみが対象となるため、現時点では指定していない。今後、担当部局と検討していく。		
41	洪水予測（水害タイムライン）の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	令和8年度	関係地区・県										
2.的確な水防活動のための取組														
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供														
42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AI	引き続き実施	市町村	水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団へ電話連絡をしている。	利根川・渡良瀬川の水位に応じた水防団の体制については、タイムラインに基づいて市から組合、各水防区に伝達する。	水防警報等の河川水位に係る情報は、建設課または消防本部から水防団（消防団）へ電話連絡を行う。	消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。また、連絡体制の再確認は訓練時に行っている。	伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。団員への情報伝達手段等について、草加八潮消防組合と協議し、検討していく。	消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。・H28年度より消防団のデジタル簡易無線機の配備を進めており、令和元年度には延長以上の団員への配備が完了した。今後については、消防団（水防団）車両用のデジタル簡易無線機の配備を進める。	草加八潮消防組合から水防団を兼ねる消防団に対して情報連絡を行っている。	水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団長へ電話で連絡することとしている。今後、伝達手段について活動マニュアルの策定を検討する。	水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団へ連絡をしている。情報伝達の手段は電話、デジタル簡易無線等を整備している。	水防警報等の河川水位に係る情報は、町から直接水防団へ電話等で連絡することとしている。
43	水防団が行う河川堤防の受け持ち区間や道路等水防活動の実施体制を定直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関係地区・県・市町村	消防団と連携を図り、水防活動が迅速に実施できる体制の整備を図る。		水防団の団員人数等を考慮し適切な体制をとるよう計画する。また、兼任である消防団での活動を活かし伝達手段の向上を努める。		情報伝達訓練については、関係部署と検討していく。	・毎年度4月に分団長会議において、消防団出動区域の確認を実施している。また、2か月に1回の統一訓練時にデジタル簡易無線機を使用した訓練を実施している。		必要に応じて、実施を検討する。	水防活動の実施体制の見直しや伝達訓練の実施について検討する。	今後検討する。
(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保														
44	国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関係地区・県										
(15) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認														
45	洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引き続き実施	関係地区・県・市町村・地域住民	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	・利根川左岸において、沿線住民、建設業防災協力会とともに平成30年6月2日に実施した。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	県河川については今年度未実施。なお、利根川（大利根出張所管内）については、令和元年6月10日国土交通省実施の合同巡視に消防総務課が立合い、確認をしている。	職員による共同点検を実施している。地域住民の参加について検討していく。	・重要水防箇所等において共同点検を実施を行っている。	県職員及び市職員共同で点検を実施している。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加し、実施している。
46	出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われたことを確認	AL	出水後速やかに	県・市町村	消防本部からの連絡、県への報告を迅速に行う。	水防計画に基づき、堤防巡視を実施。	重要水防箇所の出水を確認した場合、速やかに河川管理者へ連絡を行う。	越谷県土整備事務所とのホットラインや、市職員の巡視等により確認した。	出水時、職員が重要水防箇所の巡視を行っている。	・出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われたことを確認している。	今後、必要に応じて検討していく。	今後、確認を実施予定	出水時には災害対策本部情報班及び消防本部による水防箇所の見回りを行っている	出水時に重要水防箇所のバトロールを実施する。
47	水防資機材等の配備・確認	AN	引き続き実施	関係地区・県・市町村	必要資材を水防倉庫に備蓄している。	水防計画に基づき、各水防倉庫に配備している。水防計画で定める各倉庫別資機材の更新を行う。	水防計画に基づき、必要資機材を水防倉庫に備蓄している。水防倉庫の維持管理を水防団に委託している。	土のう、トラロープ、シート、スモック等を水防倉庫に保管し、定期的に水防倉庫の点検を実施している。	必要な水防機材の更新及び点検等を実施している。引き続き必要な水防機材の配備等を行っていく。	・水防資機材等については、2箇所に配備している。・適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。	・土のう、ブルーシートを保管している。定期的に土のうを作成し、計画的に保管している。・H30年度に水防災資機材備蓄倉庫を設置。	土のう、縄、シートなどを水防倉庫に分散して保管している。また、市内の道路沿水の常置箇所の周辺の公園等に、土のうを事前配置にしている。市内の防災倉庫等に内水排除用の可搬式排水ポンプを備蓄している。引き続き資機材の配備に努める	水防資機材については市内3か所の水防倉庫に保管している。資機材は毎年購入するようにしている。	・水防倉庫等に分散して保管している。・数量について台帳で管理している。
48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認	BH	出水後速やかに	県・市町村	消防本部からの報告を迅速に行う。	水防計画に基づき、各水防倉庫に配備している。水防計画で定める各倉庫別資機材の更新を行う。	-	市民への土のう配布や、避難所での毛布等の備蓄物資の提供を行った。	出水前と出水後に備蓄資材の確認を行っている。	・出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認している。	今後、必要に応じて検討していく。		土のう作成のため、土のう袋等を利用した。また、情報収集のためにライフジャケットやヘッドライト等を活用した。	出水時には資機材を有効かつ迅速に活用し水防活動を実施する。
(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）														
49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引き続き実施	市町村	市ホームページにおいて消防団員の募集を行っている。	・消防団（兼任水防団）については、自治協力団体を通じ、確保に努めている。	消防団（水防団）の募集ホームページを作成し、活動内容を紹介。常時団員募集を行っている。	水防団員の募集については、消防団員が水防団員を募集しているため、消防団員募集のポスターの掲示やイベントでのチラシの配布などPR活動を実施し、募集している。	草加八潮消防組合で消防団（水防団）のホームページを作成し、常時団員募集を行っている。・越谷市独自のリーフレットを作成。市内の公共施設や商業施設等に配布し、消防団の魅力を発信、募集活動を行っている。	消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。・越谷市独自のリーフレットを作成。市内の公共施設や商業施設等に配布し、消防団の魅力を発信、募集活動を行っている。	草加八潮消防組合においては、ホームページや消防訓練及び火災予防週間街頭キャンペーン実施時に募集を行っている。	消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。広報紙やホームページ等で広く水防団員の募集や自主防災組織、企業等の参加を促していく。	消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。広報紙やホームページ等で広く水防団員の募集や自主防災組織、企業等の参加を促していく。	広報紙や町内報等で広く消防団員（水防団員）の募集や自主防災組織、企業等の参加を促している。
(17) 水防訓練の充実														
50	水防訓練強化、任務の継承を目的とした広報の充実（水防団確保）。水防団間での連携・協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AK, AP	令和8年度	関係地区・県・市町村	毎年、利根川、荒川の国管理河川において、実施している。消防団や大学生が参加している。	・加須市・羽生市水防事務組合主催の実働水防訓練を実施。関係機関や住民等の参加による水防訓練については、今後検討。	加須市・羽生市水防事務組合主催の実働水防訓練を実施。関係機関や住民等の参加による訓練については今後検討。	県河川については今年度未実施。なお、消防団員（水防団員）は、令和元年5月25日江戸川水防演習を視察した。※吉川市開催。また、令和元年6月2日利根川水防訓練に参加した。	水防訓練（土のう）を実施し、地域の企業も参加している。地域住民等の訓練参加について検討していく。	・重要水防箇所等において共同点検を実施を行っている。・水防に係る職員を対象に、防災エキスパートを講師として招き、水防訓練を実施した。	地域住民等の訓練参加について検討していく。	江戸川水防事務組合（構成団体 春日部市、松伏町、吉川市、三郷市）の水防演習に参加した。	江戸川水防事務組合による江戸川水防演習を4年に1度、三郷市と共催している。他市町で開催される場合、消防団長等が見学に行く。	毎年、江戸川水防事務組合が実施する水防訓練に参加している。
(18) 水防団間での連携、協力に関する検討														
51	大規模災害に対して広域的、効率的な水防活動の実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AH, AK, AN, AO, AP	令和8年度	市町村	市内の建設業者と災害時の応援協定を結んでいる。	地域の建設業者等と災害時応急協定を締結している。	地域の建設業者等と災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。	利根川水防事務組合及び江戸川水防事務組合の事務局と会議等で検討している。	近隣消防団（水防団）との協力について、草加八潮消防組合と協議していく。	・消防団（水防団）や自主防災組織と具体的な協力内容について検討していく。	国、県等関係機関と協議しつつ、検討していく。	江戸川水防事務組合を構成する春日部市、三郷市、吉川市、松伏町の消防団（消防団）と水防活動について相互支援することとしている。近隣の消防団（消防団）と具体的な協力内容について検討する。	江戸川については春日部市、松伏町、吉川市と連携して水防活動を実施する。県河川については今後、検討していく。	毎年、江戸川水防事務組合（三郷市、吉川市、春日部市、松伏町）において、水防訓練を実施しており、具体的な協力内容については検討していく。

〇概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）
黄色セル：更新箇所

取組の柱					課題	目標時期	取組機関	行田市	加須市	羽生市	春日部市	草加市	越谷市	八潮市	吉川市	三郷市	松伏町
	実施する施策																
	具体的取組																
(19)市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実	52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AR, AS	令和年度	県・市町村	市庁舎施設管理部と洪水に係る情報について共有している。	利根川・渡良瀬川・荒川タイムラインを策定し、各施設管理者への連絡体制を構築した。 タイムラインについて、適宜見直しを行う。	-	市内の医療機関等と災害時医療体制のマニュアルを作成済み。 また、5つの医師会と合同で災害時医療救護訓練を実施した。	庁舎、災害拠点病院等については、全庁的な電子掲示板及び職員用メールシステムを活用し、情報共有を図っている。	・災害対策本部を設置する庁舎は浸水想定域に入っていないが、各庁舎ごとに非常用発電設備を設けており、それぞれ浸水の影響を受けないよう対策を行っている。 ・災害拠点病院等の施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。	各関係機関と検討予定。	市庁舎施設管理部と洪水に係る情報について共有している。	・庁舎管理部と情報を共有している	町庁舎施設管理部と洪水に係る情報について共有している。		
	(20)市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実	53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐火化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう啓発	AR, AS, AT	令和年度	県・市町村	地下に配置していた市役所本庁舎の受配電設備を、平成23年度に地上に高上げし配置した。	・各施設管理者が、ハザードマップ等を基に情報を把握し、対策を検討している。	-	市役所本庁舎建て替えを予定しており、新庁舎において、防災機能の向上を検討する。	本庁舎、災害拠点病院では、非常用電源を浸水しない高さに設置している。	・災害対策本部を設置する庁舎は浸水想定域に入っていない。 ・災害拠点病院等の施設管理者に対する機能確保に関する情報共有について検討する。	・庁舎は浸水想定区域内にあり、浸水が発生すると水没する恐れがあるが、災害対策本部代替施設である八潮消防署においては、本部を3階に位置づけており、非常用電源も屋上に設置しているため、浸水の恐れはないと想定される。庁舎については令和5年度に建設中の新庁舎が完成する予定である。	対象施設：吉川市役所庁舎。（H30年5月竣工） 浸水時においても災害対応継続するため、災害対策室を3階に置き、非常用電源の確保のため、自家発電装置を庁舎屋上に設置した。	・対象施設：三郷市役所庁舎 浸水想定区域にあるが、災害対策本部や自家発電装置等は、浸水しない場所にある。 ・対象施設：消防・防災総合庁舎 本庁舎が被災した際の災害対策本部の代替施設。災害対策本部は消防防災総合庁舎の3階に設置。自家発電は屋上にある。	・対象施設：松伏町役場庁舎 災害対策本部は浸水しない2階に置き、非常用電源設備を浸水想定深よりも高くして設置した。	
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組																	
(21)排水施設、排水資機材に関する情報の共有	54	水害リスク情報の共有とともに、現況の施設・機材の情報を共有	AV	引続き実施	関係地整・備・市町村・水資源機構	・排水ポンプ車を国から借りる協定を締結している。 ・市内に排水ポンプ施設が8箇所ある。	・水防資機材は水防事務組合で保有するほか、県の水防計画に基づき、土木事務所の水防資機材、国土交通省が有する水防資機材について情報を共有している。 ・国土交通省が所有する排水ポンプ車等災害対策車両を有事の際に依頼する。	市内に排水ポンプ施設を12か所ある。 可搬式の排水ポンプを2台所有している。	・市で管理する各ポンプ場、排水機場の運転操作マニュアルを作成し、同一な運転管理に努めている。 ・ポンプ場の運転状況について随時監視をしており、故障などが発生した際は、メールで職員の個人アドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。	市管理のポンプ施設が48箇所ある。	・水防資機材等については、2箇所に配備している。	・市内に排水ポンプ施設が31箇所（県の施設を含む）ある。 ・市内排水施設（1箇所）について、排水能力の増強を予定している。	大型可搬式排水ポンプを4台所有している。 市内に排水ポンプ施設が13箇所ある。 可搬式の排水ポンプの設置箇所について検討を行う。	・市内各所に排水ポンプを設置済み。 ・県管理河川については大場川上流・下流排水機場が存在し、有事の際の操作について、市職員が操作を委託されている。	・可搬式排水ポンプを4台所有している。 ・町内に排水ポンプ施設が5箇所ある。		
	55	排水機場の遠隔操作化、遠避基準の明確化	AX	令和年度	関係地整・備・市町村・水資源機構	関係機関と取り決めを行う。	各排水ポンプ施設は水位による自動運転・運転状況は随時監視しており、故障等発生した場合はメールで職員に通知	・雨水ポンプ場の自動運転化を進めており、稼働状況をクラウド上で確認できるよう整備を進めている。 ・遠避基準については近隣河川の水位情報を参考にしているが、明確な基準は設定していない。	今後、検討していく。	・排水機場の遠隔操作化、遠避基準の明確化している。	関係機関と協議しつつ検討していく。	排水機場の遠隔操作は、セキュリティの脆弱性や費用対効果の観点から計画していない。 排水機場からの職員遠避基準については、河川管理者からの指示により遠避する。	市の排水ポンプ施設は、水位による自動運転化済み。	必要性について検討する。			
(22)浸水被害軽減地区の指定	56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報（地形データや氾濫シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、隣接する自治体と浸水被害軽減に向けた検討を行う。	必要に応じて、隣接する自治体と浸水被害軽減に向けた検討を行う。	必要に応じて、隣接する自治体と浸水被害軽減に向けた検討を行う。	必要に応じて、隣接する自治体と浸水被害軽減に向けた検討を行う。	予定なし。	予定なし。	浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	予定なし	
	57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で協定の予定や課題等を共有し、適宜に協定を取り組む	AV	必要に応じて	市町村												
(23)出水後の対応	58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村	全部署の職員で対応する。	・関係部署と連携を図り、迅速な被災状況の把握に努める。	関係課との調整や調査の手法・方針等について情報共有を徹底する。	災害情報共有システムを活用し、迅速化を図っている。	・協議会等の場において情報を共有し、被災状況調査の効率的な実施を図る。	関係部署と連携して、被災状況調査の迅速化に努める。	地盤高の低い一部の排水機場については、電気設備を上層に設置することでリスクを低減している。	関係部局と連携し早急な情報収集に努めている。	被災状況調査の体制及びマニュアル等の整備を検討する。			
	59	暫定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台												
■ハード対策の主な取組																	
④河川管理施設の整備等に関する事項																	
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策	60	河川の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AR, BA, BL, BE	引続き実施	県												
	61	流域治水の考えに基づき、流域全体で持続可能な河川環境と流域対策に取組む	BL, BE	必要に応じて	国・県・市町村												
	62	多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河造掘削）	BA	引続き実施	県												
	63	浸水による機能停止リスクが低い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	令和年度	県・市町村	排水機能停止に係る低減策を実施する。	現在ストックマネジメント計画に基づいて耐震化・長寿命化を進めているため、実施予定はない。	関係課と協議を行う。	耐水化計画策定済	河川防災ステーションの設置について、検討していく必要がある。	水防時に市の本庁舎に設置される本部との情報共有を行っている。	・現在、江戸川河川事務所が吉川市河川防災ステーションの整備を進めている。	既存の施設は浸水による機能停止リスクは低い場所に設置されているが、更なるリスク低減策について検討していく	・その敷地内において、吉川市が水防センターの整備を検討している（規模、設置する諸室及び河川防災ステーションを含めた平時の利活用など）。	浸水リスクについて調査する。		
	64	土砂・流木被災効果の低い透過型砂防堰堤の整備	-	引続き実施	県												
65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し市町村の円滑な水防活動等、活用方法を検討・調整	BL, BE	必要に応じて	県・市町村	・関係機関と情報の共有を図り、円滑な水防活動に努める。												
(24)危機管理型ハード対策																	
66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引続き実施	県													
(25)排水機場の耐水化の検討																	
67	排水機場の耐水化の検討	AL, BD	令和年度	県													

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）
黄色セル：更新箇所

項目				久喜市	蓮田市	幸手市	白岡市	宮代町	杉戸町
取組の柱	課題	目標時期	取組機関						
	実施する施策								
	具体的取組								
■ソフト対策の主な取組									
①円滑かつ迅速な避難のための取組									
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供									
	1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引続き実施	県・市町村		・ホットラインの情報活用について検討する。 ・令和6年度は未実施	防災訓練等で活用できないか検討する。	防災訓練等で活用できないか検討する。
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）									
	2	多機関連携型タイムラインの検討	L,M,R	88年度	県・市町村・気象台			他機関の対応も含めやタイムラインの作成を検討する。	各機関の連携体制を整備するため、杉戸町に関連する河川の多機関連携型タイムラインを作成した。
	3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	M,AF	毎年	協議会全体	作成したタイムラインを活用した訓練実施について検討する。	ロールプレイング等の実践的な訓練について、関係機関との調整を含め検討していく。	・タイムラインを活用した洪水対応訓練を検討する。 ・タイムラインを作成後、水害タイムラインを活用した訓練に向けて検討を行う。	タイムラインを作成したため、来年度以降の防災訓練での実施を検討する。
	4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,M,Q,R	必要に応じて	県・市町村・気象台	・地域防災計画に避難情報の発令基準等を記載している。 ・令和3年度に地域防災計画の改訂を実施して、避難情報の発令基準等を見直した。 ・今後、必要に応じて見直しを実施する。	地域防災計画の改定に伴い発令基準を見直した。また、利根川の水害対応タイムラインを新たに定め、荒川の水害対応タイムラインについても修正した。	・地域防災計画で避難指示等の発令基準を記載している。 ・水防法改正に伴い、発令基準や警戒レベルを反映したタイムラインを作成した。	地域防災計画の見直しが完了し、避難勧告の発令基準について見直しを実施した。タイムラインについても修正した。
	5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成、普及啓発	R	88年度	関係地域・気象台・県・市町村	マイ・タイムラインの作成について市広報、HP、出前講座等において広く周知・啓発を行っている。	マイ・タイムラインの作成について、HP上で周知している。		町独自で実施する防災防犯マスター講座にてマイタイムライン作成講座を開催した。自主防災組織の会長を対象にマイタイムライン作成講座を実施した。
(3) 水害危険性の周知促進									
	6	水位周知河川の拡大及び運用	K	88年度	県				
	7	ハザードマップの見方など水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	Z	0	関係地域・気象台・県・市町村	各防災担当課で対応している。	窓口は危機管理課。		くらし安全課危機管理担当にて、住民から相談があった場合など窓口対応している。
(4) ICT を活用した洪水情報の提供									
	8	洪水情報のプッシュ型配信の実施及び運用基準の明確化	P,Z,AA	88年度	県				
	9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒線の発表」等の改善	M,Q,Q	引続き実施	気象台				
	10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,AA,AB,AC,AE	引続き実施	市町村	・地域防災計画で伝達方法について記載している。 ・防災行政無線、防災アプリ、防災行政無線情報メール、緊急情報家電サービス、広報車、アラート、エリアメール、緊急通報メール、フェイスブック、X（旧ツイッター）、ライン。 ・防災行政無線のデジタル化に併せて電話応答サービス（防災行政無線の内容を電話で確認できる）を導入した。 ・防災行政無線音声応答サービスのフリーダイヤル化を実施した。 ・令和3年3月から緊急情報家電サービス（携帯電話等を所有していない住民に対し、固定電話の電話番号やFAX番号に家電するもの）を開始した。 ・令和5年4月から防災アプリを導入し、防災行政無線の内容をアプリ上で確認できるようにした。	・避難指示等を発令した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、緊急通報メール、アラート、SNSにより広報を行う。 ・対象地区の区長に連絡をし、関係地域内の全ての人に伝わるように伝達する。 ・自主防災組織や自治会、消防団との協力、連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知徹底を図る。 ・防災行政無線を聞き逃した場合に、放送内容を録音できるようにメール配信サービスの登録を推進する。	・令和3年8月、戸別受信機を導入した。対象者は要支援者名簿に該当する市民。 ・平成28年度、防災行政無線のデジタル化再整備により、メール配信やSNS等の他の情報伝達手段との連携を強化した他、テレホンサービスを導入した。	防災行政無線、ツイッター、メール配信サービスを活用している。令和6年度は特にメール配信サービスと連携したラインでの情報配信を整え、周知方法を拡充した。
	11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	88年度	関係地域・県・市町村	地元ケーブルテレビ会社と協定を締結している。	・災害協定等により、災害時に地元メディアを通じて情報発信が行えるように体制を整備している。 ・緊急通報メール・アラートの運用を行っている。 ・町内全域ハザードマップへ水害リスク情報図データを提供し掲載している。		実施（地元メディア）なし。

〇概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）

黄色セル：更新箇所

取組の柱	実施する施策			課題	目標時期	取組機関	久喜市	蓮田市	幸手市	白岡市	宮代町	杉戸町
	具体的取組											
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実												
	12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N, M, O	83年度	関東地整・県・水資源機構							
	13	避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N, M, O	83年度	関東地整・県・市町村・水資源機構	・河川水位情報等を避難情報発令の参考にする。	継続して河川管理者からの通知に連動した避難情報等の発令タイミングを検討する。	・河川水位情報に注視し、避難情報を速やかに発令する。	・国、県河川は「埼玉県水防計画」に明記された河川水位情報等と警戒レベルを活用する。	河川水位情報について避難指示等の発令の目安にしている。		
	14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	83年度	関東地整・県・市町村	地元ケーブルテレビ会社と協定を締結している。	・災害協定等により、災害時に地元メディアを通じて情報発信が行えるように体制を整備している。 ・緊急通報メール・ＬＡＲＴの運用を行っている。 ・NHK全国ハザードマップへ水害リスク情報図データを提供し掲載している。			実施（地元メディア）なし。		災害協定等により、災害時に地元メディアを通じて情報発信が行えるように体制を整備している。
(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等												
	15	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	V, N, X, AE	引き続き実施	市町村	・主に小中学校や公民館を指定している。 ・避難経路については、ハザードマップ等を参考に、住民自身で事前に確認していただくようお願いしている。 災害協定を締結しているバス会社と避難訓練を実施した。	東京電力タウンプランニング埼玉福祉支社と「地域貢献型広告に関する協定」を締結し、民間企業などの電柱広告（巻広告）に最寄りの避難場所・避難経路について掲示している。 市内避難所看板をより判別しやすいものに改善した。	・指定緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校や公民館を指定している。 ・避難経路については住民各自が事前に確認しておくよう啓発していく。 ・体験型避難所開設訓練を実施。	・令和3年度は、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を関係課を通じて対象施設へ通知した。 ・平成28年度は、企業との協定により、電柱広告を活用した避難所誘導案内を設置した。	避難所として、公共施設や学校等を指定している。（広域避難を含む。）なお、避難経路については、指定の予定なし。	指定緊急避難所や緊急避難所は、主に小中学校や公民館を指定している。 避難経路についての指定予定なし	
	16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討。そのための情報提供の実施。	S, T, U, X, Y, AG	必要に応じて	関東地整・県・市町村	・近隣市町で構成する田園都市づくり協議会で災害時相互応援協定を結んであり、各市町が指定する全ての避難所を利用できる。 ・埼玉県内の全ての市町村で相互に協力する協定を結んであり、被災者の一時収容のために施設を提供される。 協議会の場で、避難場所の設定等の検討・調整を強く希望する。	・「災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定」久喜市、幸手市、宮代町、白岡市、杉戸町、春日部市と締結している。 ・「災害時の避難所相互利用に関する協定書」を上野市、伊東町、さいたま市と締結している。 ・「災害時における相互応援に関する協定」を東京都北区と締結している。	・田園都市づくり協議会において、災害時における相互応援に関する協定を結んでおり、協定市町の指定する全ての避難場所を利用できる。	・近隣市町で構成する東部中央都市連絡協議会及び田園都市づくり協議会において構成市町と相互応援及び避難所相互利用の協定を締結している。	避難所については、近隣市町で構成する協議会の協定書に基づき、協定市町の住民は、協定市町が指定する避難所の相互利用ができるようになっている。	近隣市町で構成する田園都市づくり協議会で災害時相互応援協定を結んであり、各市町が指定する全ての避難所を利用できる。	
	17	必要となる避難場所、避難路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施	S, T	必要に応じて	関東地整・県・市町村・水資源機構	必要に応じて検討する。	・必要となる避難場所、避難路等の整備にあたっては、建設工事における発生土砂等の活用を図っていく。	必要に応じて、河川管理者と連携した効率的な避難場所等の整備を検討する。	・必要となる避難場所、避難路等の整備にあたっては、建設工事における発生土砂等の活用を図っていく。	必要となる避難場所、避難路等の整備にあたっては、建設工事における発生土砂等の活用を図っていく。	必要となる避難場所、避難路等の整備にあたっては、建設工事における発生土砂等の活用を図っていく。	必要となる避難場所、避難路等の整備にあたっては、建設工事における発生土砂等の活用を図っていく。
	18	応急的な避難場所の確保	S, T, U, V, X	83年度	県・市町村	・ラウンドワンスタジアム、さいたま・東武東上線水戸駅における一時避難施設の使用に関する協定を締結している。 ・立休駐車場のある民間施設等と、緊急的な避難先について協定を締結した。	各地の一時的な避難場所としての利用のため、複数の事業所と協定を締結している。	・市指定の避難場所の確保について、検討を進める。 ・熊宮権現堂公園の2号、3号、4号公園を新たに指定緊急避難場所に指定した。	・調査、検討していく。	地区の集会所や神社、寺などが応急的な避難所にできないか検討する。令和5年度に民間企業と協定を結び、緊急時の避難場所として使用できるようにした。	予定なし	
	19	避難訓練への地域住民の参加促進	S, T, U, Z, AD, AF	83年度	市町村	令和6年9月7日に総合防災訓練において会場校となる小学校への避難訓練を実施した。	自治会に対し、継続して避難訓練の実施を促進する。	・区長会や自主防災組織等を通じての周知や広報紙による参加呼び掛けを実施している。	・職員、自主防災組織、行政区、避難所運営職員を対象に、風水害を想定した避難所開設訓練を実施した。	防災訓練を町振興で1度の開催ではなく地区ごとの小さい単位で実施している。訓練が地元で実施されることで災害時の実効性向上を期待するとともに、参加のハードルが下がることで地域住民の参加率向上を期待している。	調査、検討していく。	
	20	救助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び洪水時における喫煙の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・実施	V, AD, AE	83年度	県・市町村	地域包括支援センター、ケアマネジャーと連携し、ハザードマップを用いた説明会を実施した。	・継続して自主防災組織の新規設立を促進する。 ・自主防災組織協議会の活動を継続して支援し、各自主防災組織の活動強化に努める	・地域の自主防災活動を支援するとともに、講話等により意識啓発を図る。	・市主催の防災訓練の中で自主防災組織の避難誘導訓練を実施した。 ・職員、自主防災組織、行政区、避難所運営職員を対象に、地震を想定した避難所開設訓練を実施した。	各自主防災組織に避難所運営のマニュアルを配布。	他市町における事例を参考に対処予定	
	21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V, S, T, U	83年度	市町村	住民に対して、マイ・タイムライン作成講習会を開催した。 また、ホームページにマイ・タイムライン作成動画を掲載した。	・継続して、洪水ハザードマップを活用した啓発活動を行う。 ・マイ・タイムラインの作成について、HP上で周知している。	・住民ごとの避難計画作成について、研究を進める。	・広報紙に簡易的なタイムラインを掲載したほか、改訂作業中のハザードマップにマイ・タイムラインを掲載した。	各地区の訓練や研修時に、「マイタイムライン」の策定を促している。また他課と共同して個別避難計画の作成者増加を目指している。	他市町における事例を参考に対処予定	
	22	地域防災力の向上のための人材育成	AD, AE, AF	83年度	関東地整・県・市町村	地域における防災リーダー的役割を担えることができる人材の育成を目的とした自主防災組織リーダー養成講座を開催している。	・継続して、「自主防災組織リーダー養成講座」を開催し、地域における防災リーダー的な役割を担えることができる人材を育成する。 ・継続して、防災士資格取得支援事業を通じて、市内防災資格取得者の増員に努める。	・自主防災組織の活動を支援し、防災士資格取得を進める。	・令和6年度は、講師に依頼し、市内の自主防災組織役員、防災士、防災リーダーを対象として防災講演会を実施した。	町主催の防災マスター講座や自主防災会を対象とした首創圏外新放水路の見学会等を実施している。また防災士の資格取得の案内なども行っている。	防災士の育成	

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）

黄色セル：更新箇所

取組の柱			課題	目標時期	取組機関	久喜市	蓮田市	幸手市	白岡市	宮代町	杉戸町	
実施する施策												
	良体的取組											
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施												
	23	国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	88年度	関東地整・県・市町村	・国が策定した避難確保計画作成の手引きを共有している。 ・今後も国が策定した避難確保計画作成の手引きを共有していく。	内閣府が開催したWEB説明会等に関係各課と参加した。また、『避難行動要支援者に係る個別避難計画作成モデル事業ポータルサイト』についても周知し、情報を共有している。	・国が策定した避難確保計画作成の手引きを共有している。 ・今後も国が策定した避難確保計画作成の手引きを共有していく。 ・体験型避難所開設訓練を実施。	・要配慮者施設に対して避難行動計画の策定及び訓練の実施を呼びかけを行った。	要配慮施設を所管する担当課の方で、対応内容を検討している。	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	
	24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施を目指す。先進的な事例等、必要な情報提供を行う。	AD	88年度	県・市町村	水防法改正に伴う要配慮者利用施設の避難確保計画作成義務化及び避難訓練の実施について、関係課を週し周知し、対応を依頼した。 引き続き、要配慮者利用施設における避難確保計画作成や、避難訓練の実施を推進していく。	令和5年度中に対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を達成すべく、関係各課と協力している。	・要配慮者利用施設において避難確保計画の作成について支援した。 ・引き続き、要配慮者利用施設において避難確保計画の作成について支援する。	・要配慮者施設に対して避難行動計画の策定及び訓練の実施を呼びかけを行った。	要配慮施設を所管する担当課で定期的な会議を行い、個別避難計画作成者の増加を目指している。	要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうように助言する。 福祉担当課と連携し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討していく。	
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用												
	25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	88年度	市町村	ハザードマップ説明会を実施した。	令和7年3月に洪水ハザードマップの更新。甲や広報誌で周知。	ハザードマップの作成の際に全戸世帯に配布した。また、市民課及びくらし防災課窓口にて配布している他、市内公共施設に設置している。市HPにおいても掲載されている。	・他市町村における優良事例を参考に、洪水ハザードマップの作成、周知及び訓練等の改善を検討する。 ・自主防災組織、小中学校での出前講座により、啓蒙活動を実施	令和2年度に水害ハザードマップについても改定した。	洪水ハザードマップを令和2年度改定 他市町における優良事例を参考に、周知及び訓練方法の改善を検討する。	
	26	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	88年度	市町村	実施済 ※No.7同様	窓口は危機管理課。			くらし安全課危機管理担当にて、住民から相談があった場合など窓口対応している。	ハザードマップの見方や水害に関する問い合わせについて、危機管理課において対応している。	
	27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引続き実施	市町村	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	登録済	登録済	・想定最大規模降雨を対象とした洪水ハザードマップを登録している。	登録済み。	想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを登録する予定。	
	28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引続き実施	市町村	水害ハザードマップを活用した広域避難訓練を実施した。	ハザードマップを使用した、災害図上訓練DIGを自治会・自主防災会等を対象に行い、ハザードマップの周知と訓練に今後も継続して努める。	水害ハザードマップを活用した防災訓練の検討を行う。	・洪水ハザードマップを活用した出前講座を実施している。	実施内容を検討していく。	水害ハザードマップを活用した防災訓練を今後実施していく。	
(9) 浸水実績等の周知												
	29	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等へ周知	A	引続き実施	県・市町村・水資源機構	浸水実績をハザードマップにて公表している。	水害ハザードマップに過去の浸水実績をもとに作成された浸水想定区域図を掲載し住民に周知している。	浸水実績をハザードマップにて公表している。	・浸水実績をハザードマップに掲載している。	町ホームページで浸水実績図を公開している。	把握している浸水実績を、市町村HPにおいて公表	
	30	まるとまごまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引続き実施	市町村	電柱に張り付ける形で設置している39箇の看板を令和2年度末に更新した。想定浸水深が3.0m以下の箇所については、標識の掲出に加えて想定浸水深と同じ高さに赤いテープを巻き付けている。また、想定浸水深が3.1m以上の箇所については、視認性の観点から標識の掲出のみとしている。	整備実績のある自治体の調査・研究。	・令和5年度に10か所、令和6年度に公共施設30か所、電柱51か所に想定浸水深表示板を設置した。 ・今後、まるとまごまちごとハザードマップの拡充を検討していく。 ・東武と「地域貢献型広告に関する協定」を締結しているため、避難場所の案内看板を増やしていく。	・令和6年度は、実績なし。今後も、国、県の動向を確認しつつ、対応する。 ・企業との協定により、電柱広告を活用した避難所誘導案内を設置した。 【平成28年度】	企業と「地域貢献型広告」に関する協定を締結し、市内の避難場所を示している。	令和2年度、既存の看板更新及び新規設置	
	31	市町村のまちづくり担当部局に対し、中高層建の水害リスク情報の提供	A	88年度	関東地整・県							
(11) 防災教育の促進												
	32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A、E、J	88年度	関東地整・県・市町村	国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有することを検討する。	各学校で国の指導計画をもとに防災に関わる指導計画を策定している。	・国の支援により作成した指導計画を、市内全ての対象となる学校に情報共有する。	・国の指導により作成した指導計画を、市内全ての対象となる学校に情報共有する予定。	国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有することを検討する。	国の支援により作成した指導計画を、市町村内の全ての対象となる学校に情報共有する。	
	33	教職員を対象とした講習会の実施	A、E、J	引続き実施	協議会全体		・防災教育講座の事前学習として、教員を対象に水害に関する講座やDIGを6校で実施した。	国土交通省の「防災教育ポータルサイト」を教育委員会を通じて周知。	・小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでいる。 ・引き続き、小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでいく。	・校長会、教頭会等の際に防災に関する情報提供を行っている。	要望に応じて、出前講座を実施する。	要望に応じて、出前講座を実施する。
	34	出前講座等を活用した講習会の実施	A、E、J	引続き実施	協議会全体	住民からの依頼に応じて防災講座やハザードマップの説明会等を開催している。	・自主防災組織に対して埼玉県イツモ防災インストラクターによる災害対策について講習を行った。 ・市内中学校において備蓄資器材の使用方法及び防災倉庫の説明等を行った。	・出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。 ・引き続き、出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施していく。	・洪水時の避難方法等について、自主防災会等に対し出前講座を実施。	要望に応じて、出前講座を実施する。	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。	

〇概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）

黄色セル：更新箇所

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	久喜市	蓮田市	幸手市	白岡市	宮代町	杉戸町
実施する施策												
具体的取組												
(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化												
	35	危機管理型水位計の拡充	G, AH	R3年度	県							
	36	河川監視用カメラの拡充	G, AH	引続き実施	県							
	37	河川管理施設の操作状況に係る警戒情報の伝達（特に複数のダム管理室からの緊急放送に係る警戒情報）に関する基業や運用の明確化	H	R3年度	関係地整・県・水資源機構							
	38	ダム放流警報等の創水化や改良	AX, N	R3年度	関係地整・県・水資源機構							
	39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	R3年度	関係地整・県・水資源機構							
	40	水位用知下水速の指定	AX, N	R3年度	県・市町村	予定なし			・国、県の動向と併せ、所管課を情報共有する。	関係部署と協力して指定していく。	予定なし	
	41	洪水予測（水害タイムライン）の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	R3年度	関係地整・県							
2.的確な水防活動のための取組												
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供												
	42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AI	引続き実施	市町村	・水防計画で水位の通報について記載している。 ・消防団の各部にハイブリットIP無線機を配備した。	消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、一斉メール、各分団長への連絡網を活用している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話・メールで連絡することとしている。	・令和3年度は、無線、メールの他、団長、副分団長、分団長にはSMSによる連絡手段を設けた。 ・消防団活動マニュアルを作成し、水防警報等の河川水位に係る情報は、市から直接消防団へ連絡することとしている。	消防団については、移動系防災行政無線で情報交換ができる体制を整えている。	水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話・メールで連絡することとしている。	
	43	水防団が行う河川堤防の受け持ち区間や道路等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関係地整・県・市町村	必要に応じて検討する。					令和3年度には町主催の避難所開設訓練にて無線機を使用した情報伝達訓練を実施した。今後も訓練について検討する。	－
(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保												
	44	国と都道府県が参加する技術研究会等において、樋の有動力化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関係地整・県							
(15) 重要水防施設の見直し及び水防資機材の確認												
	45	洪水に対するリスクが高い区間や重要水防施設を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引続き実施	関係地整・県・市町村・地域住民	県が実施する重要水防施設等の共同点検へ市職員が参加 県が実施する重要水防施設等の共同点検への水防団（消防団）の参加を検討する。	・毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	・毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。 ・重要水防施設等について水防団（消防団）と情報共有していく。	・毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加し、実施している。	杉戸県土整備事務所と実施。	毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	
	46	出水時に重要水防施設において水防が適切に行われたことを確認	AL	出水後速やかに	県・市町村	今後、必要に応じて検討していく。	・重要水防施設等について水防団（消防団）と情報共有していく。	・水防事務組合との連携により確認する。	・越水等なし。	台風19号通過後に実施。	事後速やかに実施予定	
	47	水防資機材等の配備・確認	AN	引続き実施	関係地整・県・市町村	利根川東横流域水防事務組合において水防倉庫を設置し、資機材を保管している。	施設、市・各消防団にライフジャケットを配備し、河川の氾濫が予想される分団にはボートを配備している。令和6年度に新たに1隻のボートを配備し合計で3隻となった。引継ぎ、水防用資機材の整備と充実を進めていく。	・利根川東横流域水防事務組合において水防倉庫を3箇所設置し、資機材を保管している。	・定期的に職員が土のうを作成し、必要な数量を確保するよう管理している。	町内の土木業者と連携し、土のうのストックを常に確保している。	土のう、機、シートなどを水防団の水防倉庫に分散して保管している。資機材点検も実施している。	
	48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認	BH	出水後速やかに	県・市町村	今後、必要に応じて検討していく。	出水時に、各班や消防署・水防団（消防団）の活動結果を迅速に取りまとめるように努める。	・水防事務組合との連携により確認する。	・土のうの配布を行い、避難所においては毛布等を活用した。	台風19号通過後に実施。	事後速やかに実施予定	
(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）												
	49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引続き実施	市町村	ホームページ、広報、チラシ、ポスター等により消防団員の募集を行っている。	出前講座等において自主防災組織等に対して水防活動に対する理解と協力を求める。	・市のホームページや広報紙で消防団（水防団）の組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	・市ホームページに消防団に関する項目を作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・担当課窓口にて消防団啓発品を配布している。	庁舎内にポスターを掲示するとともに、窓口にてチラシ、広告付きティッシュを配架し、団員の募集に努めている。	消防団（水防団）のホームページやポスター等を掲示し、常時団員募集を行っている。	
(17) 水防訓練の充実												
	50	水防団強化、技術の継承を目的とした広報の充実（水防団確保）、水防団間での連携・協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AK, AP	R3年度	関係地整・県・市町村	毎年、利根川東横流域水防事務組合が実施する水防訓練に参加している。	令和6年度は防災フェアを開催し、利根川上流河川事務所の協力を得て、降雨体験車と自然災害体験車により、水災害への備えについてPRを実施。	・毎年、利根川東横流域水防事務組合が実施する水防訓練に参加している。	・市総合防災訓練等において水防に関する訓練の実施を検討する。	地域防災訓練において、簡易水防工法や土のう訓練を実施している。	毎年、利根川水防事務組合が実施する水防訓練に参加している。	
(18) 水防団間での連携、協力に関する検討												
	51	大規模災害に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AH, AN, AH, AG, AP	R3年度	市町村	利根川東横流域水防事務組合を通じて、近隣市町村消防団との連携を図っている。	近隣の消防団（水防団）との連絡が必要な場合は、指揮本部にて協議の上、資格する近隣消防へ連絡を取り合うこととしている。	・利根川東横流域水防事務組合が中心となって、近隣の消防団（水防団）との連絡、情報共有ができるようになっている。	・近隣の消防団（消防団）と具体的な協力内容について検討する予定。	必要に応じて近隣の消防団（消防団）と連携できるよう、随時町と消防団でも連絡をとれる体制をとる。	近隣の消防団（水防団）との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	

取組状況

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）黄色セル：更新箇所

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	久喜市	蓮田市	幸手市	白岡市	宮代町	杉戸町
実施する施策												
良体的取組												
(19)市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実												
	52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に備える情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AR, AS	88年度	県・市町村	地域防災計画において、関係機関との情報伝達体制・方法を規定 災害拠点病院への情報伝達について、検討を行う。				・市庁舎施設管理部と洪水に係る情報について共有している。	庁舎については、各課で情報を共有できるポータルサイトを整備している。なお、災害拠点病院については、所管となる保健センターを通じて情報の共有を図る予定。	町庁舎施設管理部と洪水に係る情報について共有している。
(20)市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実												
	53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、貯水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AR, AS, AT	88年度	県・市町村	市庁舎の非常用電源を高所に設置済み。 災害拠点病院の情報を共有し、対策の検討を行う。	市役所は浸水想定区域外。非常用電源についても、庁舎裏口に設置している。			・対象施設：白岡市役所庁舎 市役所庁舎に隣接する生涯学習施設の屋上に72時間使用可能な非常用発電設備を設置。	庁舎及び災害拠点病院とも、非常用電源対策を実施している。	対象施設：町役場庁舎 非常用電源を浸水しない高さに設置している。
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組												
(21)排水施設、排水資機材に関する情報の共有												
	54	水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AV	引続き実施	関係地盤・県・市町村・水資源機構	可搬式排水ポンプ及び排水ポンプ施設を配備済み	排水対策部署は継続して排水施設等の点検・確認を実施し、情報を危機管理局と共有する。	・市内に排水ポンプ施設が20箇所ある。		・市内に排水ポンプ施設が2箇所ある。	町内に排水機場が1箇所ある。地域防災計画に記載し、情報共有を図っている。	可搬式排水ポンプを2台所有している。
	55	排水機場の遠隔操作化、遠近基準の明確化	AX	88年度	関係地盤・県・市町村・水資源機構	遠隔操作化は予定なし。 排水施設は水位による稼働設定を行っており、水位上昇前に市職員と関係業者による確認を行っているため、増水時には現場にいない。	排水機場の稼働状況が把握できる。	—		・調査、検討していく。	担当課の方で対応を検討。	他市町における事例を参考に検討する。
(22)浸水被害軽減地区の指定												
	56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報（地形データや浸水シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県							
	57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で協定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む	AV	必要に応じて	市町村	浸水被害軽減地区について情報提供があれば指定の検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。		必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	浸水被害軽減地区について情報提供があれば指定の検討を行う。
(23)出水後の対応												
	58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村	・台風の上陸が予想されるときは災害対策本部員で事前に会議し、職員体制の確認等を行う。 ・積極的に国や県の制度を活用する（TEC-FORCEなど）。	出水時に、各町や消防署・水防団（消防団）の活動結果を迅速に取りまとめるように努める。	・職員による浸水時調査班をあらかじめ編成し、迅速に調査を行う。		・調査、検討していく。	台風19号通過後に冠水地区の調査を実施。今後は関係各課とも協力して実施。	調査、検討していく。
	59	暫定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台							
■ハード対策の主な取組												
④河川管理施設の整備等に関する事項												
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策												
	60	河川の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AR, BA, BR, BE	引続き実施	県							
	61	流域治水の考え方にに基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BR, BE	必要に応じて	国・県・市町村							
	62	多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河造断削等）	BA	引続き実施	県							
	63	浸水による機能停止リスクの高い下水施設について、排水機場等リスク低減策を実施	AV	88年度	県・市町村			・災害時における職員出動体制を確保しており、今後もリスク軽減措置について研究を進める。		・調査、検討していく。	担当課の方で対応。	調査、検討していく。
	64	土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤の整備	—	引続き実施	県							
	65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し市町村の円滑な水防活動等、活用方法を検討・調整	BR, BE	必要に応じて	県・市町村	現時点予定なし。					近隣の羽生市や加須市の河川防災ステーションについて情報共有や現地視察等を検討し、活用方法を考える。	—
(24)危機管理型ハード対策												
	66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引続き実施	県							
(25)排水機場の耐水化の検討												
	67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	88年度	県							

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）

黄色セル：更新箇所

取組の柱			課題	目標時期	取組機関	利根川上流河川事務所	江戸川河川事務所	渡良瀬川河川事務所	高崎河川国道事務所	荒川上流河川事務所	荒川下流河川事務所	国土交通省 二瀬ダム管理所	熊谷地方気象台	（独）水資源機構 利根導水総合管理所	
実施する施策															
具体的取組															
■ソフト対策の主な取組															
①円滑かつ迅速な避難のための取組															
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供															
	1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引き続き実施	県・市町村										
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）															
	2	多機関連携型タイムラインの検討	L,M,R	88年度	県・市町村・気象台										
	3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	M,AF	毎年	協議会全体	・洪水対応演習を実施。 ・関係機関との流域タイムラインを活用し、訓練内容を充実させ、継続的に実施する。	・水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。	・水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。	・梅・神流川の治水想定区域である神川町、上里町、本庄市、深谷市もしくは埼玉県からの要請に応じて、水害タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。 ・平成31年1月23日に実施された、さいたま市の荒川（国管理河川）水害対応訓練については要請なく参加・支援実績無し。	・水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。 ・平成31年1月23日に実施された、さいたま市の荒川（国管理河川）水害対応訓練へ参加し、技術支援を行った。	・水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。	・水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。	・タイムラインの作成について、必要に応じた助言等を行う。 ・市町村のタイムライン作成・見直しにおいて、気象情報に対する防災行動との対応について助言する。	・国の洪水予測伝達演習に毎年参加している。 ・他機関と連携した洪水対応演習を毎年実施している。 ・令和4年度に策定した武蔵水路内水排除中止タイムラインに基づいて、関係機関と連携した洪水対応訓練・伝達訓練を洪水対応演習と併せて実施している。	
	4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,M,Q,R	必要に応じて	県・市町村・気象台									・タイムラインの見直し等において、必要に応じた助言等を行う。 ・洪水対応訓練等で明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直しを必要に応じて行う。 ・自治体からのタイムラインや避難情報の判断基準の見直しの照会や自治体との意見交換を通じて、必要に応じて洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び6時間先までの流域雨量指数の予測値や土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の利活用を促進した。 ・避難指示等発令の判断基準等の見直し等について必要に応じた助言等を実施した。	
	5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	R	88年度	関東地区・気象台・県・市町村	・出前講座や水防学校等において普及啓発を実施中。			・学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施していく。 ・平成31年度（令和元年度）は実績無し ・令和2年度 1件※実施（埼玉県内の実績なし） （※高崎市小学校（小5対象）の出前講座を実施） ・令和3年度 1件※実施（埼玉県内の実績なし） （※高崎市小学校（小5対象）の出前講座を実施） ・令和4年度 1件※実施（但し、埼玉県内の実績なし） （※高崎市小学校（小5対象）の出前講座を実施）		・地域の防災イベントでマイ・タイムラインの作成・普及啓発を実施。		・台風・豪雨等から「自らの命は自らが守る」基本的な知識ととるべき行動を自ら学んでいただけるように学習教材（eラーニング）を気象庁HPにて提供しており、必要に応じた支援を行う。		
(3) 水害危険性の周知促進															
	6	水位周知河川の拡大及び運用	K	88年度	県										
	7	ハザードマップの見方などを災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	Z	0	関東地区・気象台・県・市町村	・災害情報普及支援室を設置済み。	災害情報普及支援室を設置済み	災害情報普及支援室を設置済み			洪水浸水想定区域図、3D洪水ハザードマップ等を事務所HPに掲載し、担当窓口も併せて掲載している。		・防災気象情報の解説用パンフレットを気象台内に継続的に設置している		
(4) ICT を活用した洪水情報の提供															
	8	洪水情報のプッシュ型配信の実施及び運用基準の明確化	P,Z,AA	88年度	県										
	9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	M,Q,G	引き続き実施	気象台									○危険度が高まる時間帯や危険度分布など、より適切な形態での伝達を図り、気象等に関する警報等の利用の高度化に努める。 ・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ（令和4年6月1日～） ・キキクル（危険度分布）の「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合（令和4年6月30日～） ・大雨特別警報（浸水害）の指標改善（令和4年6月30日～） ・大雨警報（浸水害）、洪水警報注意報の基準変更（令和4年5月26日～） ・指定河川洪水予報の氾濫危険情報を予測でも発表（令和4年6月13日～） ・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけの運用について、新たに府県単位での呼びかけを開始（令和6年5月27日～） ・大雨警報（浸水害）、洪水警報注意報の基準変更（令和6年5月23日）。 ・埼玉県と共同で発表する指定河川洪水予報（中川中流部、元荒川、新方川、大落古利根川）の運用開始（令和7年3月25日）。 ・指定河川洪水予報の運用開始に伴う関係自治体の洪水警報注意報の基準変更（令和7年3月25日）。 ○「警報級の現象」等の改善に努める。	
	10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,MA,AB,AC,AE	引き続き実施	市町村										
	11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	88年度	関東地区・県・市町村	・事務所としては実施予定無し。	事務所としては実施予定無し。		高崎河川国道事務所単独での連携は予定なし		今後、実施予定。				

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）
黄色セル：更新箇所

取組の柱		課題	目標時期	取組機関	利根川上流河川事務所	江戸川河川事務所	渡良瀬川河川事務所	高崎河川国道事務所	荒川上流河川事務所	荒川下流河川事務所	国土交通省 二瀬ダム管理所	熊谷地方気象台	（独）水資源機構 利根導水総合管理所
実施する施策													
具体的取組													
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実													
12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,M,O	88年度	関東地整・県・水資源機構							R 2出水期より実施に向け検討中		
13	避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N,M,O	88年度	関東地整・県・市町村・水資源機構	・河川水位情報等の通知は実施済。今後、内容・タイミング等について改善を検討し、引き続き実施。 ・WEラインの体制構築を進めている。						R 2出水期より実施に向け検討中		
14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	88年度	関東地整・県・市町村	・事務所としては実施予定無し。	・事務所としては実施予定無し。		高崎河川国道事務所単独での連携は予定なし		今後、実施予定。			
(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等													
15	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	V,N,X,AE	引き続き実施	市町村									
16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討。そのための情報提供の実施。	S,T,U,X,Y,AG	必要に応じて	関東地整・県・市町村	利根川中流4県境 広域避難協議会にて、対応実施済。	県協議会における広域避難体制の構築を支援していく。	市町避難所の浸水深、収容人数について調査し、直轄減災対策協議会において共有している。		荒川右岸広域避難検討会で取りまとめた課題、知見等について、平成31年度協議会で共有を図り、市町村間の協定締結に向けて意見交換を行った。令和2年度に2ブロック、令和3年度に1ブロックについて検討会を開催し、広域避難先や避難タイミング等について検討。また、令和3年度に避難元自治体での意見交換会を実施。今後も引き続き広域避難について支援を行っていく。	・要請に応じて、関係各機関の広域避難検討会等に参画し、必要な支援を行う。	避難協議会における検討結果を踏まえ、県協議会における広域避難体制の構築を支援していく。		
17	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川に事発の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な整備を実施	S,T	必要に応じて	関東地整・県・市町村・水資源機構	・市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	・市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく予定だが、現状依頼はない。 ・平成31年度（令和元年度）から令和4年度までの実績無し。	市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市区から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	県、市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、協力体制を確保する。		市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。
18	応急的な避難場所の確保	S,T,U,V,X	88年度	県・市町村									
19	避難訓練への地域住民の参加促進	S,T,U,Z,AD,AF	88年度	市町村									
20	見助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実施の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・実施	V,AD,AE	88年度	県・市町村									
21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V,S,T,U	88年度	市町村									
22	地域防災力の向上のための人材育成	AD,AE,AF	88年度	関東地整・県・市町村	専門家等の派遣について専門リスト作成済、専門家の派遣について要請があった場合には支援していく。	国土交通省において、住民避難の取組支援の実績を有する専門家リストを作成済。専門家の派遣について要請があった場合には支援していく。	防災協議会において検討を進める		住民避難の取組支援の実績を有する専門家リストを作成済。専門家の派遣について要請があった場合には支援していく。	（市町村）	実施を検討中		

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）
黄色セル：更新箇所

取組の柱 実施する施策				課題	目標時期	取組機関	利根川上流河川事務所	江戸川河川事務所	渡良瀬川河川事務所	高崎河川国道事務所	荒川上流河川事務所	荒川下流河川事務所	国土交通省 二瀬ダム管理所	熊谷地方気象台	（独）水資源機構 利根導水総合管理所
具体的取組															
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施															
23	国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	A	8年度	関東地整、県、市町村			川越市、茨城県坂東市における要配慮者施設避難計画講習会実施済、利根川上流減災対策協議会において情報提供済。今後も最新情報について共有を図る。	要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）を、江戸川河川事務所管内4部県2市区町へ情報提供済み。 令和元年11月29日に千原県野田市において開催した「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた説明会」の聴講について、江戸川、中川・綾瀬川減災協議会構成員に情報提供済み。	構成員が実施した「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた説明会」の情報を、渡良瀬川減災協議会構成員において共有している。	要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）について、鳥・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の幹事会等において情報共有。今後も最新情報について共有を図る。	要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）に関する情報共有を図る。平成30年11月に避難確保計画作成講習会を川越市で実施した。令和2年度に坂戸市、狭松山市、川島町、令和3年度に川口市において、避難確保計画作成支援を実施。	要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）に関する情報共有を図る。要配慮者利用施設における避難確保計画作成を支援する映像・手引きを作成。	要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）に関する情報共有を図る。		
24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施を目指す。先進的な事例等、必要な情報提供を行う。	A	8年度	県、市町村											
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用															
25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	8年度	市町村											
26	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置		8年度	市町村						災害情報普及支援室を設置済み					
27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引続き実施	市町村											
28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引続き実施	市町村											
(9) 浸水実績等の周知															
29	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等へ周知	A	引続き実施	県・市町村、水資源機構											内水排除に伴う巡視等に、県管理河川に係る浸水実績を把握した場合には関係機関に情報提供を行う。
30	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引続き実施	市町村											
31	市町村のまちづくり担当部局に対し、中高層階の水害リスク情報の提供	A	8年度	関東地整・県			減災治水協議会において、情報提供済み。多段階の浸水想定図・水害リスクマップ（現況河道、短期河道）は事務所HPにて掲載している。			必要により、防災部局や災害情報普及支援室を通して情報提供・情報交換を実施していく予定。		多段階の浸水想定図・水害リスクマップ（現況河道、短期河道）は事務所HPにて掲載している。			
(11) 防災教育の促進															
32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A、E、J	8年度	関東地整、県、市町村			群馬県板倉町をモデルに作成した指導計画について、利根川上流減災対策協議会を通じて、情報共有済。防災教育資料を整備し、利根川上流域市町への展開を検討。	市に防災教育の充実に向けた支援として、防災教育支援ツールを作成し、埼玉県東部教育事務所に協力をお願い。モデル校2校で試行的に授業に活用して頂いた。	作成された指導計画について、協議会を通じて学校へ情報共有を図る。	作成した指導計画（支援した内容、それらをもとに学校側で作成した資料など）について、県の協議会と連携して全ての学校へ情報共有を図るとしてきたが、江戸川河川事務所が作成した学習指導計画等を情報共有し、市町村河川・防災部局に対し、教育関係部局への情報提供や協力をお願いしている、と河川砂防課から伺っているため、当事務所は本項目について、対象外とする。	作成された指導計画について、協議会を通じて学校へ情報共有を図る。	市区が作成した指導計画について、教育施設を含めた関係機関に情報共有を図る。			
33	教職員を対象とした講習会の実施	A、E、J	引続き実施	協議会全体			減災対策協議会にて、板倉町指導計画を共有済み。また、防災教育資料を整備し、引き続き支援を実施していく。	市、7に新たに作成した防災教育支援ツールについて意見を頂くために三郷市と吉川市にアンケートを実施している。	協議会を通じて支援していく。 ・教職員を対象とした講習会を要望に応じて関係機関と連携し、実施していく。 ・平成31年度（令和元年度）から令和4年度までの実績無し。	埼玉県内の社会科教職員を対象とした講習会を平成31年度に実施。今後も関係機関と連携し、実施していく。	教育委員会と連携し、教職員を対象とした防災安全講習を実施していく。	平成30年8月28日（火）さいたま市の教職員など約20名を対象に水資源機構（滝沢ダム、浦山ダム）と合同で「気象キャスターと学ぶ防災教室＆治水施設見学」を開催した。	防災教育の支援のための防災情報の利活用等についての講習を実施する。 ・「学校安全総合支援事業」第1回推進委員会において、防災情報の利活用について講演した（令和4年7月1日） ・吉川市の小中学校安全担当教諭を対象とした吉川市教育委員会による学校安全アドバイザーの出前講座を実施した（令和6年10月18日）。	平成31年2月、副読本「わたしたちのまち行田」改訂編集委員会と武蔵水路内水排除について研修会を実施。 令和2年3月31日に副読本「わたしたちのまち行田」が改訂発行され、武蔵水路の内水排除が追加された。	
34	出前講座等を活用した講習会の実施	A、E、J	引続き実施	協議会全体			学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施している。	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施している。	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施している。	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施していく。 ・平成31年度（令和元年度）は実績無し ・令和2年度 1件※実施（埼玉県内の実績なし） （※高崎市小学校（小5対象）の出前講座を実施） ・令和3年度 1件※実施（埼玉県内の実績なし） （※高崎市小学校（小5対象）の出前講座を実施） ・令和4年度 1件※実施（埼玉県内の実績なし） （※高崎市小学校（小5対象）の出前講座を実施）	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施している。	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施している。	出水期前に「放流連絡会議」にて幼稚園、小学校、中学校の教諭に対して実施している。	学校、自治体、要配慮者利用施設、自治会等へ防災情報の利活用等について出前講座等を活用した講習を実施する。 ・深谷市社会福祉協議会の災害ボランティア養成講座で気象と災害に備える講演をした。また、小中学生を対象に天気と災害に備える講演などを行った（令和4年7月22日、小中学生対象は7月29日） ・熊谷市「わくわく探検隊」にて、「気象台のしごと」を講演、ペットボトル、雨粒浮遊実験などを行った（令和4年7月29日） ・本庄東高等学校附属中学校にて、「天気のお話」を講演した（令和4年9月27日） ・オンラインによる気象防災ワークショップを県と共催して市町村を対象に実施した（令和4年度：3回） ・対面形式での気象防災ワークショップ（埼玉県版シナリオ）を県と共催・気象台協賛で実施した（令和6年度：5回）	鴻巣市や行田市のイベントに参加し、パネル展示等により事業概要や内水排除操作を説明している。

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）
黄色セル：更新箇所

取組の柱 実施する施策				課題	目標時期	取組機関	利根川上流河川事務所	江戸川河川事務所	渡良瀬川河川事務所	高崎河川国道事務所	荒川上流河川事務所	荒川下流河川事務所	国土交通省 二瀬ダム管理所	熊谷地方気象台	(独)水資源機構 利根導水総合管理所
具体的取組															
(11)洪水予測や水位情報の提供の強化															
35	危機管理型水位計の拡充	G, AH	88年度	県											
36	河川監視用カメラの拡充	G, AH	引き続き実施	県											
37	河川管理施設の操作状況に係る警戒情報の伝達 (特に複数のダム管理室からの緊急伝達に係る警戒情報)に関する基準や運用の明確化	H	88年度	関係地整・ 県・水資源機構									関係機関と連携し、実施中		
38	ダム放流警報等の創水化や改良	AX, N	88年度	関係地整・ 県・水資源機構									R 2年度に対策の必要箇所の抽出し、順次改良を実施中		
39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	88年度	関係地整・ 県・水資源機構									実施について関係機関と調整中		令和元年台風19号に伴う内水排除中止を踏まえ、内水排除の機能向上を図るため操作方法の見直し等を実施【令和2年度】
40	水位用知下水道の指定	AX, N	88年度	県・市町村											
41	洪水予測(水害タイムライン)の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	88年度	関係地整・県								(削除)			
2.的確な水防活動のための取組															
(13)水防団(消防団)への河川水位等に係る情報提供															
42	水防団(消防団)への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AI	引き続き実施	市町村											
43	水防団が行う河川堤防の受け持ち区間や道路等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関係地整・ 県・市町村			・実施体制の見直しを検討。					水防団が行う河川堤防の受け持ち区間は、洪水対策計画書等により、水防連絡部会等で情報共有を行っている。伝達訓練については要調整。			
(14)樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保															
44	国と都道府県が参加する技術研究会等において、樋の無動力化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関係地整・県			未定					未定			
(15)重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認															
45	洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引き続き実施	関係地整・ 県・市町村・ 地域住民											
46	出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われたことを確認	AL	出水後速やかに	県・市町村											
47	水防資機材等の配備・確認	AN	引き続き実施	関係地整・ 県・市町村											
48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認	BH	出水後速やかに	県・市町村											
(16)水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)															
49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引き続き実施	市町村											
(17)水防訓練の充実															
50	水防団強化、関係の連携を目的とした広報の充実(水防団確保)、水防団間での連携・協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AK, AP	88年度	関係地整・ 県・市町村											
(18)水防団間での連携、協力に関する検討															
51	大規模浸水に対して広域的、効率的な水防活動の実現できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AH, AK, AN, AO, AP	88年度	市町村											

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）
黄色セル：更新箇所

取組の柱					課題	目標時期	取組機関	利根川上流河川事務所	江戸川河川事務所	渡良瀬川河川事務所	高崎河川国道事務所	荒川上流河川事務所	荒川下流河川事務所	国土交通省 二瀬ダム管理所	熊谷地方気象台	（独）水資源機構 利根導水総合管理所	
実施する施策																	
具体的取組																	
(19)市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実																	
	52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AR, AS	令和年度	県・市町村												
(20)市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実																	
	53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう支援	AR, AS, AT	令和年度	県・市町村												
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組																	
(21)排水施設、排水資機材に関する情報の共有																	
	54	水害リスク情報の共有とともに、現況の施設・機材の情報を共有	AV	引き続き実施	関東地区・県・市町村・水資源機構		HP及び洪水対策計画書により共有済	HP及び洪水対策計画書により共有済	国土交通省HPにて保有台数を掲載している。 参考URL： http://www.mlit.go.jp/river/bousai/pch-tec/pdf/TEC-FORCE.pdf	高崎河川国道事務所HP及び国土交通省HPにて保有台数を掲載している。 参考URL（災害対策用機械）： https://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/Bousai_003.html https://www.mlit.go.jp/river/bousai/pch-tec/activity/index.html 参考（関東地方整備局 緊急災害対策迅速隊）URL： https://www.ktr.mlit.go.jp/teforce/index.html	国土交通省HPにて保有台数を掲載している。 参考URL： http://www.mlit.go.jp/river/bousai/pch-tec/pdf/TEC-FORCE.pdf	水害リスク情報、現況の施設・機材については、洪水対策計画書等により、水防連絡部会等で情報共有を行っている。	国土交通省HPにて保有台数を掲載している。 参考URL： http://www.mlit.go.jp/river/bousai/pch-tec/pdf/TEC-FORCE.pdf	関東ブロックの水機材所有施設機材は、ポンプ車2台、可搬ポンプ6台等があり、地域防災連携の対象設備となっている。 参考URL https://www.water.go.jp/honsya/honsya/torikumi/support/support.html			
	55	排水機場の遠隔操作化、遠遡基準の明確化	AX	令和年度	関東地区・県・市町村・水資源機構						排水機場の遠隔操作化について対策済み。また、堆肥基準についても作成済み。	排水機場の遠隔操作化について対策済み。また、遠遡基準についても作成済み。	対象無し		事業所から遠隔操作で糠田排水機場のポンプ操作が可能。		
(22)浸水被害軽減地区の指定																	
	56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報（地質データや浸シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県												
	57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理指針で協定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む	AV	必要に応じて	市町村												
(23)出水後の対応																	
	58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村												
	59	暫定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台										令和元年台風第19号による堤防の決壊等の被災状況を考慮し、10月18日に県内全市町村を対象に洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）を引き下げて運用。令和2年3月18日通常基準に戻す。		
■ハード対策の主な取組																	
④河川管理施設の整備等に関する事項																	
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策																	
	60	河川の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AR, BA, BE, BF	引き続き実施	県												
	61	流域治水の考え方に基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BR, BE	必要に応じて	国・県・市町村												
	62	多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河道掘削等）	BA	引き続き実施	県												
	63	浸水による機能停止リスクが大きい下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	令和年度	県・市町村												
	64	土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤の整備	-	引き続き実施	県												
	65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し市町村の円滑な水防活動等、活用方を検討・調整	BR, BE	必要に応じて	県・市町村												
(24)危機管理型ハード対策																	
	66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引き続き実施	県												
(25)排水機場の耐水化の検討																	
	67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	令和年度	県												

概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）		黄色セル：更新箇所									
項目	取組の柱			課題	目標時期	取組機関	（独）水資源機構 下久保ダム管理所	（独）水資源機構 荒川ダム総合管理所	埼玉県		
	実施する施策										
	具体的取組										
■ソフト対策の主な取組											
①円滑かつ迅速な避難のための取組											
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供											
	1	ホットラインの情報を活用する検討	D, G	引き続き実施	県・市町村						
(2) 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）											
	2	多機関連携型タイムラインの検討	L, M, R	88年度	県・市町村・気象台					多機関連携型タイムラインの作成について検討する。	
	3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	M, AF	毎年	協議会全体	・国の洪水予報伝達演習に毎年参加している。 ・他機関と連携したダムの洪水対応演習を毎年実施している。		・国の洪水予報伝達演習に毎年参加している。 ・他機関と連携したダムの洪水対応演習を毎年実施している。		国・市町村などと共に、洪水情報伝達訓練を毎年実施している。 タイムラインを活用して、他機関と連携した洪水情報伝達訓練を行う。	
	4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L, M, Q, R	必要に応じて	県・市町村・気象台					「避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成例」を作成し、市町村へ周知している。 また、国の改正に合わせて更新を実施している。 市町村における水害対応タイムラインの見直し支援を行う。 「避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成例」を必要に応じて改正し、市町村へ周知を行っている。	
	5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	R	88年度	関東地区・気象台・県・市町村					マイ・タイムライン作成についての説明や事前に確認するべき事項をまとめた防災マニュアルブックを発行している。	
(3) 水害危険性の周知促進											
	6	水位周知河川の拡大及び適用	K	88年度	県					・洪水予報河川として4河川、水位周知河川として14河川を指定済み ・水位周知河川への新規指定や指定区間の延伸を検討中。	
	7	ハザードマップの見方など水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	Z	0	関東地区・気象台・県・市町村					・河川砂防課防災担当を問合せ窓口とする。 ・河川砂防課にて問い合わせ先を記載しており、不動産業者や県内市町村等からの質問に対応している。	
(4) ICT を活用した洪水情報の提供											
	8	洪水情報のプッシュ型配信の実施及び運用基準の明確化	P, Z, AA	88年度	県					水位周知河川における洪水情報のＬアラートを活用した提供、洪水予報河川における洪水予報のプッシュ型配信を運用している。	
	9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒画の発表」等の改善	M, Q, Q	引き続き実施	気象台						
	10	住民等への情報伝達方法の改善	P, Z, AA, AB, AC, AE	引き続き実施	市町村						
	11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	88年度	関東地区・県・市町村					・緊急連絡メール・Ｌアラートの運用を行っている。 ・YAHOO! webページへ河川監視カメラ映像を提供している。 ・NHK全国ハザードマップへ水害リスク情報図データを提供し掲載している。	

概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）			黄色セル：更新箇所					
項目	取組の柱		課題	目標時期	取組機関	（独）水資源機構 下久保ダム管理所	（独）水資源機構 荒川ダム総合管理所	埼玉県
	実施する施策							
	具体的取組							
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実								
	12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,M,O	88年度	関東地整・ 県・水資源機構	貯水池状況（流入量、放流量、貯水位、貯水量等）をウェブサイトにて情報発信していく。	・防災説明会において、ダムの操作に関する説明の実施 ・事務所ホームページにおいて、リアルタイムダム操作状況の配信	
	13	避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N,M,O	88年度	関東地整・ 県・市町村・水資源機構	放流通知文の見直しを実施した。 異常洪水時防災操作移行時の通知時間「1時間及び3時間」に加え、必要に応じて事前の情報提供を行う。	・必要に応じて放流通知文の見直しを実施。 ・異常洪水時防災操作移行時の通知時間「1時間及び3時間」に加え、必要に応じて事前の情報提供を行う。 ・事務所ホームページにおいて、リアルタイムダム操作状況の配信	
	14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	88年度	関東地整・ 県・市町村			・緊急連絡メール・アラートの運用を行っている。 ・Yahoo! webページへ河川監視カメラ映像を提供している。 ・NHK全国ハザードマップへ水害リスク情報図データを提供し掲載している。
(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等								
	15	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の見直しと改善	V,N,X,AE	引き続き実施	市町村			
	16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討。そのための情報提供の実施。	S,T,U,X,Y,AG	必要に応じて	関東地整・ 県・市町村			広域避難所の確保のため、隣接する県の協力が必要となる事態に備え、市町と一緒に協議を行うなどの支援を行っている。市町村の広域避難所の確保のための必要な支援を行っている。
	17	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な整備を実施	S,T	必要に応じて	関東地整・ 県・市町村・水資源機構	市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町村から依頼があった場合には、ダムの貯水池内から搬出した堆積土砂や工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。 ※86年度 長瀬町 Z,100m3	市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。
	18	応急的な避難場所の確保	S,T,U,V,X	88年度	県・市町村			取組事例の共有を随時行っていく。
	19	避難訓練への地域住民の参加促進	S,T,U,Z,AD,AF	88年度	市町村			
	20	互助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び洪水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整	V,AD,AE	88年度	県・市町村			
	21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V,S,T,U	88年度	市町村			
	22	地域防災力の向上のための人材育成	AD,AE,AF	88年度	関東地整・ 県・市町村			県内消防学校へ講師として毎年水防に関する講習を行っている。

○概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）黄色セル：更新箇所

取組の柱 実施する施策		課題	目標時期	取組機関	(独) 水資源機構 下久保ダム管理所	(独) 水資源機構 荒川ダム総合管理所	埼玉県
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施							
23	国等が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	88年度	関東地整・県・市町村			要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）に関する情報共有を図る。
24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す。先進的な事例等、必要な情報提供を行う。	AD	88年度	県・市町村			要配慮者利用施設の管理者向け説明会を実施【平成28年度】対象となる全ての要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成・避難訓練の実施がなされるよう、関係機関と協力して施設管理者に促していく。国・川越市・県の合同で要配慮者利用施設の管理者向け説明会を実施【平成30年度】。市町村ごとに避難確保計画のひな型を作成し配布している【令和3年度】
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用							
25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	88年度	市町村			
26	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	88年度	市町村			
27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引き続き実施	市町村			
28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引き続き実施	市町村			
(9) 浸水実績等の周知							
29	各機関が既に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	A	引き続き実施	県・市町村・水資源機構	ダムの放流警報巡視時等に、県管理河川に係る浸水実績を把握した場合には、関係機関に情報提供を行う。	ダムの放流警報巡視時等に、県管理河川に係る浸水実績を把握した場合には、関係機関に情報提供を行う。	・洪水想定区域図を市町村に提供する。・洪水予報河川・水位周知河川の区間外における主要洪水時の浸水実績について、関係市町村に提供する。
30	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引き続き実施	市町村			
31	市町村のまちづくり担当部局に対し、中高程度の水害リスク情報の提供	A	88年度	関東地整・県			中高程度の水害リスク情報図（県管理河川）を作成中。
(11) 防災教育の促進							
32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A, E, Z	88年度	関東地整・県・市町村			江戸川河川事務所の指導により作成された指導計画を各市町村と情報共有。今後も、指導計画が作成されたら情報共有を図る。
33	教職員を対象とした講習会の実施	A, E, Z	引き続き実施	協議会全体	教職員を対象とした講習を実施している。	学校からの申し込みに応じて、教職員を対象と講習会の実施	要望に応じて出前講座を実施。
34	出前講座等を活用した講習会の実施	A, E, Z	引き続き実施	協議会全体	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座・現地見学を実施している。	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座・現地見学を実施。	要望に応じて出前講座を実施。

概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）		黄色セル：更新箇所					
項目	取組の柱	課題	目標時期	取組機関	（独）水資源機構 下久保ダム管理所	（独）水資源機構 荒川ダム総合管理所	埼玉県
	実施する施策						
	具体的取組						
	(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化						
	35	危機管理型水位計の拡充	G, AH	88年度	県		河川管理者として河川を管理する上で監視が必要な箇所に、危機管理型水位計や河川監視カメラの設置を行っていく。
	36	河川監視用カメラの拡充	G, AH	引き続き実施	県		河川管理者として河川を管理する上で監視が必要な箇所に、危機管理型水位計や河川監視カメラの設置を行っていく。
	37	河川管理施設の操作状況に係る警戒情報の伝達（特に複数のダム管理者からの緊急伝達に係る警戒情報）に関する基盤や運用の明確化	H	88年度	関東地整、県、水資源機構	貯水池状況（流入量、放流量、貯水位、貯水量等）をウェブサイトにて情報発信していく。	防災説明会において、ダム放流通知文に関する説明会を実施。
	38	ダム放流量情報等の水文化や改良	AX, N	88年度	関東地整、県、水資源機構	放流量警報局舎の緊急効果音、放送内容の変更をした【令和元年度】	管内地向けサイレン・スピーカーの増設と異常洪水時防災操作（非常用洪水吐きからの越流含む）時のスピーカー音声への緊急効果音の追加を実施。【令和元年度】
	39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	88年度	関東地整、県、水資源機構	・治水協定に伴う事前放流実施要領を策定した【令和2年度】	治水協定に伴う事前放流実施要領を策定【令和2年度】
	40	水位用知下水道の指定	AX, N	88年度	県、市町村		
	41	洪水予測（水害タイムライン）の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	88年度	関東地整、県		国の支川洪水予測の活用を検討する。
	2.的確な水防活動のための取組						
	(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供						
42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AI	引き続き実施	市町村			
43	水防団が行う河川堤防の受け持ち区間や道路等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関東地整、県、市町村			
(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保							
44	国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関東地整、県			
(15) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認							
45	洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引き続き実施	関東地整、県、市町村、地域住民		毎年、管内市町村と重要水防箇所の共同点検を実施している。	
46	出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われたことを確認	AL	出水後速やかに	県、市町村			
47	水防資機材等の配備・確認	AN	引き続き実施	関東地整、県、市町村		・県内に県管理水防倉庫を17箇所設置し、資機材の整備、確認を行っている。 ・水防計画に基づき、水防資材の補充を随時行っている。	
48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認	BH	出水後速やかに	県、市町村		・水防計画に基づき、水防資材の補充を随時行っている。	
(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）							
49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引き続き実施	市町村			
(17) 水防訓練の充実							
50	水防団強化、技術の継承を目的とした広報の充実（水防団確保）、水防団間での連携・協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練を実施	AK, AP	88年度	関東地整、県、市町村		・毎年、水防技術講習会へ参加している。 ・毎年、水防管理団体が行う水防訓練、講習会へ参加している。 ・消防学校に対し、水防に関する講習、水防工法の実施講習を行っている。 ・第71回利根川水系連合・総合水防演習を開催し、県内全市町村に演習開催の案内を行った。	
(18) 水防団間での連携、協力に関する検討							
51	大規模浸水に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の能力内容等について検討、調整	AH, AN, AM, AO, AP	88年度	市町村			

概ね5年で実施する取組内容（※7.3時点）										黄色セル：更新箇所									
項目																			
取組の柱				課題	目標時期	取組機関	(独)水資源機構 下久保ダム管理所				(独)水資源機構 荒川ダム総合管理所				埼玉県				
		実施する施策																	
		具体的取組																	
(19)市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実																			
	52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討		AR, AS	88年度	県・市町村									想定最大規模の洪水浸水想定区域図の浸水深・浸水継続時間を関係機関に情報共有している。				
(20)市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実																			
	53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整		AR, AS, AT	88年度	県・市町村									想定最大規模の洪水浸水想定区域図の浸水深・浸水継続時間を関係機関に情報共有している。				
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組																			
(21)排水施設、排水資機材に関する情報の共有																			
	54	水害リスク情報の共有とともに、施設の施設・機材の情報を共有		AV	引続き実施	関係地整・県・市町村・水資源機構	関東ブロックの水機構所有施設機材は、ポンプ車2台、可搬ポンプ6台等があり、地域防災連携の対象設備となっている。				関東ブロックの水機構所有施設機材は、ポンプ車2台、可搬ポンプ6台等があり、地域防災連携の対象設備となっている。				埼玉県水防計画に県所有の水防資器材、県内市町村所有の水防資器材の情報を掲載し共有している。 ・埼玉県川の防災情報ホームページにおいて、県内の雨量及び水位、河川監視カメラの画像をリアルタイムで提供				
	55	排水機場の遠隔操作化、遠近基準の明確化		AX	88年度	関係地整・県・市町村・水資源機構	対象施設なし												
(22)浸水被害軽減地区の指定																			
	56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報（地形データや浸シミュレーション結果）を水防管理者に提供		AV	必要に応じて	県									浸水エリア拡大を抑制する効果があると予想される地形等の情報を把握した場合には、地元市町村への情報提供を適宜行っていく。				
	57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で協定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む		AV	必要に応じて	市町村													
(23)出水後の対応																			
	58	被災状況調査の迅速化		AY	出水後速やかに	県・市町村													
	59	暫定水位基準の設定		AZ	出水後速やかに	県・気象台													
■ハード対策の主な取組																			
④河川管理施設の整備等に関する事項																			
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策																			
	60	河川の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ		AR, BA, BE, BF	引続き実施	県													
	61	流域治水の考え方に基づき、流域全体で持続可能な河川整備に当該対策に取り組む		BE, BF	必要に応じて	国・県・市町村													
	62	多数の豪雨や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河造掘削）		BA	引続き実施	県													
	63	浸水による機能停止リスクの高い下水施設について、排水機場停止リスク低減策を実施		AV	88年度	県・市町村													
	64	土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤の整備		-	引続き実施	県													
	65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し市町村の円滑な水防活動等、活用方を検討・調整		BE, BF	必要に応じて	県・市町村									水防資器材の保管場所等として活用されている。必要に応じて更なる活用を検討する。				
(24)危機管理型ハード対策																			
	66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫		BC	引続き実施	県									堤防にコンクリートブロック、遊水シート、ドレーン等を設置することにより、災害に対して粘り強い河川整備を行っている。引続き、河川の整備状況や点検結果、背後地の利用状況等を踏まえて検討を行う。				
(25)排水機場の耐水化の検討																			
	67	排水機場の耐水化の検討		AX, BD	88年度	県									・浸水時においても排水活動を継続するための排水機場の耐水化に向けた検討を行う。				